

**監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて
一定期間が経過した事業場における
制度運用実態に関する調査
（許可事業場・対象労働者アンケート調査）**

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training



監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて
一定期間が経過した事業場における
制度運用実態に関する調査
(許可事業場・対象労働者アンケート調査)

ま え が き

働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする」とが求められている。こうした事情を背景に、今般、厚生労働省の要請を受け、労働基準法第41条第3号に基づく監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて一定期間が経過した事業場における制度運用実態に関する調査を実施した。

本調査に回答いただいた方々にはこの場を借りて改めて感謝申し上げたい。本報告書が、監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けた事業場における法政策に関する議論に資することができれば幸いである。

2026 年 10 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 藤 村 博 之

調査担当者

氏 名	所 属
おくだ 奥田 えいじ 栄二	労働政策研究・研修機構 調査部部長
おくむら 奥村 みお 滯	労働政策研究・研修機構 調査部調査員
ぐんじ 郡司 まさと 正人	労働政策研究・研修機構 リサーチフェロー

目 次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の概要.....	1
2. 回答事業場・回答者の属性.....	2
3. 本報告書の構成.....	4
第2章 監視・断続的労働許可調査の調査結果の概要	5
1. 回答者属性.....	5
1-1. 監視・断続的労働を行わせている事業場の回答属性.....	5
1-2. 監視・断続的労働として従事している業務.....	9
1-3. 監視・断続的労働に就いている労働者の属性.....	11
2. 監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況.....	15
2-1. 監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況.....	15
2-2. 監視・断続的労働に関する許可書に関する労働者の認知度.....	17
3. 監視・断続的労働の働き方.....	19
3-1. 手待ち時間中に発生した作業、時間数の把握状況.....	19
3-2. 労働者側からみた作業時間の報告.....	24
4. 監視・断続的労働に対する健康・福祉を確保するための措置、労務管理.....	26
4-1. 監視・断続的労働に対する特別な対応.....	26
4-2. 監視・断続的労働の労務管理.....	29
第3章 宿日直許可調査の調査結果の概要	34
1. 回答者属性.....	34
1-1. 宿日直を行わせている事業場の回答属性.....	34
1-2. 宿日直に就いている労働者の属性.....	43
2. 宿日直許可書の保存、周知の状況.....	47
2-1. 宿日直許可書の保存、周知の状況.....	47
2-2. 宿日直許可書に関する労働者の認知度.....	49
3. 宿直、日直の働き方.....	50
3-1. 宿日直中に従事している業務.....	50
3-2. 宿日直中の拘束時間.....	54
3-3. 宿日直中の通常業務・緊急対応.....	61
4. 宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置、労務管理.....	73
4-1. 宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置.....	73

4-2. 宿日直における労働者の労務管理	76
資料 1 調査票	80
「監視・断続的労働許可調査（事業場調査）」調査票	81
「監視・断続的労働許可調査（労働者調査）」調査票	85
「宿日直許可調査（事業場調査）」調査票	88
「宿日直許可調査（労働者調査）」調査票	95
資料 2 付属統計表	99
「監視・断続的労働許可調査（事業場調査）」付属統計表	100
「監視・断続的労働許可調査（労働者調査）」付属統計表	118
「宿日直許可調査（事業場調査）」付属統計表	130
「宿日直許可調査（労働者調査）」付属統計表	165

第1章 調査の概要

1. 調査の概要

(1)調査の趣旨・目的

働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする」とが求められている。こうした事情を背景に、今般、厚生労働省の要請を受け、労働基準法第41条第3号に基づく監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて一定期間が経過した事業場における制度運用実態に関する調査を実施した¹。

なお、本調査は、厚生労働省労働基準局監督課の要請研究に基づく調査である。

(2)調査名

- 1) 「監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査」（事業場調査）、および「監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査」（労働者調査）（以下、それぞれ「①監視・断続的労働許可調査（事業場調査）」「②監視・断続的労働許可調査（労働者調査）」という）
- 2) 「宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査」（事業場調査）、および「宿日直に就く労働者に関する意識調査」（労働者調査）（以下、それぞれ「③宿日直許可調査（事業場調査）」「④宿日直許可調査（労働者調査）」という）

(3)調査方法：郵送による配付・回収（オンライン回答を可能としている）。

(4)調査対象

- 1) ①監視・断続的労働許可調査（事業場調査）：平成30（2018）年1月1日～令和3（2021）年12月31日の4年間に、労働基準監督署への許可申請に対して監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第34条）が出された事業場の全数（調査対象事業場のリストは、厚生労働省が提供）。
- ②監視・断続的労働許可調査（労働者調査）：監視・断続的労働許可事業場を通じて労働者調査票を1通（管理職を除く）配布。

¹ 監視・断続的労働許可又は宿日直許可の制度の概要は以下のとおり。

「監視・断続的労働許可」については、「監視」に従事する者とは、一定部署にあって監視するのを本来業務とし、常態として身体の疲労又は精神的緊張の少ない者のことであり、そのような実態にある者が許可の対象となる。また、「断続的労働」に従事する者とは、休憩時間は少ないが手待ち時間は多い者の意味であり、例えば、修繕係等通常は業務閑散であるが、事故発生に備えて待機する者や、寄宿舎の賄人等については、その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待ち時間折半程度までが許可の対象となる。

「宿日直許可」については、常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可の対象となる。これらの許可を受けた場合には、労働基準法における労働時間、休憩、休日の規定が適用除外される。

2) ③宿日直許可調査（事業場調査）：平成 30（2018）年 1 月 1 日～令和 3（2021）年 12 月 31 日の 4 年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第 23 条）が出された事業場の全数（調査対象事業場のリストは、厚生労働省が提供）。

④宿日直許可調査（労働者調査）：宿日直事業場を通じて労働者調査票を 1 通（管理職を除く）配布。

(5)調査期間：2024 年 7 月 26 日～9 月 2 日（調査時点：2024 年 4 月 1 日時点）

(6)配布数と有効回収数・有効回収率

		配布数	有効回収数	有効回収率
1)	①監視・断続的労働許可調査（事業場調査）	4968件	2382件	47.9%
	②監視・断続的労働許可調査（労働者調査）	4968件	1824件	36.7%
2)	③宿日直許可調査（事業場調査）	4617件	2312件	50.1%
	④宿日直許可調査（労働者調査）	4617件	1802件	39.0%

2. 回答事業場・回答者の属性

(1)回答事業場（事業場調査）・回答者（労働者調査）の属性

両調査の回答事業場（事業場調査）・回答者（労働者調査）の属性は図表 1 のとおり。

図表 1 回答事業場・回答者の属性【事業場調査・労働者調査】

		1) 監視・断続的労働許可調査				2) 宿日直許可調査			
		①事業場調査		②労働者調査 (※2)		③事業場調査		④労働者調査 (※3)	
		n	%	n	%	n	%	n	%
		2,382	100.0	1,750	100.0	2,312	100.0	1,731	100.0
問1：企業全体の常用労働者数 (※1) (SA)	1～9人	78	3.3	49	2.8	95	4.1	67	3.9
	10～29人	205	8.6	150	8.6	225	9.7	184	10.6
	30～49人	222	9.3	160	9.1	219	9.5	173	10.0
	50～99人	372	15.6	253	14.5	323	14.0	238	13.7
	100～299人	633	26.6	493	28.2	554	24.0	396	22.9
	300～499人	229	9.6	177	10.1	207	9.0	153	8.8
	500～999人	222	9.3	153	8.7	192	8.3	140	8.1
	1,000人以上	322	13.5	236	13.5	440	19.0	337	19.5
	無回答	99	4.2	79	4.5	57	2.5	43	2.5
問2：貴事業場の常用労働者数(SA)	1～9人	656	27.5	476	27.2	433	18.7	323	18.7
	10～29人	528	22.2	397	22.7	664	28.7	513	29.6
	30～49人	339	14.2	249	14.2	349	15.1	277	16.0
	50～99人	459	19.3	330	18.9	402	17.4	288	16.6
	100～299人	292	12.3	219	12.5	319	13.8	222	12.8
	300～499人	53	2.2	40	2.3	57	2.5	43	2.5
	500～999人	23	1.0	21	1.2	34	1.5	24	1.4
	1,000人以上	11	0.5	6	0.3	39	1.7	30	1.7
	無回答	21	0.9	12	0.7	15	0.6	11	0.6
問3：貴事業場の業種(SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	1	0.0	1	0.1
	建設業	25	1.0	19	1.1	127	5.5	76	4.4
	製造業	54	2.3	30	1.7	65	2.8	56	3.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	71	3.0	51	2.9	206	8.9	178	10.3
	情報通信業	1	0.0	1	0.1	14	0.6	12	0.7
	運輸業、郵便業	37	1.6	29	1.7	72	3.1	56	3.2
	卸売業、小売業	20	0.8	12	0.7	61	2.6	49	2.8
	金融業、保険業	5	0.2	2	0.1	4	0.2	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	38	1.6	29	1.7	3	0.1	2	0.1
	学術研究、専門・技術サービス業	16	0.7	12	0.7	21	0.9	18	1.0
	宿泊業、飲食サービス業	134	5.6	94	5.4	79	3.4	60	3.5
	生活関連サービス業、娯楽業	23	1.0	15	0.9	28	1.2	22	1.3
	教育、学習支援業	97	4.1	69	3.9	49	2.1	35	2.0
	医療、福祉	1,333	56.0	1,011	57.8	1,425	61.6	1,041	60.1
	複合サービス事業	30	1.3	23	1.3	12	0.5	10	0.6
	サービス業（他に分類されないもの）	481	20.2	341	19.5	138	6.0	111	6.4
	無回答	17	0.7	12	0.7	7	0.3	4	0.2
問4：貴事業場の形態(SA)	事業所（事務所）	495	20.8	342	19.5	442	19.1	342	19.8
	営業所	76	3.2	55	3.1	100	4.3	87	5.0
	店舗、飲食店	10	0.4	3	0.2	15	0.6	9	0.5
	工場、作業所	49	2.1	31	1.8	104	4.5	88	5.1
	輸送・配送センター	7	0.3	5	0.3	27	1.2	16	0.9
	病院、医療介護施設	952	40.0	709	40.5	1,043	45.1	743	42.9
	学校、保育所	80	3.4	61	3.5	41	1.8	31	1.8
	旅館、ホテル等の宿泊施設	101	4.2	70	4.0	75	3.2	57	3.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	0.1	0	0.0	33	1.4	12	0.7
	その他	601	25.2	468	26.7	425	18.4	342	19.8
	無回答	9	0.4	6	0.3	7	0.3	4	0.2

（※1）本調査では、次のように定義している。「常用労働者とは、貴事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます（他事業場に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に外向している者は含めない。）」。

（※2）監視・断続的労働許可調査において、労働者の勤め先の基本属性（企業全体の常用労働者数、事業場の常用労働者数、事業場の業種、事業場の形態）については、労働者調査に該当する設問がないことから、企業票のそれぞれの設問を接続して集計している。労働者票の有効回答数（n=1,824）のうち、接続可能だった票は1,750件である（74件は欠損として図表では集計対象外としている）。

（※3）宿日直許可調査において、労働者の勤め先の基本属性（企業全体の常用労働者数、事業場の常用労働者数、事業場の業種、事業場の形態）については、労働者調査に該当する設問がないことから、企業票のそれぞれの設問を接続して集計している。労働者票の有効回答数（n=1,802）のうち、接続可能だった票は1,731件である（71件は欠損として図表では集計対象外としている）。

(2)回答者(労働者調査)の個人属性

両調査の回答者（労働者調査）の個人属性は図表 2 のとおり²。

図表 2 回答者の個人属性【労働者調査】

		1) 監視・断続的労働許可調査		2) 宿日直許可調査	
		②労働者調査		④労働者調査	
		n	%	n	%
		1,824	100.0	1,802	100.0
問 1：性別(SA)	男性	1,488	81.6	1,439	79.9
	女性	323	17.7	353	19.6
	その他	1	0.1	2	0.1
	無回答	12	0.7	8	0.4
問 2：令和 6 (2024) 年 4 月 1 日 現在の満年齢	20代	30	1.6	113	6.3
	30代	67	3.7	329	18.3
	40代	187	10.3	566	31.4
	50代	331	18.1	473	26.2
	60代	699	38.3	231	12.8
	70代以上	494	27.1	76	4.2
	無回答	16	0.9	14	0.8
	平 均 (歳)	61.63		47.89	
	標準偏差	11.80		11.82	
	最小値 (歳)	20.00		20.00	
	最大値 (歳)	84.00		81.00	
	中央値 (歳)	64.00		48.00	
問 3：現在働いている 会社での就労形態 (SA)	正社員	428	23.5	1,496	83.0
	契約社員	359	19.7	56	3.1
	嘱託社員	177	9.7	38	2.1
	パート・アルバイト	726	39.8	172	9.5
	その他	117	6.4	32	1.8
	無回答	17	0.9	8	0.4
問 4：現在働いている 会社での勤続年数 (SA)	1 年未満	105	5.8	45	2.5
	1 年以上 5 年未満	683	37.4	398	22.1
	5 年以上 10 年未満	549	30.1	410	22.8
	10 年以上 15 年未満	236	12.9	318	17.6
	15 年以上 20 年未満	117	6.4	219	12.2
	20 年以上	108	5.9	403	22.4
	無回答	26	1.4	9	0.5

3. 本報告書の構成

本報告書は、「第 1 章 調査の概要」をまとめ、1) 「監視・断続的労働許可調査」について「第 2 章 監視・断続的労働許可調査の調査結果の概要」、2) 「宿日直許可調査」について、「第 3 章 宿日直許可調査の調査結果の概要」でまとめている。

また、資料として、調査票、付属統計表を収録している。

² 「②監視・断続的労働許可（労働者調査）」「④宿日直許可（労働者調査）」いずれも、労働者調査は、各事業場を通じて 1 通配布されている。各事業場において、監視・断続的労働に従事する労働者が複数いる場合もあることから、以下の労働者調査の集計は、回収された調査回答の集計であることに留意がいる。

第2章 監視・断続的労働許可調査の調査結果の概要³

1. 回答者属性

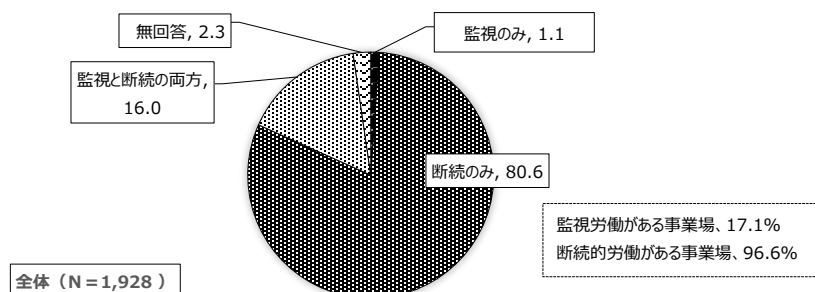
1-1. 監視・断続的労働を行わせている事業場の回答属性

(1) 事業場において取得している許可の種類

本調査は、労働基準法第41条第3号の適用において、平成30年(2018年)、令和元年(2019年)、令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)の計4年間に許可を得た事業場の全数を対象としている。事業場調査では、調査時点(令和6(2024)年4月1日現在)で、当該事業場において監視・断続的労働の有無を尋ねており、「今も行わせている」事業場は、全体の80.9%(n=1,928/回答全数2,382。図表記載割愛)だった。

事業場において取得している許可の種類では、「監視のみ」が1.1%、「断続のみ」が80.6%、「監視と断続の両方」が16.0%となっている。「監視の許可を取得している事業場」(「監視のみ」と「監視と断続の両方」の合計。以下、「監視労働がある事業場」という)は17.1%(n=330)であり、「断続の許可を取得している事業場」(「断続のみ」と「監視と断続の両方」の合計。以下、「断続的労働がある事業場」という)は96.6%(n=1,863)となっている(図表1-1)。

図表 1-1 事業場において取得している許可の種類(SA、単位=%)【事業場調査】



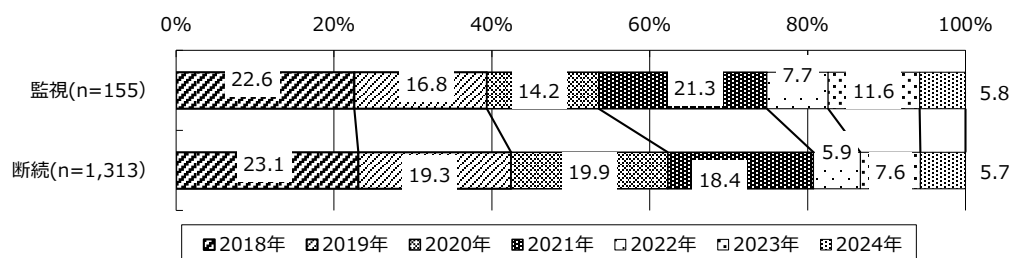
※事業場において、令和6(2024)年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」とする事業場を対象に集計。
「監視労働がある事業場」は、「監視のみ」「監視と断続の両方」の合計(n=330)。「断続的労働がある事業場」は「断続のみ」「監視と断続の両方」の合計(n=1,863)。

以下では、監視・断続的労働を行っている事業場(「監視のみ」「断続のみ」「監視と断続の両方」のいずれか回答。n=1,884)を集計対象とする。事業場調査では、監視・断続的労働の許可を取得した時期について、「監視」と「断続」に分けて尋ねている。取得時期が「わからない」及び、無回答を除き集計したものが図表1-2である。調査対象は2018年～2021年の計4年間に許可を得た事業場の全数であるが、2018～2021年の4年間に取得した割合は、「監視」で74.9%、「断続」で80.7%であり、2022年～2024年にも許可を取得した事業場が

³ 以下の調査結果の集計においては、統計利用上の留意点として、集計結果で示す%表示は、表章単位未満を四捨五入してあるため、内容の合計(%表示の合計)は100%にならない場合がある(図表中の合算も同様に合計と一致しない場合がある)。

ある。

図表 1-2 監視・断続的労働の許可を取得した時期（監視、断続の別）（SA、単位＝％）【事業場調査】



※事業場において、令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」とする事業場を対象に、「監視」「断続」の別に、「わからない」及び、無回答を除き集計。

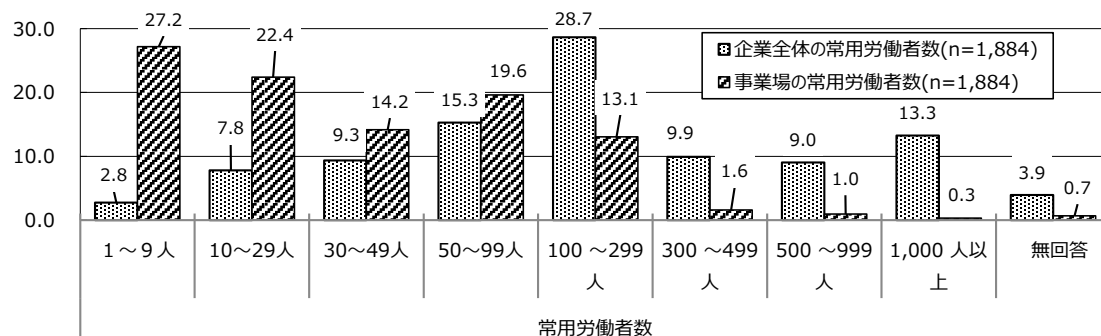
(2) 監視・断続的労働を行っている企業・事業場の回答属性⁴

企業全体の常用労働者数は、「100～299 人」が 28.7%と最も高く、次いで、「50～99 人」が 15.3%、「1,000 人以上」が 13.3%、「300～499 人」が 9.9%などとなっている。

監視・断続的労働を行っている事業場の常用労働者数については、「1～9 人」が 27.2%と最も高く、次いで、「10～29 人」が 22.4%、「50～99 人」が 19.6%などとなっている。

事業場の常用労働者数の「30 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」の合計）は 49.6%を占め、「50 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」「30～49 人」の合計）では 63.8%を占めている（図表 1-3）。

図表 1-3 企業全体の常用雇用労働者数及び、事業場の常用雇用労働者数（SA、単位＝％）【事業場調査】

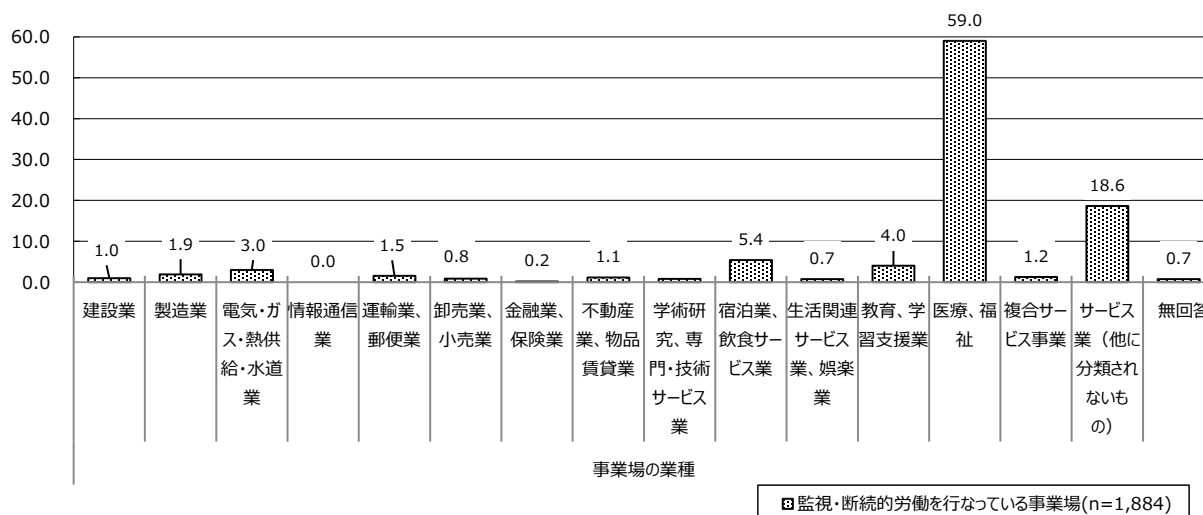


※令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

⁴ 本調査の調査対象は、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年の計4年間に許可を得た事業場であることから、調査時点（令和6（2024）年4月1日現在）では、監視・断続的労働を行っていない場合が想定される。調査票では、問5において、令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働の有無が識別され、問6で許可の種類が識別されている。以下の事業場調査の集計では、令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働の有無を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類（「監視のみ」「断続のみ」「監視と断続の両方」）を回答したサンプルを集計している（1,884件）。なお、問1（企業全体の常用雇用労働者数）、問2（事業場の常用雇用労働者数）、問3（事業場の業種）、問4（事業場の形態）については、全数回答の設定であるが、回答全数の集計結果については、第1章の回答事業場属性、及び、巻末の付属統計表を参照。

監視・断続的労働を行っている事業場の業種については、「医療、福祉」が 59.0%と突出して高く、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」が 18.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が 5.4%などとなっている（図表 1-4）。

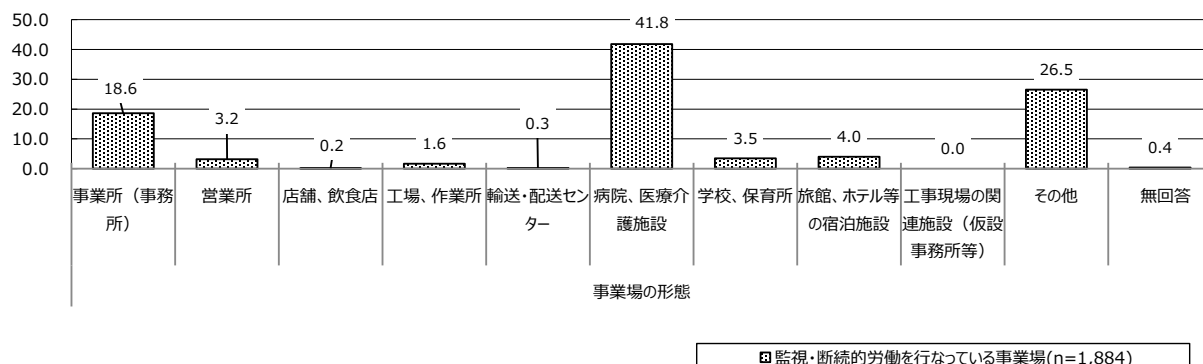
図表 1-4 監視・断続的労働を行っている事業場の業種（SA、単位＝％）【事業場調査】



※※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

監視・断続的労働を行っている事業場の形態については、「病院、医療介護施設」が 41.8%と突出して高く、次いで、「その他」が 26.5%、「事業所（事務所）」が 18.6%などとなっている（図表 1-5）。

図表 1-5 監視・断続的労働を行っている事業場の形態（SA、単位＝％）【事業場調査】



※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを業種別でみたものが図表 1-6 である（図表では、監視・断続的労働を行っている事業場の特徴を示すため、業種ごとに最も高い数値に網をかけている）。業種ごと（n=20 以上）に

最も割合が高い事業場の形態（「その他」除く）をみると、「医療、福祉」では「病院、医療介護施設」、「宿泊業、飲食サービス業」では「旅館、ホテル等の宿泊施設」、「教育、学習支援業」では「学校、保育所」、「製造業」では「工場・作業所」となっている。それ以外の「複合サービス事業」「運輸業、郵便業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「サービス業（他に分類されないもの）」「不動産、物品賃貸業」では「事業所（事務所）」が最も割合が高い。

図表 1-6 監視・断続的労働を行っている事業場の形態（SA、単位＝％）〔業種別〕【事業場調査】

	n	監視・断続的労働を行なっている事業場の形態									
		事業所（事務所）	営業所	店舗、飲食店	工場、作業所	輸送・配送	病院、医療介護施設	学校、保育所	旅館、ホテル等の宿泊施設	その他	無回答
全 体	1,884	18.6	3.2	0.2	1.6	0.3	41.8	3.5	4.0	26.5	0.4
<業種別>											
建設業	18	88.9	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0
製造業	35	31.4	0.0	0.0	62.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	56	58.9	14.3	0.0	3.6	1.8	1.8	0.0	0.0	19.6	0.0
運輸業、郵便業	29	62.1	31.0	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業、小売業	16	50.0	18.8	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	18.8	6.3
金融業、保険業	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	21	23.8	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	61.9	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	15	46.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.3	0.0
宿泊業、飲食サービス業	101	7.9	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.3	15.8	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	14	28.6	7.1	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	0.0
教育、学習支援業	76	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.6	1.3	14.5	2.6
医療、福祉	1,112	5.5	0.1	0.0	0.1	0.0	69.7	0.4	0.0	24.0	0.3
複合サービス事業	23	73.9	8.7	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	13.0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	351	43.0	8.0	0.0	1.1	0.3	2.3	0.9	0.3	44.2	0.0

※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。業種（n=20 以上）において各項目（事業場形態の「その他」除く）で最も大きい値に網。

参考として、事業場の常用雇用労働者数（以下、「事業場規模」という）を業種別及び、事業場形態別でみたものが図表 1-7 である。

事業場規模を業種別（n=20 以上）にみると、比較的小規模の事業場として、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」「電気・ガス・熱供・水道業」「サービス業（他に分類されないもの）」「複合サービス事業」となっている。これらの業種で監視・断続的労働が行われている事業所には、比較的小規模の事業場が多いことが示唆される。一方、比較的大規模の「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「製造業」「教育、学習支援業」「運輸業、郵便業」となっている。

同様に、事業場形態別（n=20 以上、事業場形態「その他」除く⁵⁾）にみると、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い事業場形態は、「旅館、ホテル等の宿泊施設」となっている。一方、「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い事業場形

⁵⁾ 以下では、クロス集計の内容を記載する場合、表側は n=20 以上とする。また、表側の「その他」は、様々なものがあることから文章記載を割愛する。

態は、「学校、保育所」「工場、作業所」「営業所」「病院、医療介護施設」となっている。なお、「病院、医療介護施設」「営業所」「工場、作業所」等は、約半数が「50 人以上・計」であるが、「29 人以下・計」も 3 割前後あり、大規模な事業場だけでなく、小規模の事業場も一定割合を占めている。これらの事業場形態では、大規模な事業場だけでなく、小規模な事業場でも監視・断続的労働が行われている。

図表 1-7 事業場の常用雇用労働者数（SA、単位＝％）〔業種別、事業場形態別〕【事業場調査】

	n	監視・断続的労働を行なっている事業場の常用労働者数						下 2 ・ 9 計 人 以	上 5 ・ 0 計 人 以
		1 5 9 人	2 1 9 0 人 5	4 3 9 0 人 5	9 5 9 0 人 5	以 1 上 0 0 人	無 回 答		
全 体	1,884	27.2	22.4	14.2	19.6	15.9	0.7	49.6	35.6
<業種別>									
建設業	18	38.9	5.6	0.0	44.4	11.1	0.0	44.4	55.6
製造業	35	11.4	2.9	8.6	11.4	62.9	2.9	14.3	74.3
電気・ガス・熱供給・水道業	56	25.0	50.0	17.9	3.6	3.6	0.0	75.0	7.1
運輸業、郵便業	29	3.4	20.7	31.0	34.5	10.3	0.0	24.1	44.8
卸売業、小売業	16	25.0	37.5	12.5	6.3	18.8	0.0	62.5	25.0
金融業、保険業	3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0
不動産業、物品賃貸業	21	61.9	19.0	9.5	4.8	4.8	0.0	81.0	9.5
学術研究、専門・技術サービス業	15	33.3	33.3	6.7	26.7	0.0	0.0	66.7	26.7
宿泊業、飲食サービス業	101	47.5	34.7	9.9	1.0	5.0	2.0	82.2	5.9
生活関連サービス業、娯楽業	14	7.1	28.6	21.4	21.4	21.4	0.0	35.7	42.9
教育、学習支援業	76	10.5	15.8	21.1	26.3	25.0	1.3	26.3	51.3
医療、福祉	1,112	19.6	24.3	16.3	25.1	14.2	0.5	43.9	39.3
複合サービス事業	23	47.8	13.0	4.3	8.7	26.1	0.0	60.9	34.8
サービス業（他に分類されないもの）	351	48.4	12.5	7.7	9.1	21.4	0.9	61.0	30.5
<事業場形態別>									
事業所（事務所）	350	28.0	20.3	13.7	14.6	22.9	0.6	48.3	37.4
営業所	60	15.0	18.3	13.3	23.3	30.0	0.0	33.3	53.3
店舗、飲食店	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
工場、作業所	31	16.1	9.7	16.1	12.9	41.9	3.2	25.8	54.8
輸送・配送センター	5	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0
病院、医療介護施設	787	12.8	21.0	15.6	31.9	18.4	0.3	33.8	50.3
学校、保育所	66	9.1	7.6	22.7	30.3	28.8	1.5	16.7	59.1
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	43.4	39.5	11.8	1.3	2.6	1.3	82.9	3.9
その他	499	51.3	26.5	10.8	5.6	4.6	1.2	77.8	10.2

※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。「29 人以下・計」は「1～9 人」と「10～29 人」の合計。「50 人以上・計」は、「50～99 人」と「100 人以上」の合計。表側の「業種」「事業場形態」（n＝20 以上、事業場形態「その他」除く）において、「29 人以下・計」「50 人以上・計」で、全体より 5 ポイント以上高い値に網。

1-2. 監視・断続的労働として従事している業務⁶

調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、監視・断続的労働として従事している業務について尋ねている。事業場調査、労働者調査の結果についてまとめたものが図表 1-8 である。

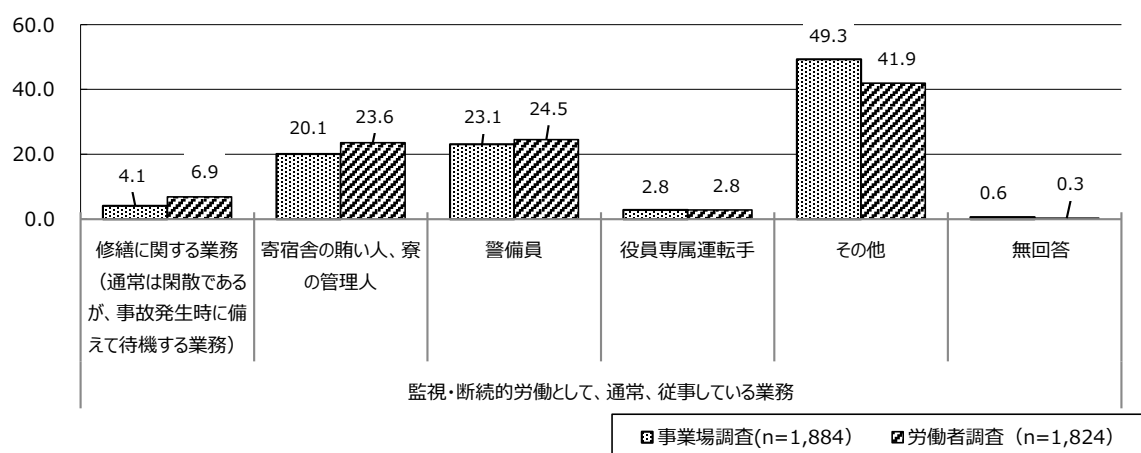
事業場調査では、「監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和 6（2024）年 4 月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。」と尋ねており、「その他」が 49.3%と最も高く、「警備員」が 23.1%、「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」が 20.1%、「修繕に関する業務」が 4.1%、「役員専属運転手」が 2.8%となっている。

⁶ 調査票では、問 7 以降の回答方法について、許可を取得した監視・断続的労働の業務の状況について、監視の許可と断続的労働の許可の双方を取得している場合は、以下の問は断続的労働について回答するよう注記している。

労働者調査では、「あなたは監視・断続的労働として、通常どのような業務に就いていますか」と尋ねており、「その他」が41.9%と最も高く、「警備員」が24.5%、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」が23.6%、「修繕に関する業務」が6.9%、「役員専属運転手」が2.8%となっている。

なお、「その他」が事業場調査では49.3%（928件／1,884件）、労働者調査が41.9%（765件／1,824件）と半数弱を占めている。「その他」の記述内容をみると、事業場調査、労働者調査いずれも、夜勤として宿泊を伴う待機等を行う業務に関する記述が多く、その件数は、事業場調査では564件（その他928件のうち6割）、労働者調査では401件（その他765件のうち5割強）だった。

図表 1-8 監視・断続的労働に就く労働者が従事している業務(SA、単位＝%)【事業場調査・労働者調査】



※事業場調査は、事業場において、令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。設問では、「監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和6（2024）年4月の実績から、最も当てはまるものを回答してください」と尋ねている。労働者調査は、令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。設問では、「あなたは監視・断続的労働として、通常どのような業務に就いていますか」と尋ねている。

このうち事業場調査分を、業種別及び事業場形態別でみたものが図表 1-9 である。

各業務について、その業務の構成割合が全体での構成割合より 5 ポイント以上高い業種（n=20 以上）を列举すると、「修繕に関する業務」では「電気・ガス・熱供・水道業」「不動産、物品賃貸業」、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」では「教育、学習支援業」「不動産、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」、「警備員」では「複合サービス事業」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」、「役員専属運転手」では「製造業」「運輸業、郵便業」「複合サービス事業」、「その他」では「医療、福祉」「電気・ガス・熱供給・水道業」となっている。

同様に、その業務の構成割合が全体での構成割合より 5 ポイント以上高い事業場形態（n=20 以上、「その他」除く）を列举すると、「修繕に関する業務」では「営業所」、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」では「学校、保育所」、「警備員」では「工場、作業所」「営業所」「事業所（事務

所)」、「役員専属運転手」では「事業所（事務所）」、「その他」では、「旅館、ホテル等の宿泊施設」「病院、医療介護施設」となっている。

図表 1-9 監視・断続的労働に就く労働者が従事している業務（SA、単位＝％）

〔業種別、事業場形態別〕【事業場調査】

	n	業 務 繕 に 関 す る	人 人 寄 、 寮 舎 の 管 理 人	警 備 員	手 役 員 専 属 運 転	そ の 他	無 回 答
全 体	1,884	4.1	20.1	23.1	2.8	49.3	0.6
<業種別>							
建設業	18	16.7	0.0	0.0	22.2	61.1	0.0
製造業	35	0.0	11.4	45.7	22.9	20.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	56	17.9	0.0	19.6	0.0	60.7	1.8
運輸業、郵便業	29	6.9	3.4	20.7	20.7	44.8	3.4
卸売業、小売業	16	6.3	0.0	43.8	18.8	31.3	0.0
金融業、保険業	3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
不動産業、物品賃貸業	21	9.5	47.6	4.8	0.0	38.1	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	15	0.0	0.0	53.3	0.0	46.7	0.0
宿泊業、飲食サービス業	101	3.0	34.7	9.9	0.0	52.5	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	14	0.0	21.4	35.7	0.0	42.9	0.0
教育、学習支援業	76	1.3	67.1	25.0	1.3	5.3	0.0
医療、福祉	1,112	4.1	16.2	17.2	0.0	61.6	0.9
複合サービス事業	23	4.3	17.4	52.2	17.4	8.7	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	351	1.7	25.9	40.7	6.8	24.8	0.0
<事業場形態別>							
事業所（事務所）	350	4.6	8.6	35.1	13.1	38.3	0.3
営業所	60	15.0	6.7	46.7	1.7	30.0	0.0
店舗、飲食店	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
工場、作業所	31	3.2	9.7	58.1	3.2	25.8	0.0
輸送・配送センター	5	0.0	0.0	40.0	0.0	60.0	0.0
病院、医療介護施設	787	4.4	13.0	21.6	0.0	60.2	0.8
学校、保育所	66	1.5	66.7	25.8	0.0	6.1	0.0
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	2.6	17.1	10.5	0.0	69.7	0.0
その他	499	2.6	35.7	13.0	0.8	46.9	1.0

※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。表側の「業種」「事業場形態」（n=20以上、事業場形態「その他」除く）において、各業務で全体より5ポイント以上高い値に網。

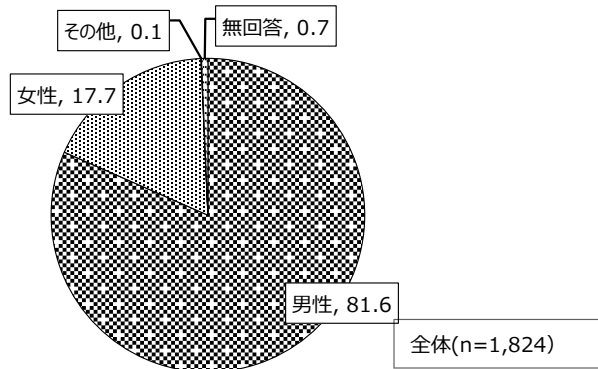
1-3. 監視・断続的労働に就いている労働者の属性

(1)監視・断続的労働に就いている労働者の性別

労働者調査において、監視・断続的労働に就いている労働者の性別をみると、男性が 81.6%、女性が 17.7%などとなっている。男女比では、男性が 8 割を占めている（図表 1-10）。

性別を業務別（「その他」除く）にみると、男性の割合は、「警備員」で 98.0%、「役員専属運転手」で 96.1%とほとんどを占めており、「修繕に関する業務」では、男性が 87.3%、女性が 12.7%となっている。「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」は、男性が 66.7%、女性が 33.0%となっており、他の業務に比べて女性の割合が高い（図表 1-11）。

図表 1-10 監視・断続的労働に就いている労働者の性別（SA、単位＝％）【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

図表 1-11 監視・断続的労働に就いている労働者の性別（SA、単位＝％）【業務別】【労働者調査】

	n	男性	女性	その他	無回答
全体	1,824	81.6	17.7	0.1	0.7
<業務別>					
修繕に関する業務	126	87.3	12.7	0.0	0.0
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	66.7	33.0	0.0	0.2
警備員	446	98.0	1.3	0.0	0.7
役員専属運転手	51	96.1	2.0	0.0	2.0
その他	765	78.7	20.3	0.1	0.9

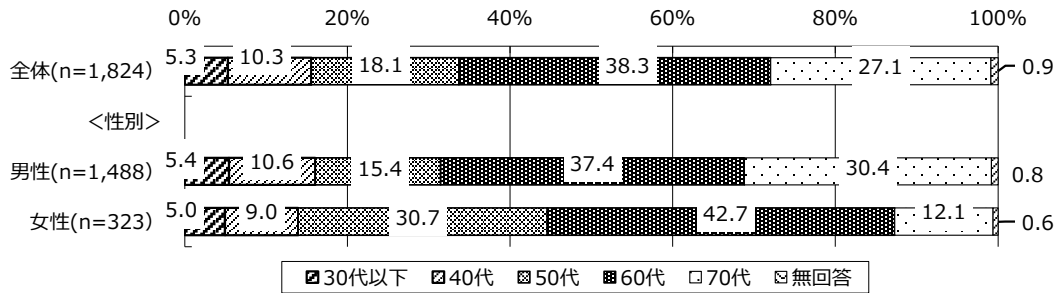
※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

（2）監視・断続的労働に就いている労働者の年齢

労働者調査において、監視・断続的労働に就いている労働者の年齢をみると、60 代が 38.3%と 4 割弱と最も高く、次いで、70 代が 27.1%、50 代が 18.1%などとなっている。60 代以上でみると 65.4%となっている。50 代以上では 83.5%と 8 割を占めている。

これを性別にみると、60 代以上の割合は、男性が 67.8%、女性が 54.8%となっており、女性の方がやや低い。ただし、50 代以上でみると、男女いずれも 8 割台と大半を占めている（図表 1-12）。

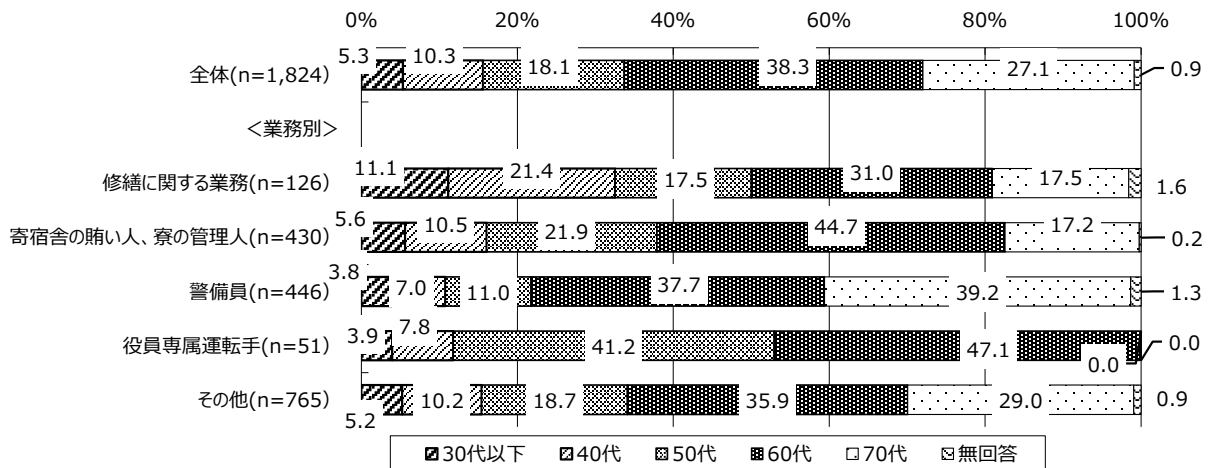
図表 1-12 監視・断続的労働に就いている労働者の年齢(SA、単位＝％)〔性別〕【労働者調査】



※令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。表側の性別は、男性、女性のみ記載（以下同じ）。

これを業務別（「その他」除く）にみると、「警備員」は、70代（39.2%）、60代（37.7%）で、60代以上で8割弱を占める。「役員専属運転手」では、60代（47.1%）、50代（41.2%）がともに4割台であり、50～60代で9割弱を占めている。「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」は、60代が44.7%、50代が21.9%、70代が17.2%となっており、これらの年齢層で8割となっている。「修繕に関する業務」は、60代が31.0%と最も割合が高いものの、それ以外の40代～50代、及び70代以上も2割前後となっており、50代以上の割合が高いことに違いはないが、他の業務に比べれば広範に分布している（図表 1-13）。

図表 1-13 監視・断続的労働に就いている労働者の年齢(SA、単位＝％)〔業務別〕【労働者調査】



※令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

(3) 現在働いている会社での就労形態

現在働いている会社での就労形態は、「パート・アルバイト」が39.8%と最も割合が高く、次いで、「正社員」が23.5%、「契約社員」が19.7%、「嘱託社員」が9.7%などとなっている。「非正社員」（「契約社員」「パート・アルバイト」「嘱託社員」「その他」の合計。以下同じ）

の割合は 7 割以上を占めている。

性別にみると、男性に比べ女性の方が「パート・アルバイト」「正社員」の割合が高い。性・年齢別にみると、男女いずれも、「正社員」の割合は年齢が低くなるほど高く、それ以外の「非正社員」の就労形態のいずれも、年齢が高くなるほどおおむね割合が高くなる傾向にある（図表 1-14）。

図表 1-14 現在働いている会社での就労形態（SA、単位＝％）〔性別、性・年齢別〕【労働者調査】

		n	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	その他	無回答
全体		1,824	23.5	19.7	9.7	39.8	6.4	0.9
＜性別＞								
男性		1,488	22.6	20.2	10.6	38.6	6.9	1.1
女性		323	27.2	18.3	5.3	44.6	4.3	0.3
＜性・年齢別＞								
男性	40代以下	239	59.0	8.4	5.0	25.1	2.5	0.0
	50代	229	49.3	15.7	7.0	23.1	4.4	0.4
	60代以上	1,008	7.9	24.0	12.8	45.1	8.6	1.5
女性	40代以下	45	57.8	13.3	0.0	28.9	0.0	0.0
	50代	99	42.4	15.2	5.1	36.4	1.0	0.0
	60代以上	177	10.7	20.9	6.8	53.7	7.3	0.6

※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

（4）現在働いている会社での勤続年数

現在働いている会社での勤続年数は、「1 年以上 5 年未満」が 37.4％で最も割合が高く、次いで、「5 年以上 10 年未満」が 30.1％、「10 年以上 15 年未満」が 12.9％などとなっている。これらの勤続年数を合計すると 8 割を占めている。

就労形態別にみると、「5 年以上・計」（「5 年以上 10 年未満」「10 年以上 15 年未満」「15 年以上 20 年未満」「20 年以上」の合計。以下同じ）は、「正社員」が 70.3％、「非正社員」が 50.7％となっており、「正社員」の方が勤続年数は長い傾向にある。「非正社員」の分布をみると、「1 年以上 5 年未満」が 41.2％で最も割合が高く、次いで、「5 年以上 10 年未満」が 31.7％などとなっている。

業務別（「その他」除く）にみると、「5 年以上・計」の割合は、「役員専属運転手」で 68.6％と、他の業務が 5 割台であるのに比べて高くなっている。

業務・就労形態別にみると、「5 年以上・計」の割合は、いずれの業務も、「非正社員」に比べ「正社員」の方が高い傾向に違いはない。ただし、「役員専属運転手」では、「5 年以上・計」の割合は、「正社員」（75.0％）、「非正社員」（63.0％）となっており、他の業務に比べて「非正社員」でも勤続が長い傾向がみられる（図表 1-15）。

図表 1-15 現在働いている会社での勤続年数(SA、単位＝％)〔属性別〕【労働者調査】

	n	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	無回答	5年以上・ 計	
全体	1,824	5.8	37.4	30.1	12.9	6.4	5.9	1.4	55.4	
＜就労形態別＞										
正社員	428	3.7	25.5	25.2	17.3	12.4	15.4	0.5	70.3	
非正社員	1,379	6.5	41.2	31.7	11.4	4.6	3.0	1.7	50.7	
＜業務別＞										
修繕に関する業務	126	4.8	36.5	27.8	11.9	6.3	11.9	0.8	57.9	
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	6.3	37.2	33.5	12.3	4.4	3.0	3.3	53.3	
警備員	446	7.6	37.9	28.0	13.9	6.1	5.4	1.1	53.4	
役員専属運転手	51	5.9	23.5	39.2	19.6	3.9	5.9	2.0	68.6	
その他	765	4.6	38.3	29.2	12.4	8.0	6.9	0.7	56.5	
＜業務・就労形態別＞										
修繕に関する業務	正社員	50	4.0	20.0	26.0	16.0	10.0	24.0	0.0	76.0
	非正社員	75	5.3	46.7	29.3	9.3	4.0	4.0	1.3	46.7
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	正社員	97	5.2	26.8	28.9	16.5	12.4	10.3	0.0	68.0
	非正社員	328	6.7	39.9	35.1	11.0	2.1	0.9	4.3	49.1
警備員	正社員	71	2.8	22.5	21.1	21.1	9.9	19.7	2.8	71.8
	非正社員	369	8.7	41.2	29.3	12.5	5.1	2.7	0.5	49.6
役員専属運転手	正社員	24	0.0	25.0	41.7	20.8	8.3	4.2	0.0	75.0
	非正社員	27	11.1	22.2	37.0	18.5	0.0	7.4	3.7	63.0
その他	正社員	182	3.8	27.5	22.0	15.9	14.8	15.9	0.0	68.7
	非正社員	578	4.8	41.9	31.5	10.9	5.9	4.2	0.9	52.4

※令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。表頭の「5年以上・計」は、「5年以上10年未満」「10年以上15年未満」「15年以上20年未満」「20年以上」の合計。表側の就労形態の「非正社員」は、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト、その他の合計。

2. 監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況

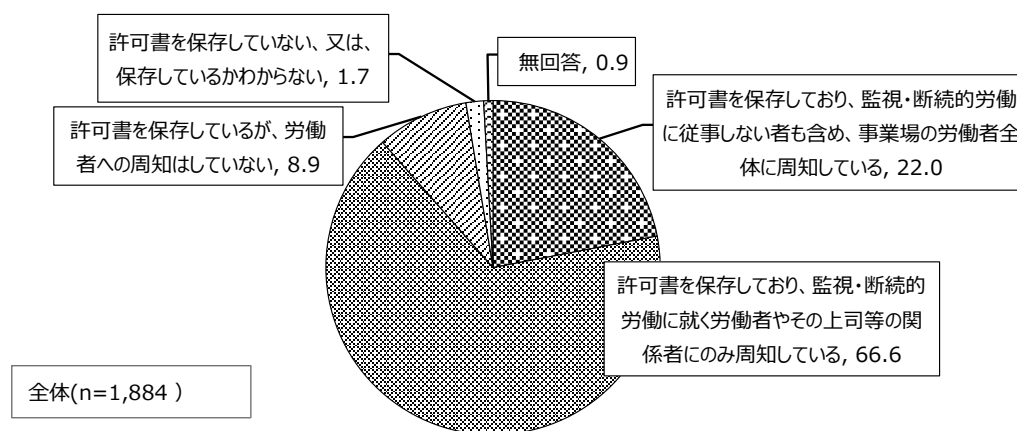
2-1. 監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況

事業場調査では、「監視・断続的労働に関する許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか」と尋ねている。

それによれば、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」（22.0%）、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」（66.6%）、「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」（8.9%）を合わせた「許可書を保存している事業場」（以下、「保存・計」という）は97.5%に及び、「許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない」とする事業場は1.7%と少ない。

「許可書を周知している事業場」（「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」と「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」の合計。以下、「周知・計」という）は88.6%と9割弱を占めている（図表2-1）。

図表 2-1 監視・断続的労働に関する許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた
内容について周知していますか(SA、単位＝%)【事業場調査】



※令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを事業場規模別にみると、いずれの規模においても、許可書の「保存・計」の割合は100%に近く、ほとんどすべての事業場が許可書を保存している。許可書の「周知・計」の割合も9割前後と高いが、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」とする割合をみると、50人未満の事業場では、事業場規模が小さくなるほど、その割合が高くなる傾向にある。

許可書の「周知・計」の割合について事業場形態別（「その他」除く）にみると、いずれの形態でも、80～100%とほとんどの事業場で周知がなされており、「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」とする割合は、高くとも約1割程度である。

これを業務別（「その他」除く）にみても、いずれの業務においても、「周知・計」の割合は約9割となっており、特に「役員専属運転手」において、その割合が高くなっている（図表2-2）。

図表 2-2 監視・断続的労働に関する許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた
内容について周知していますか(SA、単位＝%)〔属性別〕【事業場調査】

	n	許可書を保存 しており、監 視・断続的労 働に従事しな い者も含め、 事業場の労働 者全体に周知 している	許可書を保存 しており、監 視・断続的労 働に就く労働 者やその上司 等の関係者に のみ周知して いる	許可書を保存 しているが、労 働者への周知 はしていない	許可書を保存 していない、又 は、保存してい るかわからない	無回答	保存・計 (※2)	周知・計 (※3)
全体	1,884	22.0	66.6	8.9	1.7	0.9	97.5	88.6
<事業場規模別>								
1～9人	512	33.4	59.4	5.1	1.8	0.4	97.9	92.8
10～29人	422	24.9	60.7	11.1	2.1	1.2	96.7	85.5
30～49人	267	19.5	67.4	8.6	3.0	1.5	95.5	86.9
50～99人	370	10.8	75.4	11.6	1.4	0.8	97.8	86.2
100人以上	300	14.7	75.7	9.0	0.3	0.3	99.3	90.3
<事業場形態別>								
事業所（事務所）	350	26.3	65.7	7.4	0.3	0.3	99.4	92.0
営業所	60	38.3	53.3	3.3	5.0	0.0	95.0	91.7
店舗、飲食店	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
工場、作業所	31	22.6	67.7	6.5	3.2	0.0	96.8	90.3
輸送・配送センター	5	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
病院、医療介護施設	787	17.8	69.4	10.4	1.5	0.9	97.6	87.2
学校、保育所	66	10.6	71.2	13.6	3.0	1.5	95.5	81.8
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	30.3	56.6	6.6	5.3	1.3	93.4	86.8
その他	499	23.6	65.1	8.2	1.6	1.4	97.0	88.8
<業務別>								
修繕に関する業務	77	28.6	61.0	9.1	0.0	1.3	98.7	89.6
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	379	23.0	63.9	8.4	4.2	0.5	95.3	86.8
警備員	436	20.0	70.6	8.0	1.4	0.0	98.6	90.6
役員専属運転手	52	21.2	75.0	3.8	0.0	0.0	100.0	96.2
その他	928	22.3	66.4	9.8	1.1	0.4	98.5	88.7

※1：令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

※2：表頭の「保存・計」は、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」の合計。

※3：表頭の「周知・計」は、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」の合計。

2-2. 監視・断続的労働に関する許可書に関する労働者の認知度

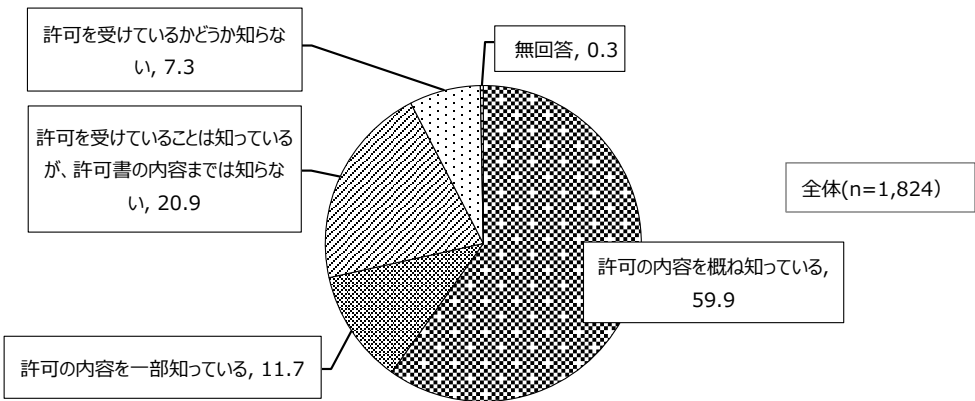
労働者調査では、「勤め先が労働基準監督署から受けている監視・断続的労働に関する許可書の内容（対象業務等）について知っていますか」と尋ねている。

それによれば、「許可の内容を概ね知っている」（59.9%）と「許可の内容を一部知っている」（11.7%）を合わせた「許可の内容を知っている・計」（以下同じ）の割合は、71.6%となっている。一方、「許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない」は20.9%である。「許可を受けているかどうか知らない」は7.3%とわずかである（図表 2-3）。

「許可の内容を知っている・計」の割合を業務別にみると、「役員専属運転手」で86.3%と最も高い。「許可の内容を概ね知っている」は84.3%で、他の業務が6割前後であるのに比べて高くなっている。一方、他の業務も「許可の内容を知っている・計」の割合は7割台と高い

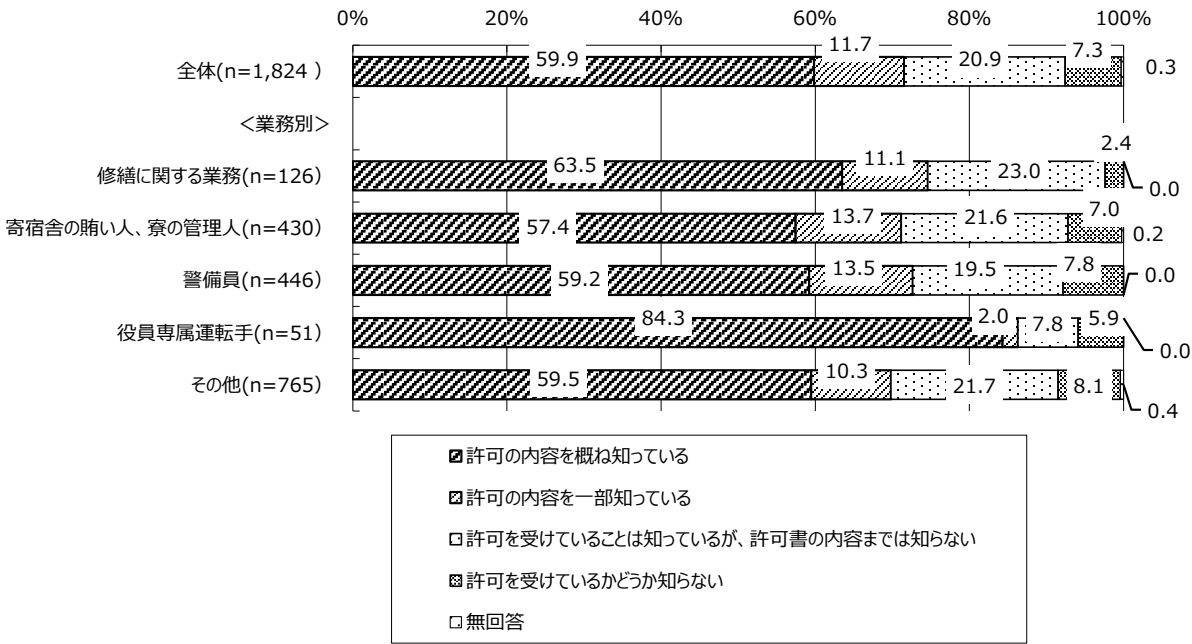
ものの、「許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない」の割合は 2 割前後ある（図表 2-4）。

図表 2-3 監視・断続的労働に関する許可書の内容(対象業務等)について知っているか
(SA、単位＝%)【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

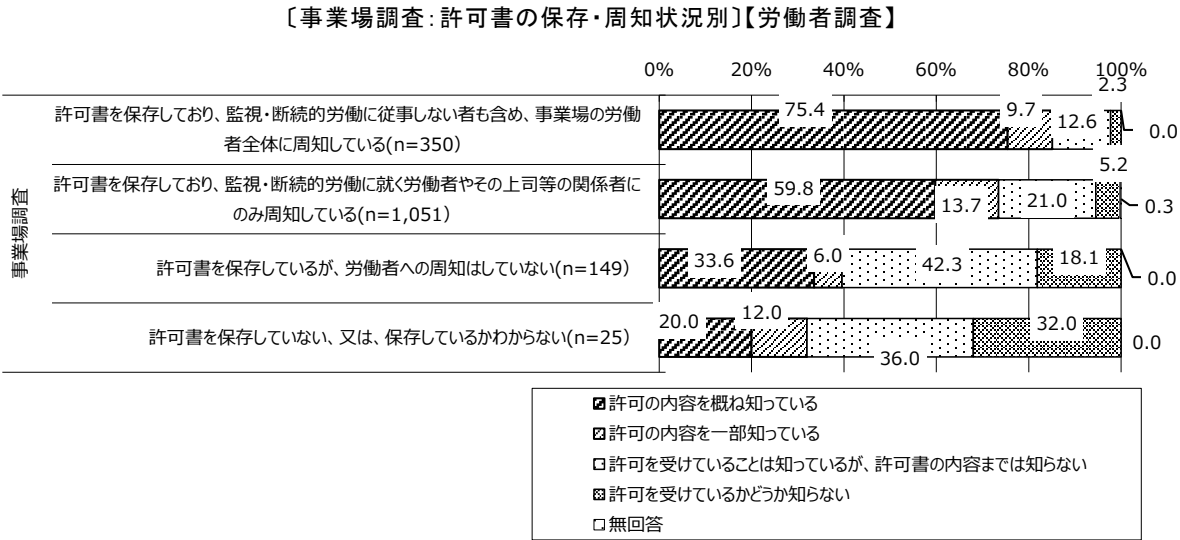
図表 2-4 監視・断続的労働に関する許可書の内容(対象業務等)について知っているか
(SA、単位＝%)〔業務別〕【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

事業場調査では、監視・断続的労働に関する許可書を保存、周知の状況を尋ねている（以下、「許可書の保存・周知別（事業場調査）」という）。そこで、これを労働者調査に接続⁷して、監視・断続的労働に関する許可書の認知度をみたものが図表 2-5 である。許可書の保存・周知別（事業場調査）にみると、許可書を周知している事業場ほど、労働者側の「許可の内容を知っている・計」の割合が高くなる傾向にある。

図表 2-5 監視・断続的労働に関する許可書の内容(対象業務等)について知っているか(SA、単位＝%)



※令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。表側は、事業場調査の許可書の保存・周知の設問（問5）を接続してクロス集計している。

3. 監視・断続的労働の働き方

3-1. 手待ち時間中に発生した作業、時間数の把握状況

(1) 手待ち時間中の作業を行った時間数の把握状況、把握の考え方

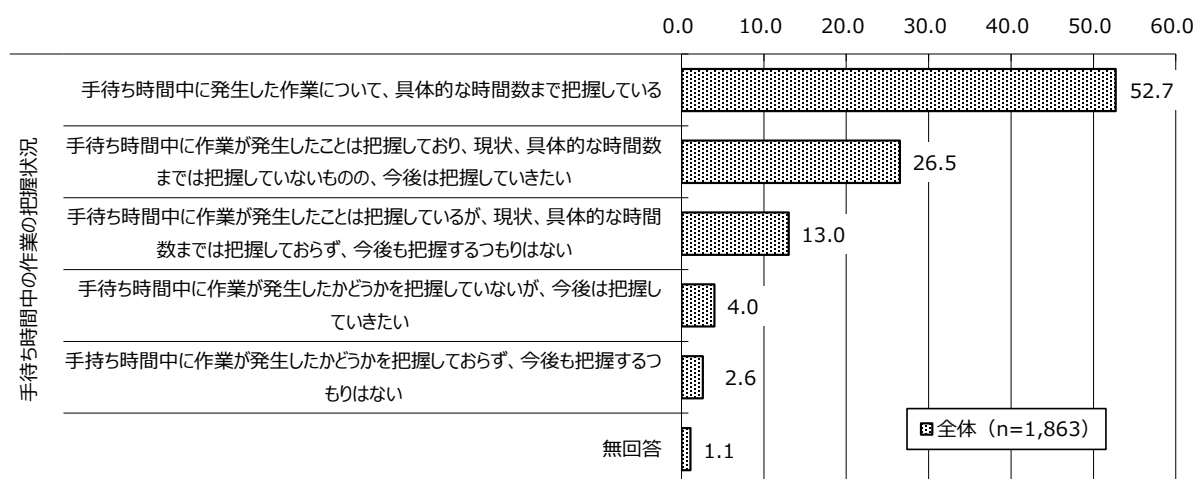
事業場調査では、断続的労働がある事業場（許可の種類（問6）において、「断続のみ」「監視と断続の両方」と回答した事業場（n=1,863が対象））に対して、「断続的労働に就く労働者について、手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）中に、実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間数を把握していますか」と尋ねている。

それによれば、「手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している」（以下、「時間数までを把握している」という）は52.7%であり、「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」が26.5%、「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」が13.0%となっている。

⁷ 労働者調査票は、事業場調査票を配付した事業場を通じて各1通を労働者に対して配付している。労働者調査票の回答と事業場調査票の回答は対の関係にあることから、労働者調査の回答結果に、事業場調査の回答結果を接続して集計することができる（以下同じ）。

これらを合わせた「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」（以下同じ）は **92.2%** に及ぶ。時間数までを把握している割合は半数強である。なお、手待ち時間の発生までは把握しているが、時間数まで把握する意向がない事業場は 1 割強である。一方、「手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい」（4.0%）、「手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（2.6%）であり、これらを合わせた「手待ち時間の発生を把握していない事業場・計」（以下同じ）は **6.6%** と少数である（図表 3-1）。

図表 3-1 手待ち時間中の作業（巡回や、来客対応など）を行った時間数の把握状況、把握の考え方
（SA、単位＝％）【事業場調査】



※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に集計。

これを事業場規模別にみると、いずれの規模においても、「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」の割合は 9 割台となっている。

事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」は、「学校、保育所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」で 7 割台であり、他の形態に比べてやや低い。

業務別（「その他」除く）にみると、いずれの業務も、「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」の割合は 9 割前後と高い（図表 3-2）。

これを許可書の保存・周知状況別にみると、許可書の周知をしている事業場の方が、手待ち時間中の作業の発生を把握している割合が高い（図表 3-3）。

図表 3-2 手待ち時間中の作業（巡回や、来客対応など）を行った時間数を把握状況、把握の考え方

（SA、単位＝％）〔属性別〕【事業場調査】

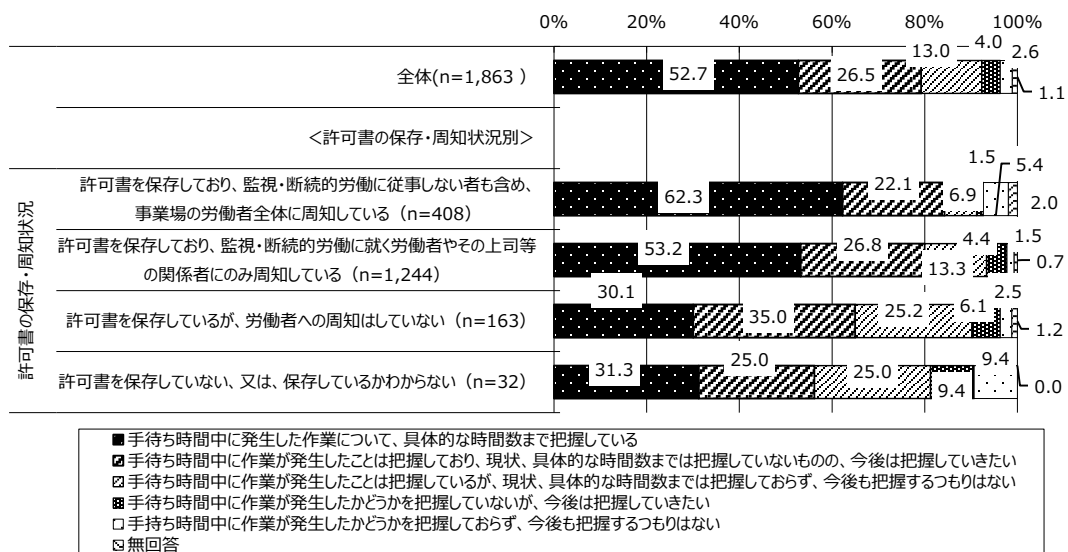
	n	手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している	手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい	手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後は把握していきたい	手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい	手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない	無回答	手待ち時間中の作業の発生を把握している・計（※2）
全体	1,863	52.7	26.5	13.0	4.0	2.6	1.1	92.2
＜事業場規模別＞								
1～9人	509	60.7	21.2	10.0	3.5	3.5	1.0	91.9
10～29人	420	47.9	32.1	12.1	3.6	1.7	2.6	92.1
30～49人	263	55.5	22.4	12.5	7.6	1.9	0.0	90.5
50～99人	362	50.6	28.2	16.3	2.5	1.7	0.8	95.0
100人以上	296	47.6	28.0	15.9	3.7	4.1	0.7	91.6
＜事業場形態別＞								
事業所（事務所）	342	51.8	24.9	17.5	3.8	1.5	0.6	94.2
営業所	60	41.7	31.7	11.7	3.3	11.7	0.0	85.0
店舗、飲食店	3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7
工場、作業所	30	40.0	33.3	10.0	13.3	3.3	0.0	83.3
輸送・配送センター	5	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
病院、医療介護施設	780	54.7	27.9	12.4	2.1	1.2	1.7	95.1
学校、保育所	65	35.4	20.0	21.5	16.9	6.2	0.0	76.9
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	36.8	28.9	10.5	5.3	18.4	0.0	76.3
その他	496	56.9	25.0	10.5	4.8	1.6	1.2	92.3
＜業務別＞								
修繕に関する業務	77	61.0	28.6	9.1	1.3	0.0	0.0	98.7
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	375	53.6	23.7	12.5	6.1	1.9	2.1	89.9
警備員	428	47.7	28.7	13.6	5.8	3.7	0.5	90.0
役員専属運転手	52	61.5	21.2	15.4	0.0	1.9	0.0	98.1
その他	919	53.5	26.7	13.4	2.8	2.6	1.0	93.6

※1：令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に集計。

※2：表頭の「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」は「手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している」「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。

図表 3-3 手待ち時間中の作業（巡回や、来客対応など）を行った時間数を把握状況、把握の考え方

（SA、単位＝％）〔許可書の保存・周知状況別〕【事業場調査】



※令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に集計。

(2) 所定労働時間中に占める手待ち時間の割合

① 所定労働時間中に占める手待ち時間の割合

事業場調査では、断続的労働がある事業場を対象に、「令和 6（2024）年 4 月において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間）の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください」⁸と尋ねている。一方、労働者調査においても、令和 6（2024）年 4 月の勤務時間中に占める手待ち時間⁹の割合について尋ねている。

事業場調査と労働者調査の結果をまとめたものが図表 3-4 である（事業場調査は無回答を除き集計。労働者調査は「手待ち時間のある業務に就いていない（監視業務にのみ従事し、断続的労働に就いていない）」及び無回答を除き集計）。設問上、手待ち時間が「ほぼ全て」であればすべて手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間）ということになり、その割合が低くなるほど、手待ち時間に占める実作業時間の割合が高かったことを意味する¹⁰。

事業場調査では、「8 割以上 9 割未満」が 32.4%と最も高く、次いで、「7 割以上 8 割未満」（21.0%）、「ほぼ全て」（19.7%）などとなっている。

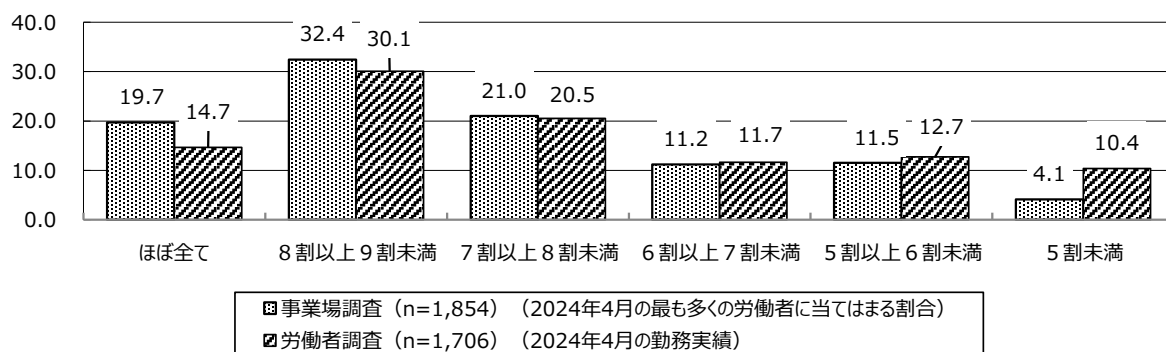
一方、労働者調査では、「8 割以上 9 割未満」が 30.1%と最も高く、次いで、「7 割以上 8 割未満」（20.5%）、「ほぼ全て」（14.7%）などとなっている。

⁸ 事業場調査の調査票では、「令和 6（2024）年 4 月において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください。ただし、手待ち時間中に実際に作業を行った時間は、把握している範囲で手待ち時間から除外してください。手待ち時間中に実際に作業を行った時間を把握していない場合には、手待ち時間として設定している時間の割合を回答してください」と記載している。

⁹ 労働者調査の調査票では、「令和 6（2024）年 4 月に、勤務時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）の割合はどの程度でしたか。勤務実績として当てはまるものを回答してください。ただし、手待ち時間中に実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間は、手待ち時間から除外して回答してください」と記載している。

¹⁰ 断続的労働に従事する者の許可については、断続的労働とは休憩は少ないが手待ち時間が多い業務であり、修繕係等通常は業務閑散であるが事故に備えて待機するものや、寄宿舎の賄人等で手待ち時間が実作業時間を上回るものが許可の対象となっている。許可基準では、手待ち時間が実作業時間を上回る場合が許可の対象となっていることから、手待ち時間が 5 割未満の場合、実作業時間が 5 割以上となることから許可基準に満たないこととなるが、本調査は、令和 6（2024）年 4 月の 1 時点について聞いており、許可時点の手待ち時間・実作業時間とは異なることに留意。

図表 3-4 所定労働時間中に占める手待ち時間の割合（SA、単位＝％）【事業場調査・労働者調査】

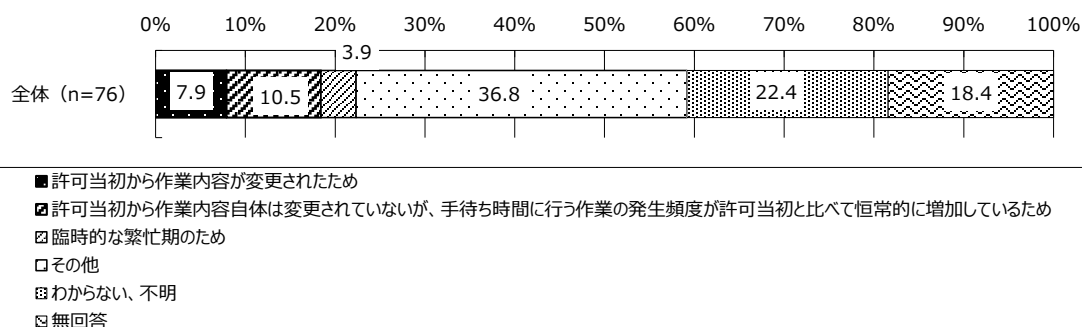


※事業場調査は、令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に無回答を除き集計。労働者調査は、令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に「手待ち時間のある業務に就いていない」及び無回答を除き集計。

②手待ち時間の割合「5割未満」の理由（事業場調査）

事業場調査では、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合が「5割未満」と回答した事業場に対して、手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中で5割に満たなくなった理由を尋ねている。それによれば、「その他」が36.8%、「わからない・不明」が22.4%と多く、具体的な回答としては、「許可当初から作業内容自体は変更されていないが、手待ち時間に行う作業の発生頻度が許可当初と比べて恒常的に増加しているため」が10.5%、「許可当初から作業内容が変更されたため」が7.9%、「臨時的な繁忙期のため」が3.9%となっている¹¹（図表 3-5）。

図表 3-5 手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中の5割に満たなくなった理由
（SA、単位＝％）【事業場調査】



※令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合が「5割未満」と回答した事業場を対象に集計。

¹¹ 手待ち時間の割合が「5割未満」とする回答は76件と少ないことに留意。また、回答においても、「わからない・不明」が多い。「その他」の記載内容としては、「突発的事象が多いため：寮生のコロナ対応・相談事・建物の不備対応」「臨時的にお客様に対応することがある（時々）」「職員不足」「業務上の都合」「深夜帯に当たるため」「当人が仕事を見付けて行うことも多い」などがあつた。

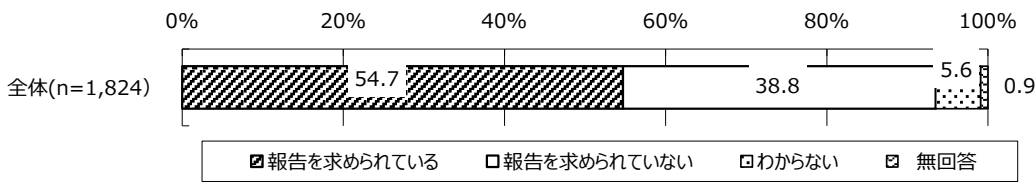
3-2. 労働者側からみた作業時間の報告

労働者調査では、「勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側から報告を求められていますか（実績の有無にかかわらず、制度上どうなっているかでお答えください）」と尋ねている。それによれば、「報告を求められている」の割合は 54.7%であり、「報告を求められていない」は 38.8%、「わからない」が 5.6%となっている（図表 3-6）。

また、労働者調査では、「勤務時間中、実際に作業を行った時間数¹²について、会社側に報告していますか」とも尋ねている。それによれば、「報告している」が 67.2%であり、「報告していない」は 32.2%となっている。

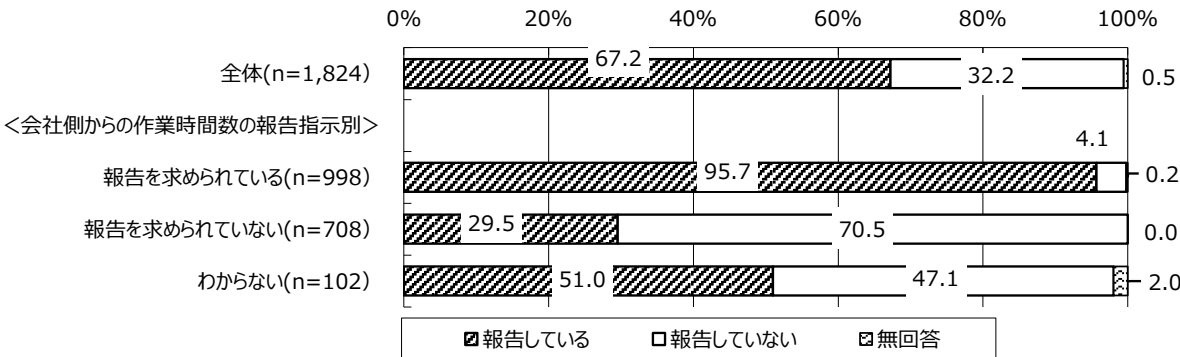
これを会社側からの作業時間数の報告指示の有無別にみると、会社側から報告を求められていない者に比べ、報告を求められている者の方が「報告している」割合が高く、その割合は 95.7%に及ぶ。会社側から報告を求められている者のほとんどが、作業時間数を報告していることがうかがえる。一方、「報告を求められていない」場合、「報告している」割合は 29.5%である（図表 3-7）。

図表 3-6 勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側から報告を求められているか
(SA、単位＝%)【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

図表 3-7 実際の作業時間数の会社側への報告の有無 (SA、単位＝%)
〔会社側からの作業時間数の報告指示別〕【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

¹² 調査票上では、本設問について、「作業日報、作業日誌などに作業を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください」と注記している。

参考として、会社側からの作業時間数の報告指示、及び、実際の作業時間数の会社側への報告の有無について、業務別にみたものが図表 3-8 である。

それによれば（「その他」除く）、作業時間数の「報告を求められている」とする割合が高いのは、「役員専属運転手」（76.5%）、「警備員」（59.2%）、「修繕に関する業務」（54.0%）であり、それらに比べて「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」は 44.4%で低い（図表 3-8①）。

次に、作業時間数の会社への報告については、「報告している」割合が高いのは、「役員専属運転手」（78.4%）、「警備員」（75.1%）が 7 割台と高く、それらに比べて、「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」は 54.7%で低くなっている（図表 3-8②）。

図表 3-8 勤務時間中の作業時間について会社側から報告を求められているかの有無、及び、作業時間数の

会社への報告の有無（SA、単位＝％）〔業務別〕〔労働者調査〕

	①勤務時間中の作業時間について、会社に報告を求められているか(SA)					②勤務時間中の作業時間を、会社側に報告しているか(SA)			
	n	報告を求められている	報告を求められていない	わからない	無回答	n	報告している	報告していない	無回答
全体	1,824	54.7	38.8	5.6	0.9	1,824	67.2	32.2	0.5
<業務別>									
修繕に関する業務	126	54.0	42.9	2.4	0.8	126	65.1	34.1	0.8
寄宿舍の賄い人、寮の管理人	430	44.4	49.3	5.6	0.7	430	54.7	45.3	0.0
警備員	446	59.2	33.9	6.5	0.4	446	75.1	24.2	0.7
役員専属運転手	51	76.5	21.6	2.0	0.0	51	78.4	19.6	2.0
その他	765	57.0	36.5	5.6	0.9	765	69.5	30.2	0.3

※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

先述のとおり、勤務時間中の作業時間数について会社側から報告を求められている者ほど、会社に作業時間数を報告する傾向にあり、また、3-1(1)で見たように、許可書の周知をしている事業場の方が、手待ち時間中の作業の発生を把握している割合が高い。そこで、会社側からの作業時間数の報告指示、及び、実際の作業時間数の会社側への報告の有無について、事業場調査の許可書の保存・周知別、及び、手待ち時間中の作業の把握状況別にみたものが図表 3-9 である。

まず、許可書の保存・周知別（事業場調査）にみると、許可書を周知している事業場で働く者ほど、「報告を求められている」とする割合が高くなる傾向にある。また、許可書を周知している事業場で働く者ほど、作業時間数を会社側に報告している。

同様に、手待ち時間中の作業の把握状況別（事業場調査）にみると、作業の発生を把握していない事業場に比べて、発生した作業の時間数まで把握している事業場で働いている者ほど、「報告を求められている」とする割合が高くなる傾向にあり、また、作業時間数を会社側に報告している。

図表 3-9 勤務時間中の作業時間について会社側から報告を求められているかの有無、及び作業時間の会社への報告の有無(SA、単位＝%)〔事業場調査：許可書の保存・周知状況別、及び、手待ち時間中の作業の把握状況別〕

【労働者調査】

		勤務時間中の作業時間について、会社に報告を求められているか(SA)					勤務時間中の作業時間を、会社側に報告しているか(SA)			
		n	報告を求められている	報告を求められていない	わからない	無回答	n	報告している	報告していない	無回答
全体		1,824	54.7	38.8	5.6	0.9	1,824	67.2	32.2	0.5
事業場調査	＜許可書の保存・周知状況別（※2）＞									
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	350	66.9	28.3	4.3	0.6	350	75.1	24.9	0.0
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	1,051	52.6	41.7	4.9	0.8	1,051	66.3	33.3	0.4
	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	149	45.0	48.3	6.7	0.0	149	61.7	37.6	0.7
	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	25	40.0	60.0	0.0	0.0	25	48.0	52.0	0.0
	＜手待ち時間中の作業の把握状況別（※3）＞									
調査	発生した作業の時間数まで把握	836	67.7	27.5	4.2	0.6	836	78.3	21.2	0.5
	発生した作業は把握しているが時間数は把握していない	623	42.2	51.8	5.5	0.5	623	57.0	42.9	0.2
	作業の発生を把握していない	93	24.7	65.6	7.5	2.2	93	43.0	57.0	0.0

※1：令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

※2：表側は、事業場調査の許可書の保存・周知状況の設問（問7）を労働者調査に接続してクロス集計している。

※3：表側は、事業場調査の手待ち時間中の作業の把握状況の設問（問9）を労働者調査に接続してクロス集計している。「発生した作業の時間数まで把握」は、正確には「手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している」。「発生した作業は把握しているが時間数は把握していない」は、「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。「作業の発生を把握していない」は、「手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい」「手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。

4. 監視・断続的労働に対する健康・福祉を確保するための措置、労務管理

4-1. 監視・断続的労働に対する特別な対応

(1) 監視・断続的労働に対する健康・福祉を確保するための措置

事業場調査では、①労働者の健康・福祉を確保するための措置として、監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の有無・考えを尋ねたうえで、「特別に行っている対応がある」事業場に対して、②監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応の内容についても尋ねている。これらをまとめたものが図表 4-1 である。

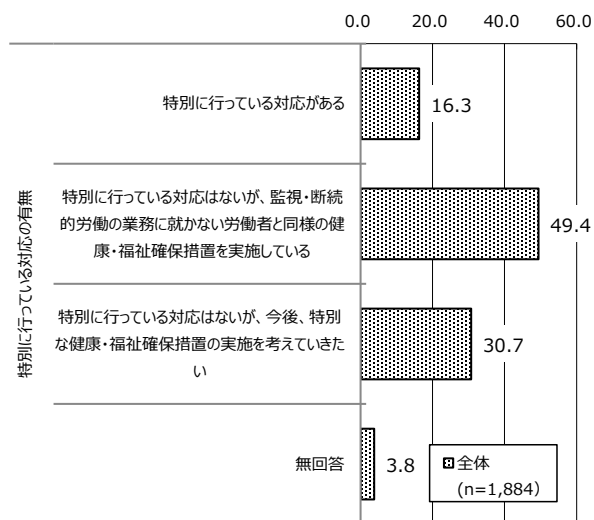
監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の有無・考え（複数回答）について、「特別に行っている対応がある」とする割合は 16.3%となっている。「特別に行っている対応はないが、監視・断続的労働の業務に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置を実施している」は 49.4%であり、「特別に行っている対応はないが、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい」は 30.7%となっている（図表 4-1①）。

監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応の内容（複数回答）については、「勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する」が 71.7%と突出して高く、次いで、「勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う」が 23.8%、「勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する」が 14.7%、「健康相談窓口を設置する」が 14.3%、「勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合

に別の部署に配置転換する」が12.4%、「その他」¹³が9.4%となっている（図表4-1②）。

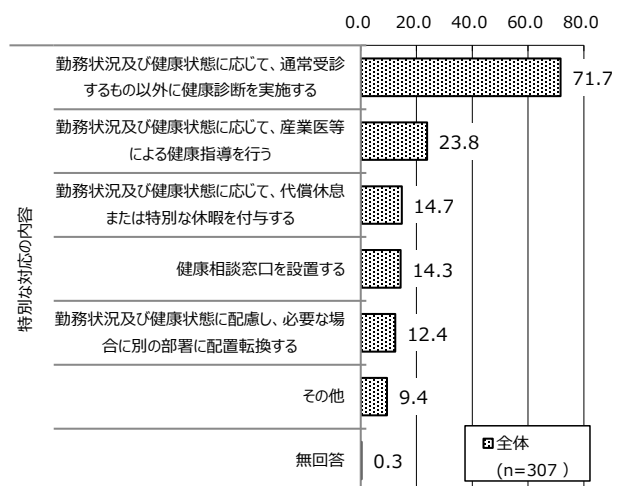
図表4-1 労働者の健康・福祉を確保するための措置として、監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の状況(単位=%)【事業場調査】

【①監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の有無・考え(MA)】



※令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

【②監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応の内容(MA)】



※令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象のうち、監視・断続的労働に就く労働者にのみ「特別に行っている対応がある」と回答した事業場を対象に集計。

(2) 監視・断続的労働に就くにあたり健康・福祉を確保するための特別の措置に関する要望

労働者調査では、監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置¹⁴を求めたいと思うか、と尋ねている。それによれば、「そう思う・計」（「非常にそう思う」「そう思う」の合計）は、37.2%となっている（図表4-2）。

これを事業場形態別（n=20以上）にみると、「そう思う・計」の割合が高いのは、「工場、作業所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」などとなっている。

業務別（「その他」除く）にみると、「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」で40.7%と他に比べて高い。

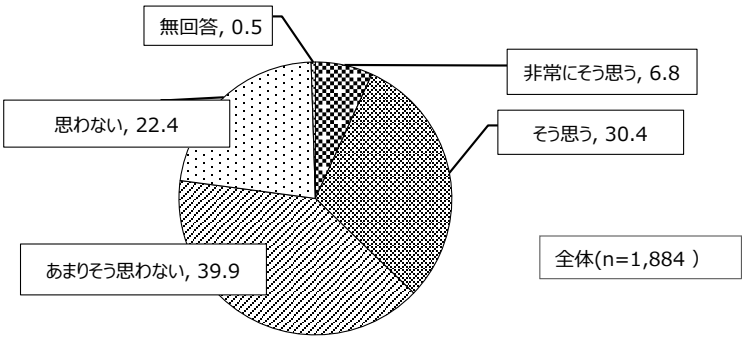
勤務時間に占める手待ち時間の割合別にみると、手待ち時間の割合がおおむね低くなるほど、「そう思う・計」の割合が高くなる傾向にあり、「5割未満」では46.9%と最も高くなって

¹³ 「その他」が9.4%（29件）あるが、「法定休暇以上の休暇付与（有給休暇）」「月／3名の交代制」「連続勤務を2日までとしている（3連勤以上はつけない）」「他部署と比べて休日を多く」「有給の取りやすさ、不調時の交代のしやすさ」「夏休み、春休み期間中は季節休暇を付与している」「時間内については給食を提供」「年1度の胸部レントゲンの受診費用の免除」「体、心の悩みなど、時々面談している」「外部によるストレスチェック診断、インフルエンザワクチン費用全額負担、毎月の疲労度チェックリストの提出」「保険をかけている」等の記載がみられた。

¹⁴ 調査票上、「特別の措置とは、監視・断続的労働に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます」と注記している。

いる（図表 4-3）。

図表 4-2 監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を
求めたいと思いますか（SA、単位＝％）【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

図表 4-3 監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと
思いますか（SA、単位＝％）〔事業場形態別、業務別、勤務時間に占める手待ち時間の割合別〕【労働者調査】

	監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか						そう思う・計	思わない・計
	n	非常にそう思う	そう思う	あまりそう思わない	思わない	無回答		
全体	1,824	6.8	30.4	39.9	22.4	0.5	37.2	62.3
<事業場形態別（※3）>								
事業所（事務所）	342	9.1	25.4	40.4	24.9	0.3	34.5	65.2
営業所	55	3.6	30.9	41.8	23.6	0.0	34.5	65.5
店舗、飲食店	3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
工場、作業所	31	9.7	41.9	25.8	22.6	0.0	51.6	48.4
輸送・配送センター	5	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	40.0	60.0
病院、医療介護施設	709	4.8	31.9	39.5	23.3	0.6	36.7	62.8
学校、保育所	61	6.6	21.3	59.0	13.1	0.0	27.9	72.1
旅館、ホテル等の宿泊施設	70	5.7	35.7	45.7	11.4	1.4	41.4	57.1
その他	468	6.0	31.0	38.9	23.5	0.6	37.0	62.4
<業務別>								
修繕に関する業務	126	8.7	26.2	37.3	27.0	0.8	34.9	64.3
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	10.2	30.5	41.9	17.2	0.2	40.7	59.1
警備員	446	6.7	29.8	41.7	21.5	0.2	36.5	63.2
役員専属運転手	51	3.9	17.6	47.1	31.4	0.0	21.6	78.4
その他	765	4.8	32.5	37.8	24.6	0.3	37.4	62.4
<勤務時間に占める手待ち時間の割合別（※4）>								
ほぼ全て	250	6.8	27.2	34.8	30.8	0.4	34.0	65.6
8割以上 9割未満	513	5.1	28.7	42.7	23.6	0.0	33.7	66.3
7割以上 8割未満	350	6.9	32.6	39.7	20.9	0.0	39.4	60.6
6割以上 7割未満	199	5.5	26.6	48.7	19.1	0.0	32.2	67.8
5割以上 6割未満	217	6.0	34.1	43.3	15.7	0.9	40.1	59.0
5割未満	177	13.6	33.3	37.3	15.8	0.0	46.9	53.1

※1：令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

※2：「そう思う・計」は、「非常にそう思う」「そう思う」の合計。「思わない・計」は「あまりそう思わない」「思わない」の合計。

※3：表側の「事業場形態別」は、事業場調査の設問を使用（事業場調査の設問を接続）。

※4：表側の「勤務時間に占める手待ち時間の割合別」は、「手待ち時間のある業務に就いていない」を記載割愛。

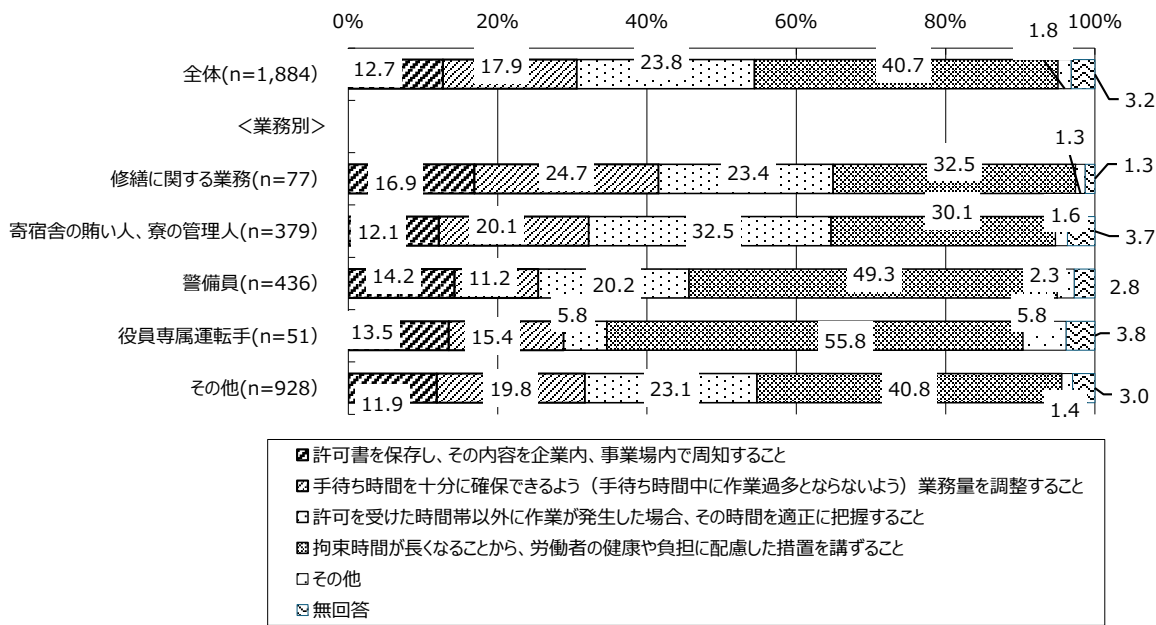
4-2. 監視・断続的労働の労務管理

(1)監視・断続的労働の労務管理をする上で重要なこと

事業場調査では、「監視・断続的労働について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください」と尋ねている。それによれば、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること」が 40.7%と最も高く、次いで、「許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること」(23.8%)、「手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること」(17.9%)、「許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること」(12.7%)が続く。

これを業務別（「その他」除く）にみると、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること」の割合が高いのは、「役員専属運転手」(55.8%)、「警備員」(49.3%) などである。「許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること」は「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」(32.5%)で他の業務に比べて高い。「手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること」は「修繕に関する業務」(24.7%)で他の業務に比べ高くなっている（図表 4-4）。

図表 4-4 監視・断続的労働の労務管理をする上で重要なこと(SA、単位＝%)〔業務別〕【事業場調査】



※事業場において、令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

(2) 監視・断続的労働について、労務管理を実現するために必要な制度

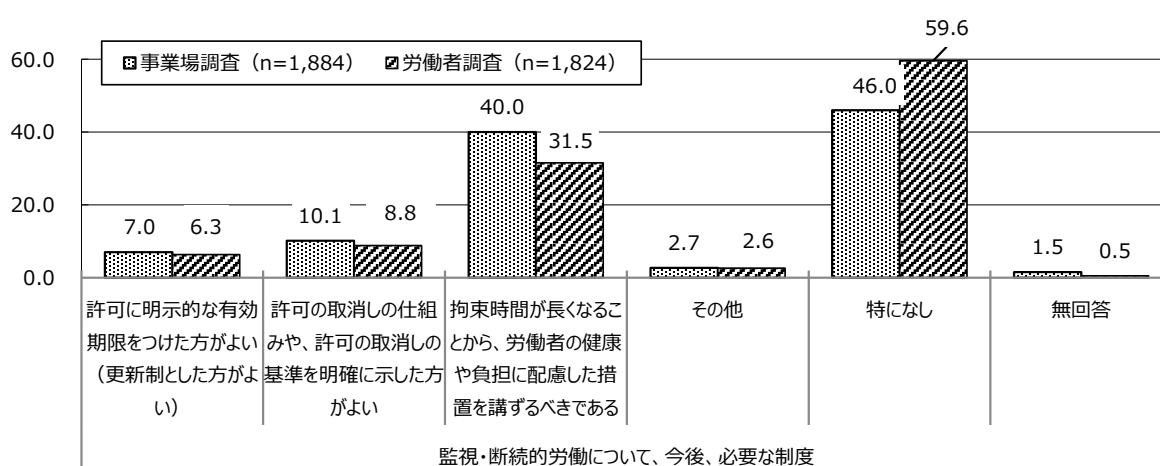
調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、「監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか」と尋ねている。両調査の結果をまとめたものが図表 4-5 である。

それによれば、事業場調査、労働者調査いずれも、「特になし」（事業場 46.0%、労働者 59.6）の割合が最も高い。一方、必要な制度の具体的な項目としては、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」（事業場 40.0%、労働者 31.5%）の割合が最も高く、次いで、「許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい」（事業場 10.1%、労働者 8.8%）、「許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）」（事業場 7.0%、労働者 6.3%）などとなっている。

両調査の割合を比較すると、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」で労働者調査に比べ事業場調査の方が 8.5 ポイント高くなっている。

図表 4-5 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度

（MA、単位＝％）【事業場調査・労働者調査】



※事業場調査は、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和 6（2024）年 4 月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

事業場調査、労働者調査の結果についてそれぞれ業務別（「その他」除く）にみたものが図表 4-6 である。それによれば、事業場調査では、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」の割合は、「警備員」（43.1%）、「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」（38.0%）で高くなっており、労働者調査においても、「寄宿舍の賄い人、寮の管理人」（37.2%）、「警備員」（35.4%）で高くなっている。

図表 4-6 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度

(MA、単位＝％)〔業務別〕〔事業場調査・労働者調査〕

		監視・断続的労働について、今後、必要な制度 (MA)						
		n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい(更新制とした方がよい)	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
事業場調査	全体	1,884	7.0	10.1	40.0	2.7	46.0	1.5
	<業務別>							
	修繕に関する業務	77	9.1	13.0	36.4	3.9	44.2	1.3
	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	379	7.7	10.6	38.0	2.1	50.1	0.8
	警備員	436	5.0	8.5	43.1	4.6	40.4	1.8
	役員専属運転手	52	1.9	15.4	26.9	0.0	55.8	3.8
	その他	928	7.7	10.2	40.5	2.0	46.6	1.2
労働者調査	全体	1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
	<業務別>							
	修繕に関する業務	126	4.8	10.3	27.0	0.8	61.9	1.6
	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	7.0	9.5	37.2	4.2	53.0	0.0
	警備員	446	5.4	8.5	35.4	2.9	56.1	0.4
	役員専属運転手	51	3.9	9.8	13.7	0.0	82.4	0.0
	その他	765	6.8	8.2	28.1	2.1	63.7	0.4

※事業場調査は、令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

参考として、事業場調査について許可書の保存・周知状況別、労働者調査について許可書の内容の認知度別にみたものが図表 4-7 である。

まず、事業場調査において許可書の保存・周知状況別にみると、許可書を周知していない事業場であるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」とする割合が高くなる傾向にある。

一方、労働者調査において許可書の内容の認知度別にみると、許可書の内容の認知度が低くなるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」とする割合が高くなる傾向にある。

図表 4-7 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝％）

〔事業場調査：許可書の保存・周知状況、労働者調査：許可書の内容の認知度〕【事業場調査・労働者調査】

		監視・断続的労働について、今後、必要な制度（MA）						
		n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
事業場調査	全体（事業場調査）	1,884	7.0	10.1	40.0	2.7	46.0	1.5
	＜許可書の保存・周知状況＞							
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	414	11.4	13.0	36.5	3.4	45.4	1.7
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	1,254	5.8	9.0	40.4	2.2	47.2	1.1
	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	167	4.2	12.0	43.7	3.6	39.5	1.8
	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	32	9.4	9.4	50.0	6.3	43.8	3.1
労働者調査	全体（労働者調査）	1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
	＜許可書の内容の認知度＞							
	許可の内容を概ね知っている	1,092	6.0	6.6	25.6	1.8	65.8	0.5
	許可の内容を一部知っている	213	6.1	12.2	37.6	2.8	52.6	0.5
	許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない	381	6.6	12.1	40.9	4.7	49.1	0.8
	許可を受けているかどうか知らない	133	7.5	12.0	43.6	3.0	49.6	0.0

※事業場調査は、令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

また、勤務時間に占める手待ち時間の割合別にみたものが図表 4-8 である。事業場調査では、手待ち時間の割合がおおむね低くなるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい」などの割合が高くなる傾向にある。とくに、「5 割未満」では、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」の割合は 55.3％と最も高い。なお、手待ち時間の割合が高くなるほど、「特になし」の割合は高くなり、「ほぼ全て」が手待ち時間の場合に「特になし」は 51.8％となっている。

一方、労働者調査においても同様の傾向であり、手待ち時間の割合がおおむね低くなるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい」などの割合が高くなる傾向にある。手待ち時間の割合が高くなるほど、「特になし」の割合は高くなる（「ほぼ全て」で 70.4％）。

なお、健康・福祉を確保するための特別措置の要望別にみると、特別措置の要望で「思わない」に比べ「非常にそう思う」とする者ほど、いずれの項目の割合も高くなっている。とくに、「非常にそう思う」では、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」の割合が 68.5％と高くなっている（図表 4-9）。

図表 4-8 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝％）

〔勤務時間に占める手待ち時間の割合別〕【事業場調査・労働者調査】

		監視・断続的労働について、今後、必要な制度（MA）						
		n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
事業場調査	全体（事業場調査）	1,884	7.0	10.1	40.0	2.7	46.0	1.5
	＜勤務時間に占める手待ち時間の割合別＞							
	ほぼ全て	365	6.0	8.2	33.4	2.5	51.8	1.6
	8割以上9割未満	601	7.2	8.8	41.9	2.8	44.4	0.7
	7割以上8割未満	390	4.1	9.0	37.9	2.1	49.5	1.8
	6割以上7割未満	208	5.3	11.1	40.4	3.8	44.2	1.9
	5割以上6割未満	214	13.6	15.9	44.9	2.3	42.5	0.0
	5割未満	76	11.8	17.1	55.3	2.6	26.3	3.9
労働者調査	全体（労働者調査）	1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
	＜勤務時間に占める手待ち時間の割合別（※2）＞							
	ほぼ全て	250	5.2	7.2	21.2	0.4	70.4	0.0
	8割以上9割未満	513	3.9	5.5	27.5	2.3	66.7	0.2
	7割以上8割未満	350	7.4	8.3	31.1	2.9	60.3	0.3
	6割以上7割未満	199	4.5	10.6	38.2	1.0	53.3	0.5
	5割以上6割未満	217	6.9	10.1	37.8	2.8	51.6	0.5
	5割未満	177	14.7	17.5	46.3	9.0	39.5	0.6

※1：事業場調査は、令和6（2024）年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

※2：表側の労働者調査「勤務時間に占める手待ち時間の割合別」は、「手待ち時間のある業務に就いていない」を記載割愛。

図表 4-9 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝％）

〔健康・福祉を確保するための特別措置の要望別〕【労働者調査】

		監視・断続的労働について、今後、必要な制度（MA）						
		n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
全体（労働者調査）		1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
＜健康・福祉を確保するための特別措置の要望別＞								
非常にそう思う		124	25.8	23.4	68.5	12.9	19.4	0.8
そう思う		555	8.1	11.9	57.8	3.4	31.2	0.4
あまりそう思わない		727	4.4	7.6	19.5	1.5	71.4	0.1
思わない		409	1.2	2.4	5.9	0.5	90.5	0.2

※令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

第3章 宿日直許可調査の調査結果の概要¹⁵

1. 回答者属性

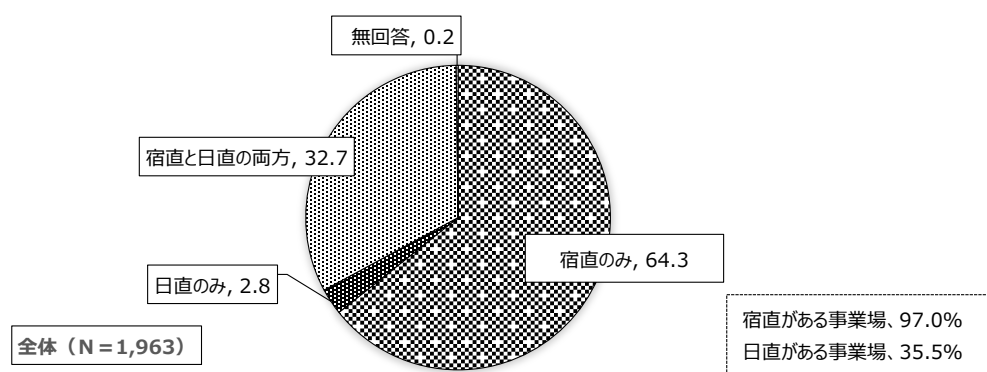
1-1. 宿日直を行わせている事業場の回答属性

(1) 事業場において取得している許可の種類

本調査は、労働基準法第41条第3号の適用において、平成30年、令和元年、令和2年及び令和3年の計4年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第23条）が出された事業場の全数を対象としている。事業場調査では、調査時点（令和6（2024）年4月1日現在）の事業場における宿直、日直の有無を尋ねており、宿直、日直いずれか1つでも「今も行わせている」事業場は84.9%（n=1,963／全体 n=2,312。図表記載割愛）だった。

「宿日直を行っている事業場」において、取得している許可の種類では、「宿直のみ」が64.3%、「日直のみ」が2.8%、「宿直と日直の両方」が32.7%である。「宿直の許可を取得している事業場」（「宿直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計。「宿直がある事業場」という）は97.0%（n=1,905）であり、「日直の許可を取得している事業場」（「日直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計。「日直がある事業場」という）は35.5%（n=697）である（図表1-1）。

図表 1-1 事業場において取得している許可の種類(SA、単位＝%)【事業場調査】



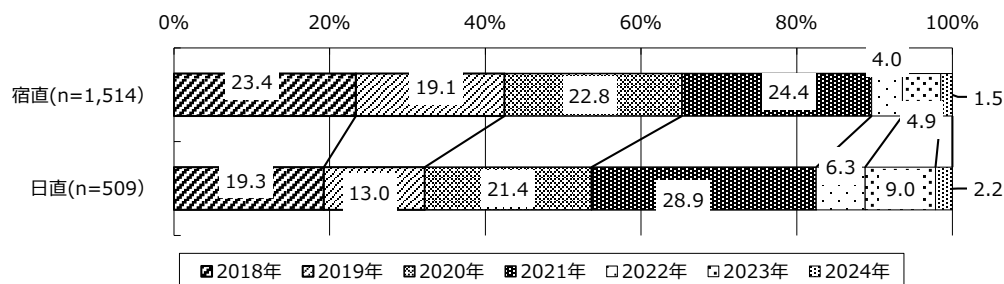
※事業場において、令和6（2024）年4月1日現在での宿直、日直を「今も行わせている」とする事業場を対象に集計。
「宿直がある事業場」は、「宿直のみ」「宿直と日直の両方」の合計（n=1,905）。「日直がある事業場」は「日直のみ」「宿直と日直の両方」の合計（n=697）。

以下では、宿日直を行っている事業場（「宿直のみ」「日直のみ」「宿直と日直の両方」のいずれか回答。n=1,960）を集計対象とする。事業場調査では、宿直、日直の許可を取得した時期について、「宿直」と「日直」に分けて尋ねている。取得時期が「わからない」及び、無回

¹⁵ 以下の調査結果の集計においては、統計利用上の留意点として、集計結果で示す%表示は、表章単位未満を四捨五入してあるため、内容の合計（%表示の合計）は100%にならない場合がある（図表中の合算も同様に合計と一致しない場合がある）。

答を除き集計したものが図表 1-2 である。調査対象は 2018 年～2021 年の計 4 年間に許可を得た事業場の全数であるが、2018～2021 年の 4 年間に取得した割合は、「宿直」で 89.7%、「日直」で 82.6%であり、2022 年～2024 年にも許可を取得した事業場がある。

図表 1-2 宿直、日直の許可を取得した時期(宿直、日直の別)(SA、単位＝%)【事業場調査】



※事業場において、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」とする事業場を対象に、「宿直」「日直」の別に、「わからない」及び、無回答を除き集計。

(2)宿直、日直を行っている企業・事業場の回答属性¹⁶

①企業全体の常用雇用労働者数及び、事業場の常用雇用労働者数

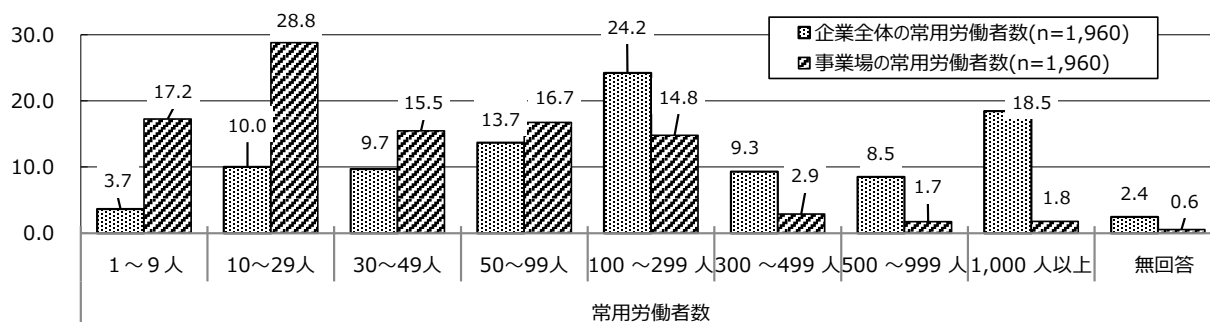
企業全体の常用労働者数は、「100～299 人」が 24.2%と最も高く、次いで、「1,000 人以上」が 18.5%、「50～99 人」が 13.7%などとなっている。

宿直、日直を行っている事業場の常用労働者数については、「10～29 人」が 28.8%と最も高く、次いで、「1～9 人」が 17.2%、「50～99 人」が 16.7%などとなっている。

事業場の常用労働者数「50 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」「30～49 人」の合計）でみると 61.5%を占め、「100 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」「30～49 人」「50～99 人」の合計）でみると 78.2%を占める（図表 1-3）。

¹⁶ 本調査の調査対象は、平成 30 年、令和元年、令和 2 年及び令和 3 年の計 4 年間に許可を得た事業場であることから、調査時点（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）では、宿直、日直を行わせていない場合が想定される。調査票では、問 5 において、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在での宿直、日直の有無が識別され、問 6 で許可の種類が識別されている。以下の事業場調査の集計では、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿泊、日直いずれかを「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類（「宿直のみ」「日直のみ」「宿直と日直の両方」）を回答したサンプルを集計している（宿直、日直いずれかを行っている事業場 1,960 件、宿直を行っている事業場 1,905 件、日直を行っている事業場 697 件）。なお、問 1（企業全体の常用雇用労働者数）、問 2（事業場の常用雇用労働者数）、問 3（事業場の業種）、問 4（事業場の形態）については、全数回答の設問であるが、回答全数の集計結果については、第 1 章の回答事業場属性、及び、巻末の附属統計表を参照。

図表 1-3 企業全体の常用雇用労働者数及び、事業場の常用雇用労働者数（SA、単位＝％）【事業場調査】

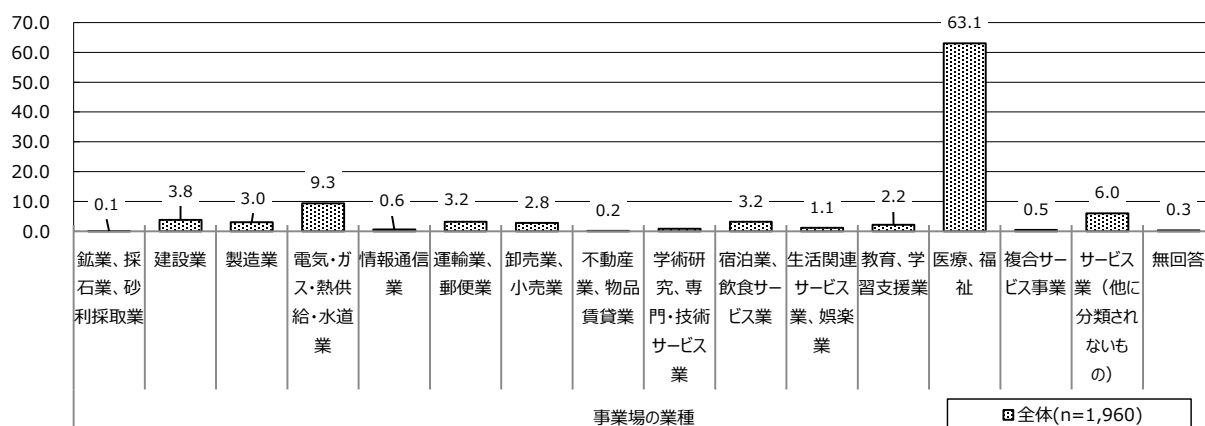


※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

②宿日直を行っている事業場の業種及び、事業場の形態

宿日直を行っている事業場の業種については、「医療、福祉」が63.1%と突出して高く、次いで、「電気・ガス・熱供給・水道業」が9.3%、「サービス業（他に分類されないもの）」が6.0%などとなっている（図表1-4）。

図表 1-4 宿日直を行っている事業場の業種（SA、単位＝％）【事業場調査】

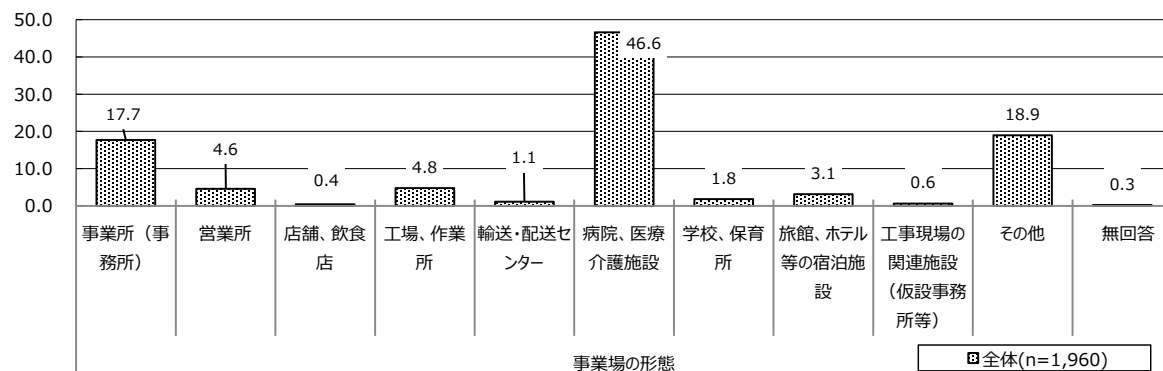


※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

宿日直を行っている事業場の形態については、「病院、医療介護施設」が46.6%と突出して高く、次いで、「その他」¹⁷が18.9%、「事業所（事務所）」が17.7%などとなっている（図表1-5）。

¹⁷ 「その他」が18.9%（371件）あるが、児童養護施設、母子生活支援施設、障害者福祉施設、障害者グループホーム、知的障害者施設、サービス付高齢者向け住宅などの福祉系の施設が比較的多く、温泉入浴施設、スポーツ施設、ゴルフ場、公園施設、スキー場、キャンプ場、動物園、乗馬クラブ、博物館などの娯楽・観光系の施設の記載も多い。また、LPガス施設、浄水場、水処理施設、下水道施設、地熱発電所、雪氷用施設、揚水機場などのインフラ施設もみられる。そのほか、学生寮、寄宿舎、講習所、葬祭場、宗教施設、土地改良施設管理所、家畜市場、動物病院、コンピューターセンターなど様々な記載があった。

図表 1-5 宿日直を行っている事業場の形態(SA、単位＝%)【事業場調査】



※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを業種別でみたものが図表 1-6 である。業種ごと（n=20 以上）に最も割合が高い事業場形態（「その他」除く）をみると、「医療、福祉」では「病院、医療介護施設」、「宿泊業、飲食サービス業」では「旅館、ホテル等の宿泊施設」、「教育、学習支援業」では「学校、保育所」、「製造業」では「工場・作業所」となっている。それ以外の「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「卸売業、小売業」「運輸業、郵便業」「サービス業（他に分類されないもの）」「生活関連サービス業、娯楽業」では、「事業所（事務所）」が最も割合が高い。

図表 1-6 宿日直を行っている事業場の形態(SA、単位＝%)〔業種別〕【事業場調査】

	n	宿直、日直を行なっている事業場の形態										
		事業所（事務所）	営業所	店舗、飲食店	工場、作業所	輸送・配送センター	病院、医療介護施設	学校、保育所	旅館、ホテル等の宿泊施設	工事現場の関連施設	その他	無回答
全 体	1,960	17.7	4.6	0.4	4.8	1.1	46.6	1.8	3.1	0.6	18.9	0.3
<業種別>												
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	75	60.0	5.3	0.0	18.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	0.0	0.0
製造業	59	13.6	0.0	0.0	83.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	183	57.4	26.2	0.0	7.1	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	8.2	0.0
情報通信業	12	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
運輸業、郵便業	62	53.2	14.5	0.0	1.6	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0
卸売業、小売業	54	53.7	31.5	1.9	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	1.9
不動産業、物品賃貸業	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
学术研究、専門・技術サービス業	16	31.3	6.3	0.0	18.8	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	25.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	62	1.6	0.0	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	85.5	0.0	6.5	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	22	36.4	4.5	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
教育、学習支援業	43	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.1	7.0	0.0	20.9	0.0
医療、福祉	1,236	4.0	0.0	0.0	0.1	0.0	73.3	0.5	0.2	0.0	21.7	0.2
複合サービス事業	9	44.4	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	33.3	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	118	35.6	7.6	0.8	7.6	2.5	4.2	0.8	1.7	0.0	39.0	0.0

※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。業種（n=20 以上）において各項(事業場形態の「その他」除く)で最も大きい値に網。

参考として、事業場の常用雇用労働者数（以下、「事業場規模」という）を業種別及び、事業場形態別でみたものが図表 1-7 である。

事業場規模を業種別（n=20 以上）にみると、比較的小規模の事業場として、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「卸売業、小売業」「サービス業（他に分類されないもの）」「建設業」となっている。これらの業種で宿直、日直が行われている事業所には、比較的小規模の事業場が多いことが示唆される。一方、比較的大規模の「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「製造業」「医療、福祉」となっている（ただし、「医療、福祉」は「29 人以下・計」も 39.3%あり、大規模事業場だけでなく、小規模事業場の割合も高い）。

同様に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）¹⁸ にみると、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い事業場形態は、「営業所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」「事業所（事務所）」となっている。一方、「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「病院、医療介護施設」「学校、保育所」となっている。

図表 1-7 事業場の常用雇用労働者数(SA、単位＝%)〔属性別〕【事業場調査】

	n	宿直、日直を行なっている事業場の常用労働者数						下 2 ・ 9 計 人 以 下	上 5 ・ 0 計 人 以 上
		1 ～ 9 人	10 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 199 人	200 人 以上 無 回 答		
全 体	1,960	17.2	28.8	15.5	16.7	21.2	0.6	46.0	38.0
<業種別>									
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	75	21.3	34.7	17.3	16.0	10.7	0.0	56.0	26.7
製造業	59	0.0	18.6	18.6	25.4	37.3	0.0	18.6	62.7
電気・ガス・熱供給・水道業	183	23.5	43.2	12.6	12.0	8.2	0.5	66.7	20.2
情報通信業	12	8.3	25.0	33.3	8.3	25.0	0.0	33.3	33.3
運輸業、郵便業	62	4.8	37.1	30.6	17.7	8.1	1.6	41.9	25.8
卸売業、小売業	54	27.8	37.0	25.9	9.3	0.0	0.0	64.8	9.3
不動産業、物品賃貸業	3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	16	43.8	25.0	6.3	6.3	18.8	0.0	68.8	25.0
宿泊業、飲食サービス業	62	27.4	43.5	16.1	6.5	3.2	3.2	71.0	9.7
生活関連サービス業、娯楽業	22	22.7	45.5	13.6	18.2	0.0	0.0	68.2	18.2
教育、学習支援業	43	9.3	37.2	14.0	23.3	16.3	0.0	46.5	39.5
医療、福祉	1,236	16.1	23.2	14.6	18.2	27.3	0.6	39.3	45.6
複合サービス事業	9	22.2	44.4	0.0	22.2	11.1	0.0	66.7	33.3
サービス業（他に分類されないもの）	118	20.3	42.4	13.6	13.6	10.2	0.0	62.7	23.7
<事業場形態別>									
事業所（事務所）	347	14.7	39.2	19.0	15.3	11.5	0.3	53.9	26.8
営業所	90	34.4	40.0	10.0	8.9	4.4	2.2	74.4	13.3
店舗、飲食店	8	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
工場、作業所	94	16.0	31.9	14.9	16.0	21.3	0.0	47.9	37.2
輸送・配送センター	22	4.5	18.2	36.4	27.3	13.6	0.0	22.7	40.9
病院、医療介護施設	914	8.9	20.2	13.9	20.6	36.0	0.4	29.1	56.6
学校、保育所	36	8.3	16.7	19.4	33.3	22.2	0.0	25.0	55.6
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	29.5	44.3	13.1	6.6	3.3	3.3	73.8	9.8
工事現場の関連施設	12	25.0	41.7	16.7	16.7	0.0	0.0	66.7	16.7
その他	371	36.4	34.5	15.4	10.5	2.7	0.5	70.9	13.2

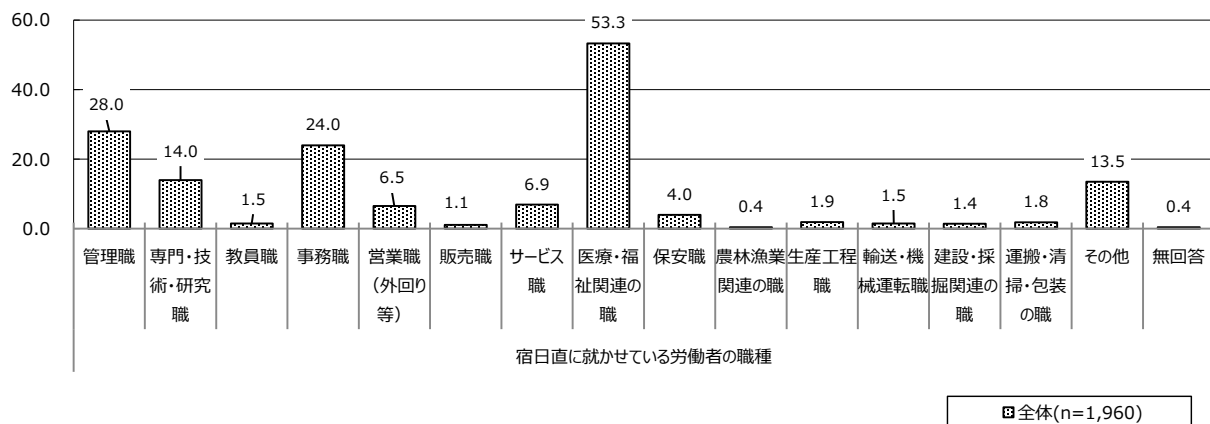
※事業場において、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」とする事業場を対象に集計。「29 人以下・計」は「1～9 人」と「10～29 人」の合計。「50 人以上・計」は、「50～99 人」と「100 人以上」の合計。業種、事業場形態（n=20 以上、事業場形態「その他」除く）において、「29 人以下・計」「50 人以上・計」において、全体より 5 ポイント以上高い値に網。

¹⁸ 以下では、クロス集計の内容を記載する場合、表側は n=20 以上とする。また、表側の「その他」は、様々なものがあることから文章記載を割愛する。

③宿日直に就かせている労働者の職種

宿日直に就かせている労働者の職種（複数回答）については、「医療・福祉関連の職」が 53.3%と突出して高く、次いで、「管理職」が 28.0%、「事務職」が 24.0%、「専門・技術・研究職」が 14.0%、「その他」¹⁹が 13.5%などとなっている（図表 1-8）。

図表 1-8 宿日直に就かせている労働者の職種（MA、単位＝％）【事業場調査】



※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

参考として、宿日直に就かせている労働者の職種（複数回答）を業種別及び、事業場形態別で見たものが図表 1-9 である（図表では、宿日直に就かせている労働者の職種の特徴を示すため、上位 2 位まで網をかけている）。

業種別（n=20 以上）にみて、上位 2 位までの職種（「その他」除く）を列举すると、【建設業】では「専門・技術・研究職」「建設・採掘関連の職」、【製造業】では「生産工程職」「管理職」「専門・技術・研究職」、【電気・ガス・熱供給・水道業】では「専門・技術・研究職」「管理職」、【運輸業、郵便業】では「事務職」「輸送・機械運転職」「管理職」、【卸売業、小売業】では「営業職（外回り等）」「管理職」、【宿泊業、飲食サービス業】と【生活関連サービス業、娯楽業】ではいずれも「サービス職」「管理職」、【教育、学習支援業】では「教員職」「事務職」、【医療、福祉】では「医療・福祉関連の職」「管理職」、【サービス業（他に分類されないもの）】では「管理職」「事務職」となっている。

事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみて、上位 2 位までの職種（「その他」除く）を列举すると、【事業所（事務所）】では「専門・技術・研究職」「管理職」、【営業所】では「営業職（外回り等）」「管理職」、【工場、作業所】では「管理職」「専門・技術・研究職」、【輸送・配送センター】では「輸送・機械運転職」「事務職」、【病院、医療介護施設】では「医療・福

¹⁹ その他が 13.5%（365 件）あるが、宿直業務の記載が比較的多い（具体的には、施錠、電話対応、構内巡視、緊急時受付対応、宿直員、世話人、ナイトフロントなどの記載が目立つ）。そのほか、舎監、調理員・栄養士、公園管理作業員、教習指導員、鉄道の保線業務、ガスモレ緊急対応、油槽所作業、ガス配送・充填員、下水道維持管理、雪氷対策作業など様々な記載があった。

社関連の職」「事務職」、【学校、保育所】では「教員職」「事務職」、【旅館、ホテル等の宿泊施設】では「サービス職」「管理職」となっている。

図表 1-9 宿日直に就かせている労働者の職種(MA、単位＝%)〔属性別〕【事業場調査】

	n	宿直、日直に就かせている労働者の職種															
		管理職	専門・研究職	教員職	事務職	営業職(外)	販売職	サービス職	医療・福祉職	保安職	運輸・林業・漁業	生産・工程職	運輸・機械	建設・採掘	運搬・包装・清掃	その他	無回答
全体	1,960	28.0	14.0	1.5	24.0	6.5	1.1	6.9	53.3	4.0	0.4	1.9	1.5	1.4	1.8	13.5	0.4
＜業種別＞																	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	75	33.3	41.3	-	12.0	1.3	-	4.0	-	1.3	-	-	-	34.7	-	10.7	-
製造業	59	52.5	35.6	-	32.2	5.1	-	-	-	6.8	1.7	52.5	-	-	-	8.5	-
電気・ガス・熱供給・水道業	183	39.3	48.6	-	21.9	35.0	3.8	5.5	-	19.7	1.1	2.2	1.6	-	2.7	7.1	0.5
情報通信業	12	-	91.7	-	8.3	16.7	-	-	-	8.3	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	62	25.8	37.1	-	48.4	1.6	1.6	1.6	-	8.1	-	-	25.8	-	22.6	14.5	-
卸売業、小売業	54	63.0	20.4	-	37.0	77.8	14.8	20.4	-	18.5	3.7	1.9	3.7	-	5.6	1.9	-
不動産業、物品賃貸業	3	33.3	-	-	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-
学術研究、専門・技術サービス業	16	12.5	43.8	6.3	12.5	-	-	18.8	-	-	-	-	-	-	-	31.3	-
宿泊業、飲食サービス業	62	27.4	6.5	-	24.2	3.2	3.2	61.3	-	1.6	-	-	-	-	3.2	21.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	22	50.0	4.5	-	22.7	9.1	-	72.7	-	-	-	-	-	-	-	13.6	-
教育、学習支援業	43	20.9	9.3	55.8	39.5	-	-	7.0	-	-	-	-	-	-	-	25.6	2.3
医療、福祉	1,236	22.9	4.0	0.3	21.8	0.2	0.1	1.9	83.8	1.1	-	-	0.2	-	0.5	12.5	0.3
複合サービス事業	9	44.4	33.3	-	55.6	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	22.2	11.1	-
サービス業（他に分類されないもの）	118	34.7	16.1	-	30.5	4.2	2.5	21.2	5.1	5.9	2.5	0.8	5.1	0.8	2.5	33.1	0.8
＜事業場形態別＞																	
事業所（事務所）	347	38.3	40.6	-	26.5	17.3	2.6	7.8	11.8	8.6	1.2	1.2	0.9	2.9	2.6	11.5	-
営業所	90	48.9	17.8	-	32.2	55.6	4.4	18.9	-	17.8	-	-	4.4	-	4.4	7.8	1.1
店舗、飲食店	8	50.0	12.5	-	25.0	12.5	25.0	87.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場、作業所	94	41.5	38.3	-	20.2	6.4	3.2	-	1.1	8.5	3.2	34.0	3.2	8.5	1.1	7.4	1.1
輸送・配送センター	22	27.3	4.5	-	59.1	-	-	-	-	13.6	-	-	68.2	-	50.0	9.1	-
病院、医療介護施設	914	21.8	4.5	-	24.0	0.3	0.1	1.3	85.7	1.4	-	-	0.1	-	0.7	10.1	0.3
学校、保育所	36	22.2	8.3	63.9	33.3	-	-	-	13.9	-	-	-	-	-	-	16.7	2.8
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	29.5	6.6	-	19.7	3.3	-	55.7	3.3	3.3	-	-	-	-	4.9	19.7	-
工事現場の関連施設	12	16.7	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.0	-	8.3	-
その他	371	25.6	7.3	1.6	19.7	1.1	0.8	10.2	56.6	1.3	0.3	-	0.8	-	0.3	26.4	0.3

※令和6(2024)年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。n数ゼロはーで表記。表側の業種、事業場形態(n=20以上、事業場形態「その他」除く)において、各項目(職種「その他」除く)の上位2位までの値に網。

(3)宿直、日直の人数(①1回あたりの宿日直の人数、②1か月の宿日直人数の合計)

①1回あたりの宿日直の人数

事業場調査では、「事業場において、宿日直に就かせている人数は何人ですか。令和6(2024)年4月の1か月の実績において、①1回あたりの宿日直の人数、②1か月の宿日直人数の合計について、宿直、日直の別に記入してください。(1か月の宿日直人数の合計については、宿日直業務に就く労働者の頭数(延べ人数ではありません)で回答してください。)」²⁰と尋ねている。

1回あたりの宿直、日直の人数について無回答を除き集計したものが図表1-10である。それによれば、1回あたりの宿直の人数は、「1人」が80.7%で最も高く、次いで、「2人」が10.2%などとなっている。一方、1回あたりの日直の人数も、「1人」が70.7%と最も高く、次いで、「2人」が14.4%などとなっている。

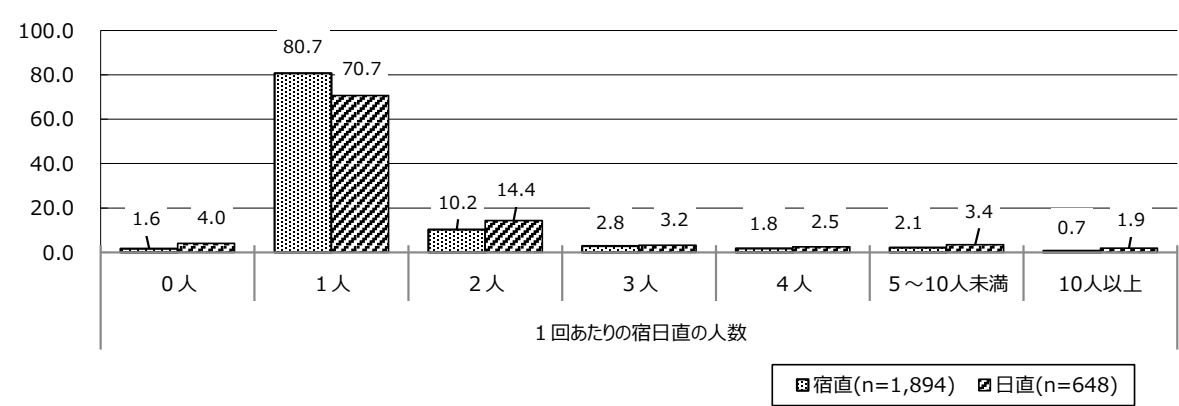
参考として、これを事業場規模別、事業場形態別にみたものが図表1-11である。事業場規

²⁰ 調査票では、本設問は、例示をあげており、「例：4月に、Aさんが3回、Bさんが2回、Cさんが1回、各回につき1人で宿直業務に就いた場合は、「1回あたりの宿直の人数」は、1人。「1か月の宿日直人数の合計」は、(Aさん、Bさん、Cさんの)3人と回答してください(日直についても同様です。)」と記載している。

模別にみると、1 回あたりの宿直の人数の平均値は、事業場規模が大きくなるほど、おおむね高くなる傾向にある。一方、1 回あたりの日直の人数の平均値は、「1～9 人」「10～29 人」（いずれも 1.3 人）に比べ、それ以上の規模において高くなっており、とくに「30～49 人」（2.5 人）、「100 人以上」（1.9 人）で高くなっている。

次に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、いずれの形態においても、宿直、日直いずれも、人数の平均値はほとんどが 1 人台である（n 数が少ない事業場形態があることに留意）。

図表 1-10 1 回あたりの宿直、日直の人数（単位＝％）【事業場調査】



※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計（宿直【平均値：1.39 人、中央値：1 人】、日直【平均値：1.69 人、中央値：1 人】）。

図表 1-11 1 回あたりの宿直、日直の人数（単位＝％）【属性別】【事業場調査】

	n	1回あたりの宿直の人数								n	1回あたりの日直の人数							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	平均値（人数）		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	平均値（人数）
全 体	1,894	1.6	80.7	10.2	2.8	1.8	2.1	0.7	1.4	648	4.0	70.7	14.4	3.2	2.5	3.4	1.9	1.7
＜事業場規模別＞																		
1～9人	330	1.8	93.9	3.0	0.9	0.3	0.0	0.0	1.0	64	3.1	78.1	9.4	3.1	4.7	1.6	0.0	1.3
10～29人	539	2.6	84.2	10.6	1.7	0.2	0.7	0.0	1.2	138	8.7	64.5	17.4	5.1	2.9	1.4	0.0	1.3
30～49人	291	1.7	72.2	13.7	3.1	5.8	3.4	0.0	1.5	68	2.9	57.4	23.5	2.9	1.5	5.9	5.9	2.5
50～99人	311	1.3	81.7	8.7	2.9	2.3	2.9	0.3	1.4	97	3.1	80.4	12.4	0.0	2.1	0.0	2.1	1.4
100人以上	412	0.5	70.6	14.3	5.6	1.9	4.1	2.9	1.9	281	2.5	71.9	12.5	3.6	2.1	5.3	2.1	1.9
＜事業場形態別＞																		
事業所（事務所）	323	2.5	67.2	20.7	2.8	3.1	2.5	1.2	1.6	153	9.2	51.0	26.1	4.6	3.9	3.3	2.0	1.7
営業所	85	0.0	91.8	5.9	0.0	1.2	1.2	0.0	1.2	38	0.0	71.1	13.2	7.9	5.3	2.6	0.0	1.6
店舗、飲食店	8	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
工場、作業所	87	0.0	81.6	10.3	1.1	0.0	4.6	2.3	1.6	59	5.1	74.6	11.9	1.7	0.0	5.1	1.7	1.5
輸送・配送センター	17	35.3	47.1	5.9	0.0	5.9	5.9	0.0	1.2	19	15.8	68.4	10.5	0.0	5.3	0.0	0.0	1.1
病院、医療介護施設	901	1.2	85.5	7.7	2.8	0.9	1.3	0.7	1.3	312	1.0	79.5	9.6	2.9	1.3	3.8	1.9	1.7
学校、保育所	31	0.0	54.8	12.9	16.1	6.5	9.7	0.0	2.1	12	16.7	75.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	0.0	90.2	6.6	3.3	0.0	0.0	0.0	1.1	7	0.0	42.9	42.9	0.0	14.3	0.0	0.0	1.9
工事現場の関連施設	12	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
その他	364	1.6	79.4	9.6	3.0	3.3	2.7	0.3	1.4	42	2.4	71.4	11.9	2.4	4.8	2.4	4.8	2.3

※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計。

②1か月の宿直人数、日直人数の合計

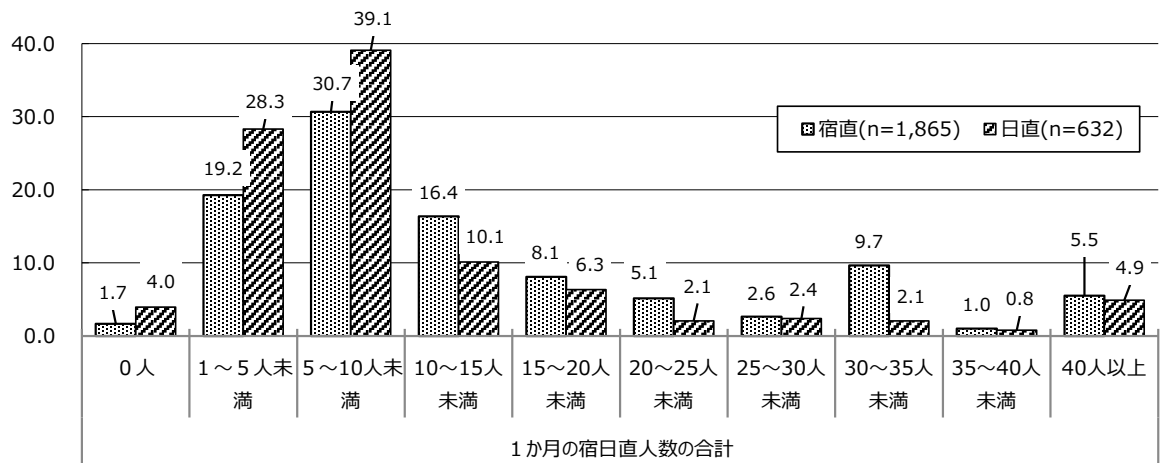
1 か月の宿直人数、日直人数の合計について無回答を除き集計したものが図表 1-12 である。それによれば、1 か月の宿直人数は、「5～10 人未満」が 30.7%と最も高く、次いで、「1～5 人未満」が 19.2%、「10～15 人未満」が 16.4%、「30～35 人未満」が 9.7%などとなっている。一方、1 か月の日直人数は、「5～10 人未満」が 39.1%、「1～5 人未満」が 28.3%、「10～15 人未満」が 10.1%、「15～20 人未満」が 6.3%、「40 人以上」が 4.9%などとなっている。

参考として、これを事業場規模別、事業場形態別にみたものが図表 1-13 である。事業場規模別にみると、1 か月の宿直人数の平均値は、事業場規模が大きくなるほど、おおむね高くなる傾向にある。分布をみると、おおむね事業場規模が小さくなるほど、「1～10 人未満・計」（「1～5 人未満」「5～10 人未満」の合計）の割合が高くなる傾向にある一方で、おおむね事業場規模が大きくなるほど「15 人以上・計」（「15～20 人未満」「20～40 人未満」「40 人以上」の合計）の割合が高くなる傾向にある。

一方、1 か月の日直人数の平均値は、「1～9 人」（6.2 人）に比べ、それ以上の規模において高くなっており、とくに「30～49 人」（18.4 人）、「100 人以上」（14.0 人）で高くなっている。

次に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、1 か月の宿直人数の平均値が高いのは、「工場、作業所」（23.5 人）、「事務所（事業所）」（19.8 人）、「学校、保育所」（18.8 人）などとなっている。一方、1 か月の日直人数の平均値を事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「工場、作業所」（13.5 人）が最も高い。

図表 1-12 1 か月の宿直人数、日直人数の合計（単位＝%）【事業場調査】



※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計（宿直【平均値：16.03人、中央値：9人】、日直【平均値：11.78人、中央値：7人】）。

図表 1-13 1 か月の宿直人数、日直人数の合計(単位＝%)〔事業場規模別、事業場形態別〕【事業場調査】

	n	1 か月の宿直人数の合計								n	1 か月の日直人数の合計							
		0 人	1 ～ 5 人 未 満	5 ～ 10 人 未 満	満 10 人	満 15 人	満 20 人	4 0 人 以 上	平 均 値 (人 数)		0 人	1 ～ 5 人 未 満	5 ～ 10 人 未 満	満 10 人	満 15 人	満 20 人	4 0 人 以 上	平 均 値 (人 数)
全 体	1,865	1.7	19.2	30.7	16.4	8.1	18.4	5.5	16.0	632	4.0	28.3	39.1	10.1	6.3	7.3	4.9	11.8
＜事業場規模別＞																		
1～9人	326	1.8	28.2	46.9	11.0	3.7	8.0	0.3	8.3	62	3.2	50.0	40.3	1.6	1.6	1.6	1.6	6.2
10～29人	532	2.6	21.4	32.0	21.1	7.9	13.3	1.7	11.3	136	8.8	25.0	35.3	15.4	8.8	5.1	1.5	8.9
30～49人	288	1.7	15.3	25.7	13.2	6.9	30.6	6.6	18.7	66	3.0	22.7	36.4	9.1	10.6	13.6	4.5	18.4
50～99人	306	1.3	20.9	29.4	12.4	9.2	21.2	5.6	15.5	95	3.2	41.1	31.6	12.6	4.2	4.2	3.2	8.4
100人以上	402	0.5	10.4	19.4	19.9	12.2	23.4	14.2	27.3	273	2.2	22.0	44.0	8.8	5.9	9.2	8.1	14.0
＜事業場形態別＞																		
事業所（事務所）	316	2.5	15.8	24.1	17.1	7.0	23.4	10.1	19.8	147	9.5	21.8	33.3	8.2	14.3	6.8	6.1	11.8
営業所	85	0.0	17.6	42.4	20.0	5.9	12.9	1.2	11.2	38	0.0	36.8	31.6	18.4	5.3	7.9	0.0	8.5
店舗、飲食店	8	0.0	12.5	62.5	12.5	0.0	12.5	0.0	9.4	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	10.0
工場、作業所	88	0.0	11.4	31.8	9.1	13.6	23.9	10.2	23.5	58	5.2	24.1	37.9	10.3	8.6	5.2	8.6	13.5
輸送・配送センター	15	40.0	20.0	13.3	6.7	0.0	13.3	6.7	13.7	17	17.6	41.2	23.5	5.9	0.0	11.8	0.0	5.9
病院、医療介護施設	886	1.2	17.8	31.5	17.9	8.5	19.0	4.1	15.5	305	0.7	29.2	44.3	10.5	3.0	7.5	4.9	11.4
学校、保育所	30	0.0	23.3	13.3	20.0	13.3	20.0	10.0	18.8	12	16.7	33.3	16.7	25.0	0.0	8.3	0.0	7.4
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	0.0	50.8	31.1	4.9	1.6	9.8	1.6	8.1	7	0.0	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	13.0
工事現場の関連施設	12	0.0	25.0	41.7	8.3	25.0	0.0	0.0	8.5	5	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0
その他	359	1.7	22.0	32.9	15.3	8.1	14.8	5.3	14.5	42	2.4	31.0	42.9	4.8	7.1	9.5	2.4	19.4

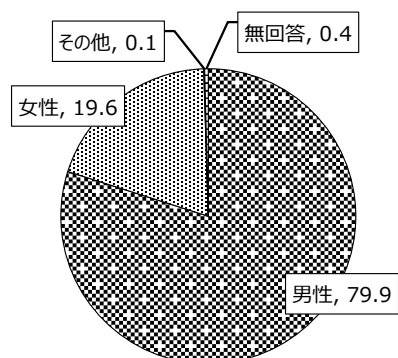
※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計。

1-2. 宿日直に就いている労働者の属性

(1) 宿日直に就いている労働者の性別、年齢

労働者調査において、宿日直に就いている労働者の性別をみると、男性が 79.9%、女性が 19.6%などとなっている。男女比では、男性が 8 割弱を占めている（図表 1-14）²¹。

図表 1-14 宿日直に就いている労働者の性別(SA、単位＝%)【労働者調査】



※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。

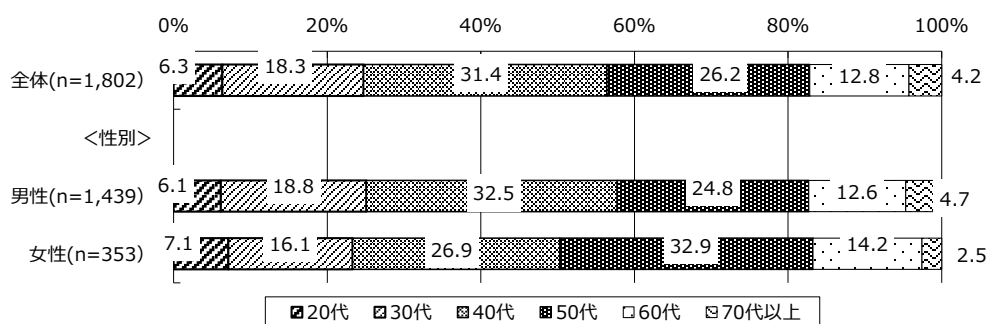
全体(n=1,802)

²¹ 労働者調査は、各事業場を通じて1通配布されている（管理職除く）。各事業場において、宿日直に従事する労働者が複数いる場合もあることから、以下の労働者調査の集計は、回収された調査回答の集計であることに留意がいる。

労働者調査において、宿日直に就いている労働者の年齢をみると、全体では40代が31.4%と最も高く、次いで、50代が26.2%、30代が18.3%などとなっている。

これを性別にみると、男性は、40代が32.5%と最も高く、次いで、50代が24.8%、30代が18.8%などとなっている。女性は、50代が32.9%と最も高く、次いで、40代が26.9%、30代が16.1%などとなっている（図表 1-15）。性別で分布に大きな違いはみられないが、男性に比べ女性の方が50代の割合が高く、女性に比べ男性の方が40代の割合がやや高い。

図表 1-15 宿日直に就いている労働者の年齢(単位=%)【性別】【労働者調査】



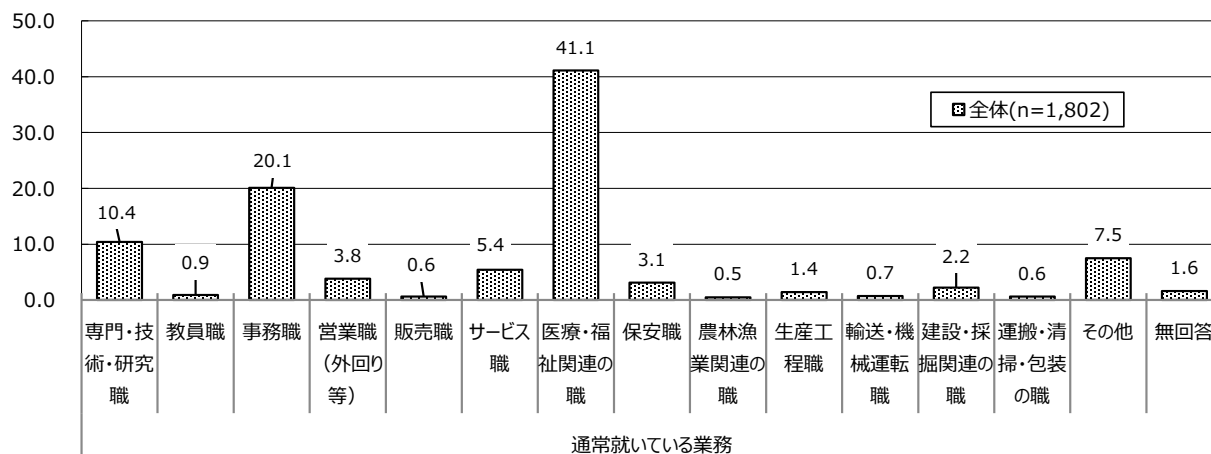
※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。表側の性別は、男性、女性のみ記載（以下同じ）。

(2) 通常就いている業務

通常就いている業務は、「医療、福祉関連の職」が41.1%と突出して高く、次いで、「事務職」が20.1%、「専門・技術・研究職」が10.4%などとなっている（図表 1-16）。

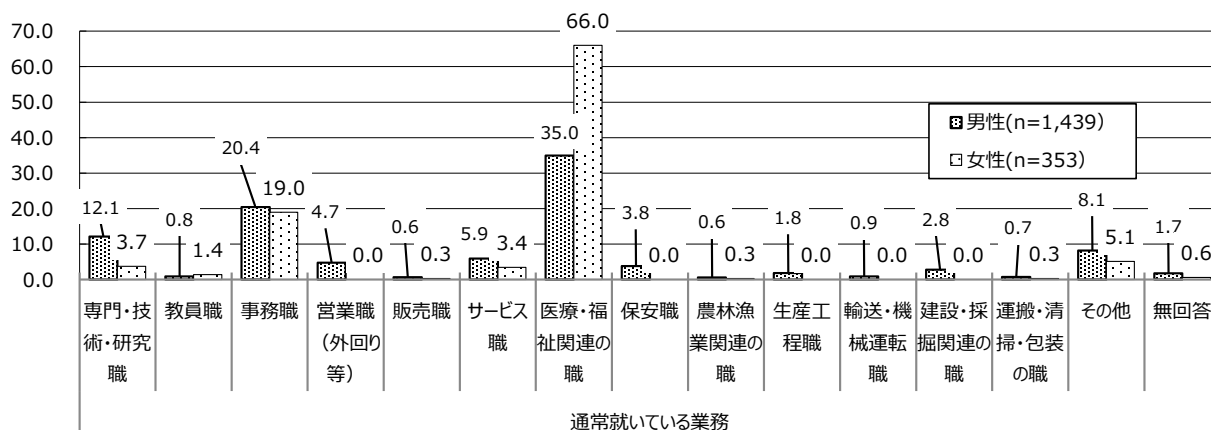
これを性別にみると、「医療、福祉関連の職」は、男性が35.0%、女性が66.0%となっており、男性に比べ女性の方が高い（図表 1-17）。

図表 1-16 通常就いている業務(SA、単位=%)【労働者調査】



※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。

図表 1-17 通常就いている業務(SA、単位＝％)〔性別〕【労働者調査】



※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。

(3) 現在働いている会社での就労形態

現在働いている会社での就労形態は、「正社員」が83.0％と大半を占めている。非正社員についてみると、「パート・アルバイト」が9.5％、「契約社員」が3.1％、「嘱託社員」が2.1％などとなっている。

これを性別にみると、分布にほとんど差はみられないものの、「パート・アルバイト」は男性に比べ女性の方がやや高い。

性・年齢別にみると、男女いずれも、「正社員」の割合は年齢が低くなるほど高い。それ以外の就労形態では、男女いずれも、「60代以上」において「パート・アルバイト」の割合が4割弱と高くなっており、「契約社員」「嘱託社員」もそれより低い年齢層に比べ高くなっている（図表 1-18）。

図表 1-18 宿日直に就いている労働者の就労形態(SA、単位＝％)〔属性別〕【労働者調査】

	n	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	その他	無回答
全体	1,802	83.0	3.1	2.1	9.5	1.8	0.4
<性別>							
男性	1,439	83.4	3.1	2.4	9.1	1.9	0.1
女性	353	82.4	3.1	1.1	11.6	1.4	0.3
<性・年齢別>							
男性	40代以下	827	94.9	0.7	0.2	3.4	0.1
	50代	357	93.8	1.4	0.6	2.8	0.0
	60代以上	248	30.6	13.7	12.1	37.1	0.0
女性	40代以下	177	92.1	1.7	0.6	5.1	0.6
	50代	116	87.9	2.6	0.0	7.8	0.0
	60代以上	59	42.4	8.5	5.1	39.0	0.0

※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。

(4) 現在働いている会社での勤続年数

現在働いている会社での勤続年数は、全体計では、「5 年以上 10 年未満」が 22.8%と最も高く、次いで、「20 年以上」が 22.4%、「1 年以上 5 年未満」が 22.1%、「10 年以上 15 年未満」が 17.6%などとなっている。「5 年以上・計」（「5 年以上 10 年未満」「10 年以上 15 年未満」「15 年以上 20 年未満」「20 年以上」の合計。以下同じ）は 74.9%である。

就労形態別にみると、「5 年以上・計」は、「正社員」が 80.1%、「非正社員」が 50.7%となっており、「正社員」の方が勤続年数は長い傾向にある。「非正社員」の分布をみると、「1 年以上 5 年未満」が 42.3%で最も割合が高く、次いで、「5 年以上 10 年未満」が 24.5%などとなっている（図表 1-19）。

図表 1-19 宿日直に就いている労働者の現在働いている会社での勤続年数

(SA、単位＝%)〔就労形態別〕【労働者調査】

	n	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上	無回答	5 年以上・ 計
全体	1,802	2.5	22.1	22.8	17.6	12.2	22.4	0.5	74.9
<就労形態別>									
正社員	1,496	1.7	18.0	22.5	18.9	13.4	25.3	0.2	80.1
非正社員	298	6.7	42.3	24.5	11.7	6.0	8.4	0.3	50.7

※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。表頭の「5 年以上・計」は、「5 年以上 10 年未満」「10 年以上 15 年未満」「15 年以上 20 年未満」「20 年以上」の合計。表側の就労形態の「非正社員」は、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト、その他の合計。

(5) 宿直、日直のいずれに就いているか

労働者調査では、「令和 6（2024）年 4 月において、勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直²²のどちらに就いていますか」と尋ねている。それによれば、「宿直のみ」は 68.6%、「日直のみ」は 5.3%となっており、「宿直と日直の両方」は 23.4%となっている。「宿直・計」（「宿直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計）は 92.0%（n=1,658）、「日直・計」（「日直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計）は 28.7%（n=516）である。

これを性別にみると、両者でほとんど差はみられないが、女性に比べ男性の方が「宿直と日直の両方」の割合がやや高い。一方、男性に比べ女性の方が「日直のみ」の割合がやや高い。

年齢別にみると、60 代以上はそれ以下の年齢層に比べ、「宿直のみ」の割合がやや高い一方で、「宿直と日直の両方」の割合がやや低くなっている。

就労形態別にみると、正社員に比べ非正社員の方が「宿直のみ」の割合が高い。一方、非正社員に比べ正社員の方が、「宿直と日直の両方」「日直のみ」の割合が高い（図表 1-20）。

²² 調査票では、「緊急時に備えて、事業場内で、夜間に待機等を行うことを「宿直」、昼間から待機等を行うことを「日直」といいます。また、一般的にはこれらをまとめて「宿日直」といいます」と注記している。

図表 1-20 令和6(2024)年4月において、勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直のどちらに就いているか

(SA、単位＝％)〔属性別〕【労働者調査】

	n	令和6(2024)年4月において、勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直のどちらに就いているか				宿直・計	日直・計
		宿直のみ	日直のみ	宿直と日直の両方	無回答		
全体	1,802	68.6	5.3	23.4	2.7	92.0	28.7
<性別>							
男性	1,439	69.1	4.1	24.1	2.7	93.2	28.2
女性	353	67.4	9.9	20.1	2.5	87.5	30.0
<年齢>							
40代以下	1,008	68.5	5.0	24.4	2.2	92.9	29.4
50代	473	66.8	6.1	24.1	3.0	90.9	30.2
60代以上	307	72.6	5.2	18.9	3.3	91.5	24.1
<就労形態>							
正社員	1,496	66.5	5.8	24.6	3.1	91.1	30.4
非正社員	298	79.2	2.7	17.1	1.0	96.3	19.8

※令和6(2024)年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。表頭の「宿直・計」は、「宿直のみ」「宿直と日直の両方」の合計。「日直・計」は「日直のみ」「宿直と日直の両方」の合計。

2. 宿日直許可書の保存、周知の状況

2-1. 宿日直許可書の保存、周知の状況

事業場調査では、「宿日直許可書²³を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか」と尋ねている。

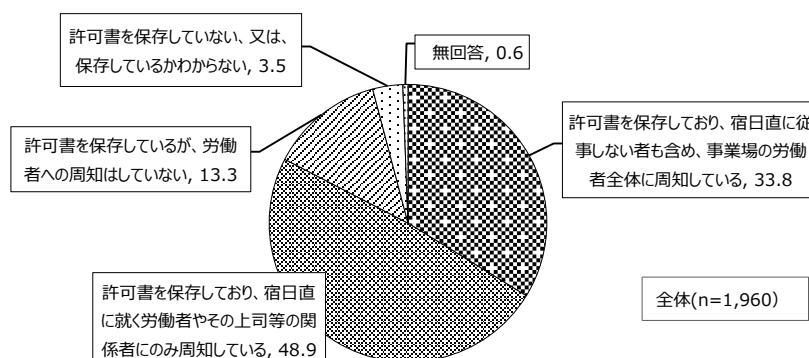
それによれば、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」(33.8%)、「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」(48.9%)、「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」(13.3%)を合わせた「許可書を保存している事業場」(以下、「保存・計」という)は96.0%に及び、「許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない」とする事業場は3.5%と少ない。

「許可書を周知している事業場」(以下、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」と「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」の合計。以下、「周知・計」という)は82.7%と8割強を占めている(図表2-1)。

²³ 調査票では、「宿日直許可書とは、労働基準監督署から「断続的な宿直又は日直勤務許可書」、「断続的な宿直勤務許可書」、「断続的な日直勤務許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです」と記載している。

図表 2-1 宿日直許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について

周知していますか(SA、単位＝%)【事業場調査】



※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを事業場規模別にみると、いずれの規模においても、許可書の「保存・計」の割合は9割台となっている。許可書の「周知・計」の割合も8割台と高い。許可書の「周知・計」の割合について事業場形態別（n=20以上、「その他」除く）にみると、いずれの形態でも、7割以上と大半の事業場で周知がなされている（図表 2-2）。

図表 2-2 宿日直許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について

周知していますか(SA、単位＝%)【属性別】【事業場調査】

	n	許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	無回答	保存・計 (※2)	周知・計 (※3)
全体	1,960	33.8	48.9	13.3	3.5	0.6	96.0	82.7
<事業場規模別>								
1～9人	338	40.8	41.4	10.1	6.8	0.9	92.3	82.2
10～29人	564	40.8	39.5	15.1	3.9	0.7	95.4	80.3
30～49人	303	36.0	50.2	10.2	3.3	0.3	96.4	86.1
50～99人	328	24.1	59.8	13.7	1.8	0.6	97.6	83.8
100人以上	416	24.5	58.2	15.4	1.7	0.2	98.1	82.7
<事業場形態別>								
事業所（事務所）	347	43.2	39.8	13.0	4.0	0.0	96.0	83.0
営業所	90	48.9	28.9	10.0	10.0	2.2	87.8	77.8
店舗、飲食店	8	37.5	25.0	12.5	25.0	0.0	75.0	62.5
工場、作業所	94	42.6	44.7	7.4	5.3	0.0	94.7	87.2
輸送・配送センター	22	40.9	54.5	0.0	0.0	4.5	95.5	95.5
病院、医療介護施設	914	26.8	56.2	14.2	2.2	0.5	97.3	83.0
学校、保育所	36	25.0	58.3	13.9	2.8	0.0	97.2	83.3
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	24.6	59.0	11.5	4.9	0.0	95.1	83.6
工事現場の関連施設	12	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
その他	371	37.5	42.6	15.4	3.8	0.8	95.4	80.1

※1：令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

※2：表頭の「保存・計」は、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」の合計。

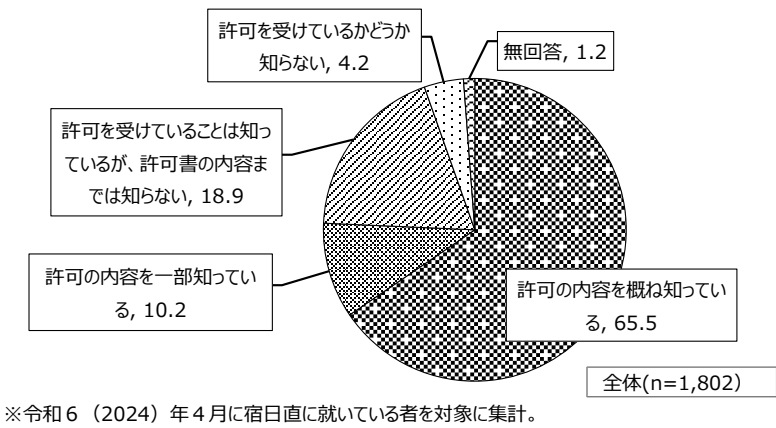
※3：表頭の「周知・計」は、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」の合計。

2-2. 宿日直許可書に関する労働者の認知度

労働者調査では、「勤め先が労働基準監督署から受けている宿日直許可書の内容（対象業務等）について知っていますか」と尋ねている。それによれば、「許可の内容を概ね知っている」（65.5%）と「許可の内容を一部知っている」（10.2%）を合わせた「許可の内容を知っている・計」（以下同じ）の割合は、75.7%となっている。一方、「許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない」は18.9%である。「許可を受けているかどうか知らない」は4.2%とわずかである（図表 2-3）。

「許可の内容を知っている・計」の割合について、職種別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、ほとんどの職種で 7～8 割となっている。全体より 5 ポイント以上高い職種は、「建設・採掘関連の職」「事務職」「専門・技術・研究職」である（図表 2-4）。

図表 2-3 宿日直許可書の内容(対象業務等)について知っているか(SA、単位=%)【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。

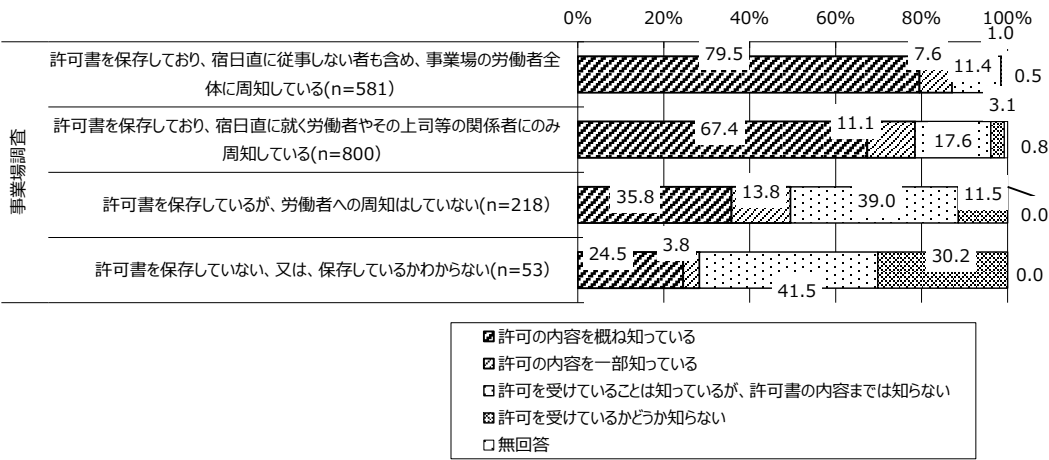
図表 2-4 宿日直許可書の内容(対象業務等)について知っているか(SA、単位=%)〔職種別〕【労働者調査】

	n	許可の内容を概ね知っている	許可の内容を一部知っている	許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない	許可を受けているかどうか知らない	無回答	「許可の内容を知っている・計」
全体	1,802	65.5	10.2	18.9	4.2	1.2	75.7
<職種別>							
専門・技術・研究職	187	70.6	12.3	12.8	4.3	0.0	82.9
教員職	17	52.9	0.0	47.1	0.0	0.0	52.9
事務職	363	76.9	8.0	9.9	3.3	1.9	84.8
営業職（外回り等）	69	73.9	5.8	13.0	7.2	0.0	79.7
販売職	10	50.0	10.0	20.0	20.0	0.0	60.0
サービス職	97	67.0	12.4	15.5	5.2	0.0	79.4
医療・福祉関連の職	741	59.5	10.8	24.2	4.3	1.2	70.3
保安職	55	56.4	14.5	27.3	1.8	0.0	70.9
農林漁業関連の職	9	55.6	22.2	22.2	0.0	0.0	77.8
生産工程職	26	61.5	15.4	23.1	0.0	0.0	76.9
輸送・機械運転職	13	69.2	7.7	15.4	7.7	0.0	76.9
建設・採掘関連の職	40	82.5	5.0	7.5	5.0	0.0	87.5
運搬・清掃・包装の職	11	72.7	27.3	0.0	0.0	0.0	100.0
その他	136	61.0	8.1	24.3	5.1	1.5	69.1

※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。「許可の内容を知っている・計」は「許可の内容を概ね知っている」「許可の内容を一部知っている」の合計。「許可の内容を知っている・計」について、表側の「職種」（n=20 以上、「その他」除く）において全体より 5 ポイント以上高い数値に網。

事業場調査では、宿日直許可書を保存、周知の状況を尋ねている（以下、「許可書の保存・周知状況別（事業場調査）」という）。そこで、参考として、これを労働者調査に接続して、宿日直許可書の認知度をみたものが図表 2-5 である。許可書の保存・周知状況別（事業場調査）にみると、許可書を周知している事業場ほど、労働者側の「許可の内容を知っている・計」の割合が高くなる傾向にある。

図表 2-5 宿日直許可書の内容(対象業務等)について知っているか(SA、単位＝%)
 【事業場調査：許可書の保存・周知状況別】【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。表例は、事業場調査の許可書の保存・周知の設問（問9）を接続してクロス集計している。

3. 宿直、日直の働き方

3-1. 宿日直中に従事している業務

(1)宿日直中に従事している業務

調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、宿日直で従事している業務について尋ねている。両調査の結果をまとめたものが図表 3-1 である。

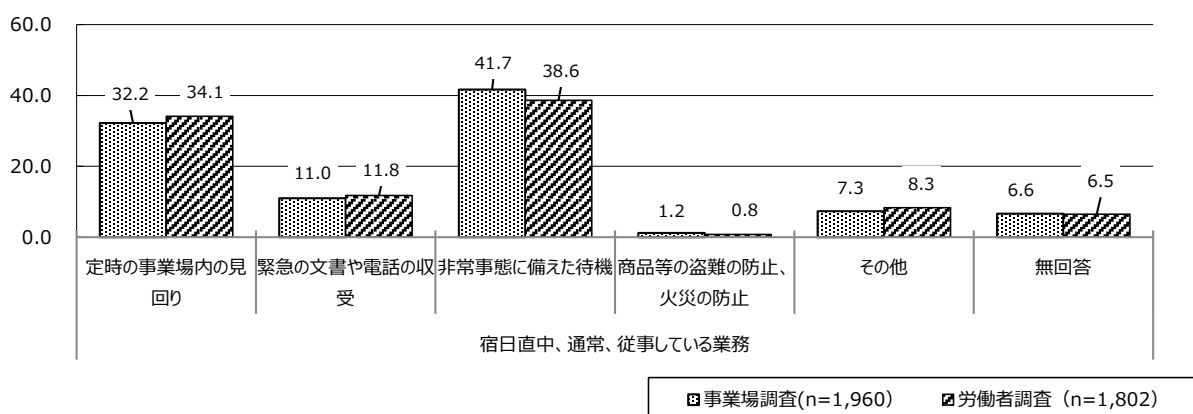
事業場調査では、令和 6（2024）年 4 月の実績において、宿日直に就く労働者に、通常、宿日直中にどのような業務に従事させているかを尋ねている。それによれば、「非常事態に備えた待機」が 41.7%と最も割合が高く、次いで、「定時の事業場内の見回り」が 32.2%、「緊急の文書や電話の収受」が 11.0%、「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 1.2%、「その他」が 7.3%²⁴となっている。

一方、労働者調査でも、令和 6（2024）年 4 月実績において、宿日直中の主な業務として行

²⁴ 事業場調査の「その他」が 7.3%（143 件）あるが、「受注、郵便物等引き取り、正門開閉」「戸締りの点検、電話対応、来客対応」「消灯チェック」「寮見回り」など、宿日直時の施設運営面での作業の記載が目立つ。また、「定時の介護、見守り」「寝かしつけ、夜尿起こし、おむつ取替」等や「配電設備の事故復旧・停電対応」「設備の事故対応」等の記載もあった。なお、後述の労働者調査も同様に聞いているが、「その他」については、おおむね事業場調査と同趣旨の内容の記載がみられた。

っているものを尋ねており、「非常事態に備えた待機」が 38.6%と最も割合が高く、次いで、「定時の事業場内の見回り」が 34.1%、「緊急の文書や電話の収受」が 11.8%、「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 0.8%、「その他」が 8.3%となっている。

図表 3-1 宿日直中に従事している業務(SA、単位＝%)【事業場調査・労働者調査】



※事業場調査は、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。設問では、「宿日直に就く労働者に、通常、宿日直中にどのような業務に従事させていますか。令和 6（2024）年 4 月の実績から、最も当てはまるものを回答してください」と尋ねている。労働者調査は、令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。設問では、「あなたは、宿日直中、主にどのような業務を行っていますか。令和 6（2024）年 4 月の実績から、最も当てはまるものを回答してください」と尋ねている。

(2) 宿日直中に従事している業務(属性別)

事業場調査による業務の構成割合について、属性別にみたものが図表 3-2 である（「商品等の盗難の防止、火災の防止」は n=23 で少ないことに留意）。

事業場規模別にみると、事業場規模によって、各業務の割合で傾向はみられないが、「非常事態に備えた待機」は、100 人以上の大規模事業場で 6 割と最も割合が高い。

業種別（n=20 以上）にみると、「定時の事業場内の見回り」は、「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」「生活関連サービス業、娯楽業」などの業種で割合が高くなっている。「緊急の文書や電話の収受」は、「建設業」「卸売業、小売業」などで割合が高い。「非常事態に備えた待機」は、「電気・ガス・熱供給・水道業」「医療、福祉」「製造業」「運輸業、郵便業」などで割合が高くなっている。

事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「定時の事業場内の見回り」は「旅館、ホテル等の宿泊施設」「学校、保育所」などで割合が高くなっている。「非常事態に備えた待機」は、「病院、医療介護施設」「営業所」「工場、作業所」「事業所（事務所）」で割合が高くなっている。「商品等の盗難の防止、火災の防止」は「輸送・配送センター」で割合が最も高い。

図表 3-2 宿日直中に従事している業務(SA、単位＝%)〔属性別〕【事業場調査】

	n	定時の事業 場内の見回 り	緊急の文書 や電話の収 受	非常事態に 備えた待機	商品等の盗 難の防止、 火災の防止	その他	無回答
全体	1,960	32.2	11.0	41.7	1.2	7.3	6.6
＜事業場規模別＞							
1～9人	338	33.7	10.4	43.8	0.6	6.5	5.0
10～29人	564	33.9	12.4	37.6	1.1	8.9	6.2
30～49人	303	34.7	13.5	33.3	2.6	7.9	7.9
50～99人	328	41.8	10.1	32.0	1.2	6.4	8.5
100人以上	416	19.0	8.4	60.3	0.7	6.3	5.3
＜業種別＞							
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
建設業	75	16.0	37.3	30.7	1.3	13.3	1.3
製造業	59	28.8	16.9	40.7	0.0	10.2	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	183	13.7	19.1	51.9	0.0	10.9	4.4
情報通信業	12	0.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0
運輸業、郵便業	62	16.1	21.0	37.1	21.0	4.8	0.0
卸売業、小売業	54	22.2	29.6	25.9	5.6	11.1	5.6
不動産業、物品賃貸業	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	16	50.0	18.8	25.0	0.0	0.0	6.3
宿泊業、飲食サービス業	62	50.0	3.2	30.6	1.6	8.1	6.5
生活関連サービス業、娯楽業	22	40.9	18.2	22.7	0.0	9.1	9.1
教育、学習支援業	43	46.5	14.0	16.3	2.3	14.0	7.0
医療、福祉	1,236	36.4	4.7	45.6	0.0	5.3	8.1
複合サービス事業	9	22.2	33.3	33.3	0.0	0.0	11.1
サービス業（他に分類されないもの）	118	28.0	22.9	28.0	3.4	14.4	3.4
＜事業場形態別＞							
事業所（事務所）	347	22.2	23.3	36.9	0.9	12.4	4.3
営業所	90	10.0	33.3	45.6	2.2	5.6	3.3
店舗、飲食店	8	12.5	12.5	50.0	12.5	12.5	0.0
工場、作業所	94	26.6	20.2	41.5	0.0	8.5	3.2
輸送・配送センター	22	9.1	9.1	22.7	54.5	4.5	0.0
病院、医療介護施設	914	33.7	5.4	48.0	0.0	4.6	8.3
学校、保育所	36	50.0	11.1	27.8	0.0	11.1	0.0
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	52.5	1.6	26.2	3.3	9.8	6.6
工事現場の関連施設	12	25.0	41.7	25.0	0.0	8.3	0.0
その他	371	41.8	6.2	35.6	0.8	8.4	7.3

※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。各業務（「その他」除く）について、表側の業種（n=20以上）、事業場形態（n=20以上、「その他」除く）ごとに最も割合が高い値に網。

一方、各業務（「その他」及び、n 数（n=14）が少ない「商品等の盗難の防止、火災の防止」を除く）について、労働者調査によるその業務の構成割合が全体の構成割合より 5 ポイント以上高い職種（n=20 以上、「その他」除く）を列举すると、「定時の事業場内の見回り」では「保安職」「サービス職」、「緊急の文書や電話の収受」では「建設・採掘関連の職」「生産工程職」「営業職（外回り等）」「事務職」、「非常事態に備えた待機」では「営業職（外回り等）」「専門・技術・研究職」「医療・福祉関連の職」となっている（図表 3-3）。

図表 3-3 宿日直中に従事している業務(SA、単位＝％)〔職種別〕【労働者調査】

	n	定時の事業場内の見回り	緊急の文書や電話の収受	非常事態に備えた待機	商品等の盗難の防止、火災の防止	その他	無回答
全体	1,802	34.1	11.8	38.6	0.8	8.3	6.5
<職種別>							
専門・技術・研究職	187	26.2	16.0	49.2	0.0	7.0	1.6
教員職	17	35.3	5.9	47.1	0.0	11.8	0.0
事務職	363	35.5	22.0	24.8	0.6	6.9	10.2
営業職（外回り等）	69	4.3	24.6	49.3	1.4	14.5	5.8
販売職	10	40.0	0.0	40.0	10.0	0.0	10.0
サービス職	97	50.5	7.2	24.7	1.0	8.2	8.2
医療・福祉関連の職	741	34.1	3.5	48.9	0.1	6.9	6.5
保安職	55	52.7	12.7	27.3	1.8	3.6	1.8
農林漁業関連の職	9	66.7	11.1	0.0	11.1	0.0	11.1
生産工程職	26	26.9	26.9	26.9	0.0	19.2	0.0
輸送・機械運転職	13	30.8	15.4	7.7	38.5	7.7	0.0
建設・採掘関連の職	40	12.5	50.0	27.5	2.5	7.5	0.0
運搬・清掃・包装の職	11	36.4	9.1	54.5	0.0	0.0	0.0
その他	136	43.4	7.4	22.8	0.0	19.1	7.4

※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。各業務（「その他」除く）について、表側の「職種」（n=20以上、「その他」除く）において全体より5ポイント以上高い数値に網。

(3) 宿日直中の業務が宿日直許可を取得した当時と同じか

① 宿日直中の業務が宿日直許可を取得した当時と同じか（事業場調査）

事業場調査では、宿日直中の業務について、宿日直許可を取得した当時に、従事させることとしていた業務と同じであるかを尋ねている。それによれば、「同じである」が97.2%とほとんどを占め、「異なる」は0.7%とわずかであり、「わからない」も1.8%と少数である。

これを宿日直中の業務別にみると、いずれの業務も「同じである」が大半を占めている（図表 3-4）。

図表 3-4 宿日直中に従事している業務は、宿日直許可を取得した当時に、従事させることとしていた業務と同じか

(SA、単位＝％)〔宿日直中の業務別〕【事業場調査】

	n	同じである	異なる	わからない	無回答
全体	1,960	97.2	0.7	1.8	0.2
<宿日直中の業務別>					
定時の事業場内の見回り	631	98.3	0.3	1.4	0.0
緊急の文書や電話の収受	216	97.7	0.0	2.3	0.0
非常事態に備えた待機	818	97.2	1.0	1.7	0.1
商品等の盗難の防止、火災の防止	23	87.0	4.3	8.7	0.0
その他	143	97.9	1.4	0.7	0.0

※事業場において、令和6年（2024年）4月実績で従事されていた業務「事業場調査については、令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

② 宿日直中の業務は事業場が許可された業務と同じか（労働者調査）

一方、労働者調査においても、宿日直中の業務について、事業場が許可された業務と同じであるかを尋ねている。それによれば、労働者調査においても、「許可された業務と同じであっ

た」が 86.1%と大半を占めている。「許可された業務と異なっていた」は 0.4%とわずかである。ただし、「わからない」は 10.3%ある。

これを宿日直中の業務別にみると、いずれの業務も「許可された業務と同じであった」が大半を占めていることに違いはない（図表 3-5）。

図表 3-5 宿日直中に従事している業務は、事業場が許可された業務と同じですか

（SA、単位＝％）〔宿日直中の業務別〕【労働者調査】

	n	許可された 業務と同じ であった	許可された 業務と異 なっていた	わからない	無回答
全体	1,802	86.1	0.4	10.3	3.2
<宿日直中の業務別>					
定時の事業場内の見回り	615	92.4	0.2	6.7	0.8
緊急の文書や電話の収受	212	86.3	0.9	11.3	1.4
非常事態に備えた待機	695	85.2	0.6	12.8	1.4
商品等の盗難の防止、火災の防止	14	100.0	0.0	0.0	0.0
その他	149	81.2	0.0	14.8	4.0

※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。

3-2. 宿日直中の拘束時間

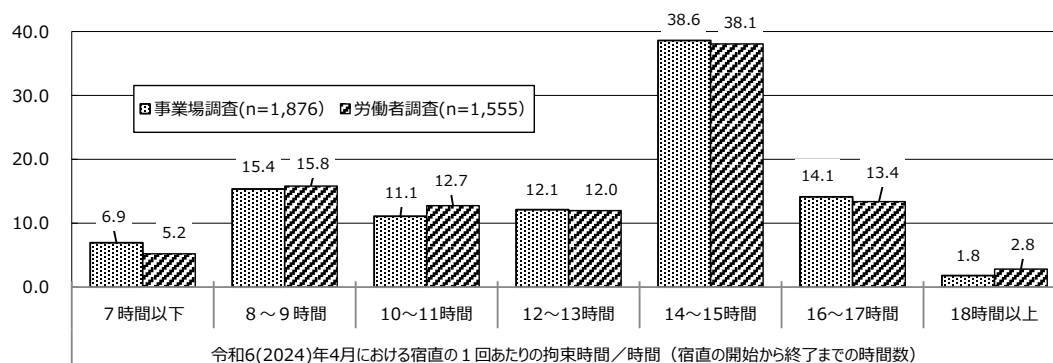
(1) 宿直、日直の拘束時間

事業場調査では、令和 6（2024）年 4 月における宿日直の 1 回あたりの拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数）について、宿直、日直の別に尋ねている。一方、労働者調査においても、令和 6（2024）年 4 月における宿日直の拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数）について、宿直、日直の別に尋ねている²⁵。

宿直の 1 回あたりの拘束時間について無回答を除き集計すると、事業場調査では平均値が 12.71 時間、中央値が 14 時間、労働者調査では平均値が 12.90 時間、中央値が 14 時間となっている。分布をみると、事業場調査、労働者調査いずれも「14～15 時間」が 4 割弱と最も高くなっている（図表 3-6）。

²⁵ 事業場調査、労働者調査いずれも、調査票では、拘束時間の時間数（数値）で聞いている（端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てで、整数で記載するように注記）。

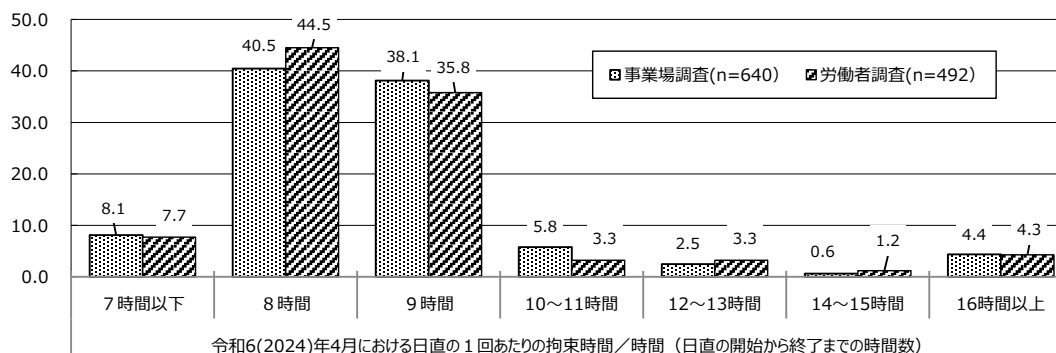
図表 3-6 宿直の1回あたりの拘束時間／時間（単位＝％）【事業場調査・労働者調査】



※事業場調査は、令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を「宿直のみ」若しくは「宿直と日直の両方」と回答した事業場（＝宿直のある事業場）において、宿直についての1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に、無回答を除き集計（宿直【平均値：12.71時間、中央値：14時間】）。労働者調査は、令和6（2024）年4月において、勤め先の宿日直許可に基づき、「宿直のみ」「宿直と日直の両方」のいずれかに就いたとした者を対象に、無回答を除き集計（宿直【平均値：12.90時間、中央値：14時間】）。

日直の1回あたりの拘束時間についてまとめたものが図表 3-7 である。無回答を除き集計しところ、事業場調査では平均値が 9.05 時間、中央値が 9 時間、労働者調査では平均値が 9.07 時間、中央値が 8 時間となっている。分布をみると、事業場調査、労働者調査いずれも、「8 時間」が 4 割台と最も高く、次いで、「9 時間」が 4 割弱となっている。

図表 3-7 日直の1回あたりの拘束時間／時間（単位＝％）【事業場調査・労働者調査】



※事業場調査は、令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を「日直のみ」若しくは「宿直と日直の両方」と回答した事業場（＝日直のある事業場）において、日直についての1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に、無回答を除き集計（日直【平均値：9.05時間、中央値：9時間】）。労働者調査は、令和6（2024）年4月において、勤め先の宿日直許可に基づき、「日直のみ」「宿直と日直の両方」のいずれかに就いたとした者を対象に、無回答を除き集計（日直【平均値：9.07時間、中央値：8時間】）。

参考として、宿日直の拘束時間の平均値を事業場規模別、事業場形態別、宿日直中の業務別にみたものが図表 3-8 である（以下の平均値のなかには、n 数が少ないものがあることに留意）。

宿直の拘束時間を事業場規模別にみると、事業場調査、労働者調査いずれも、事業場規模が

大きくなるほど、拘束時間の平均値はやや高くなる傾向にある。一方、日直の拘束時間は、いずれの規模においても 8～9 時間台となっている。

事業場形態別（「その他」除く）にみると、事業場調査において、宿直では、平均値が最も高いのは、「営業所」で 13.7 時間となっており、そのほか「事業所（事務所）」「工場、作業所」「病院、医療介護施設」「輸送・配送センター」も 13 時間台となっている。逆に、「旅館、ホテル等の宿泊施設」は 9.8 時間と他に比べて低い。一方、日直では、「輸送・配送センター」が 11.25 時間と最も高く、次いで「店舗、飲食店」が 10.00 時間と高くなっている。以上の傾向は、労働者調査においてもおおむね同じである。

宿日直中の業務別（「その他」除く）にみると、事業場調査において、宿直では、いずれの業務も 12 時間台である。一方、労働者調査では、「商品等の盗難の防止、火災の防止」「緊急の文書や電話の収受」「非常事態に備えた待機」で 13 時間台であり、事業場調査のこれらの業務の平均値に比べやや高い。日直では、事業場調査では、いずれの業務も 8～9 時間台であるが、労働者調査では、「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 11.6 時間とやや高くなっている。

図表 3-8 宿直、日直の1回あたりの拘束時間／時間の平均値〔属性別〕【事業場調査・労働者調査】

	①宿直の1回あたりの拘束時間／時間						②日直の1回あたりの拘束時間／時間					
	事業場調査			労働者調査			事業場調査			労働者調査		
	n	平均値	標準偏差	n	平均値	標準偏差	n	平均値	標準偏差	n	平均値	標準偏差
<事業場規模別>												
1～9人	329	12.0	3.511	299	12.0	3.545	66	8.38	2.653	58	8.36	2.783
10～29人	535	12.2	3.873	472	12.1	3.881	129	9.02	3.329	118	9.12	3.440
30～49人	286	12.5	3.939	252	12.4	3.886	68	8.84	3.393	64	8.72	3.383
50～99人	305	13.1	3.317	258	13.1	3.382	96	9.39	3.851	77	8.77	2.933
100人以上	410	13.9	3.040	310	13.8	3.229	280	9.16	3.363	201	9.02	3.237
<事業場形態別>												
事業所（事務所）	320	13.2	3.477	294	13.2	3.501	146	9.02	3.393	132	9.05	3.538
営業所	85	13.7	3.405	80	13.7	3.479	39	8.18	3.251	39	8.18	3.251
店舗、飲食店	8	10.0	2.563	8	10.0	2.563	2	10.00	2.828	2	10.00	2.828
工場、作業所	88	13.2	3.503	81	13.3	3.421	57	9.49	3.135	52	9.13	2.377
輸送・配送センター	11	13.1	2.166	9	13.1	2.205	16	11.25	5.373	12	10.58	4.757
病院、医療介護施設	899	13.2	3.329	711	13.1	3.416	315	9.11	3.215	225	8.89	2.885
学校、保育所	31	11.0	3.674	27	11.2	3.509	11	7.18	2.483	7	6.29	2.752
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	9.8	3.816	55	9.8	3.965	7	7.86	0.378	7	7.86	0.378
工事現場の関連施設	12	12.1	3.118	10	12.1	3.143	5	8.40	0.548	5	8.40	0.548
その他	356	11.3	3.949	323	11.3	3.935	42	8.81	4.174	38	8.92	4.377
<宿日直中の業務別>												
定時の事業場内の見回り	608	12.5	3.622	547	12.6	3.659	142	9.14	3.693	143	8.96	2.967
緊急の文書や電話の収受	195	12.9	3.179	173	13.3	3.787	80	8.63	3.050	77	8.68	3.050
非常事態に備えた待機	804	12.8	3.681	634	13.1	3.585	317	9.26	3.576	188	9.32	3.437
商品等の盗難の防止、火災の防止	14	12.0	3.234	9	13.6	3.087	15	9.80	2.274	10	11.60	4.600
その他	134	12.5	4.174	122	12.9	4.398	53	8.47	2.729	51	8.59	2.229

※事業場調査は、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、令和 6（2024）年 4 月において、①宿直については、宿直がある事業場において1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に無回答を除き集計しており、②日直については、日直がある事業場において1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に無回答を除き集計。労働者調査は、令和 6（2024）年 4 月において、勤め先の宿日直許可に基づき、①宿直については宿直に就いている者、②日直については、日直に就いている者を対象に、無回答を除き集計。労働者調査の表側「事業場規模、事業場形態」は、事業場調査の事業場規模、事業場形態の回答を接続して集計している。

(2) 宿日直の拘束時間が許可された時間数と同じだったか

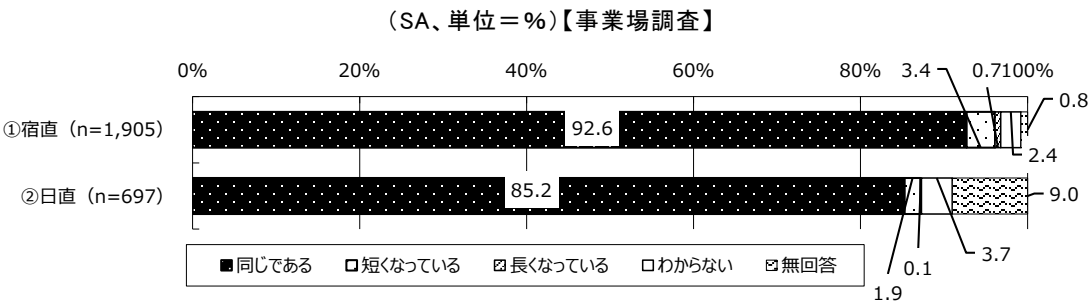
①宿日直の拘束時間が許可された時間数と同じだったか（事業場調査）

事業場調査では、拘束時間数が、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じかどうかについて、宿直、日直の別に尋ねている。それによれば、宿直では、「同じである」が

92.6%と大半を占め、「短くなっている」が3.4%、「長くなっている」が0.7%となっており、「わからない」は2.4%である。一方、日直においても、「同じである」が85.2%と大半を占め、「短くなっている」が1.9%、「長くなっている」が0.1%となっており、「わからない」は3.7%である。宿直、日直いずれも「同じである」とする割合がほとんどを占めていることに違いはなく、一方、「長くなっている」とする事業場はほとんどない（図表 3-9）。

事業場調査では、宿直、日直のいずれかにおいて、宿日直の時間数が、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数より「長くなっている」と回答した事業場に対して、「宿日直の拘束時間が長くなっているのは何故ですか」（複数回答）と尋ねている。「長くなっている」とする事業場は14件と少なく、「人員配置の都合」が50.0%（7件）、「所定労働時間、施設の営業時間の変更に伴う対応」が14.3%（2件）となっている（図表 3-10）²⁶。

図表 3-9 宿日直の時間数は、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じか



※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、①宿直については、宿直がある事業場を対象に、②日直については、日直がある事業場を対象に集計。

図表 3-10 宿日直の拘束時間が長くなっているのは何故ですか(MA、単位＝%)【事業場調査】

調査数（全体）	宿日直の拘束時間が長くなっている理由				
	所定労働時間、施設の営業時間の変更に伴う対応	人員配置の都合（上記 1 以外）	取引先の都合（上記 1 以外）	その他	わからない
14	2	7	-	5	-
100.0	14.3	50.0	-	35.7	-

※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、宿直、日直のいずれかにおいて、宿日直の時間数が、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数より「長くなっている」と回答した事業場を対象に集計（上段＝n数、下段＝%）。

②宿日直の拘束時間が許可された時間数と同じだったか(労働者調査)

労働者調査では、令和 6（2024）年 4 月に就いた宿日直について、宿直（n＝1,658）、日直（n＝516）の別に、拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数、時刻）は、許可された時間数（時刻）と同じだったかについて尋ねている。それによれば、宿直では、「許可された時

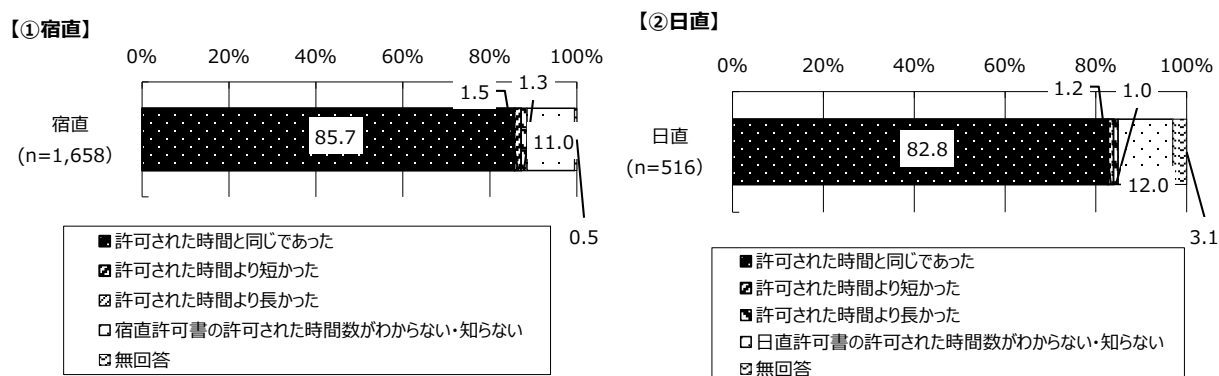
²⁶「その他」が 5 件あるが、「通常業務の増加」「当初想定していたよりも、現場の状況やその日の都合で長くなっていた」などの記載があった。

間と同じであった」が 85.7%と大半を占め、「許可された時間より短かった」が 1.5%、「許可された時間より長かった」が 1.3%となっており、「宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない」は 11.0%となっている（図表 3-11①）。

日直においても、「許可された時間と同じであった」が 82.8%と大半を占め、「許可された時間より短かった」が 1.2%、「許可された時間より長かった」が 1.0%となっており、「宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない」は 12.0%となっている（図表 3-11②）。

宿直、日直ともに不明が 1 割程度あるものの、8 割が許可された時間と同じとしており、「許可された時間より長かった」とする者はほとんどいない。

図表 3-11 令和 6(2024)年 4 月に就いた宿日直について、拘束時間(宿日直の開始から終了までの時間数、時刻)は、許可された時間数(時刻)と同じか(単位=%)【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に宿直に就いている者を対象に集計。

※令和 6（2024）年 4 月に日直に就いている者を対象に集計。

(3) 宿日直が許可回数を超えることがあるか

① 宿日直が許可回数を超えることがあるか(事業場調査)

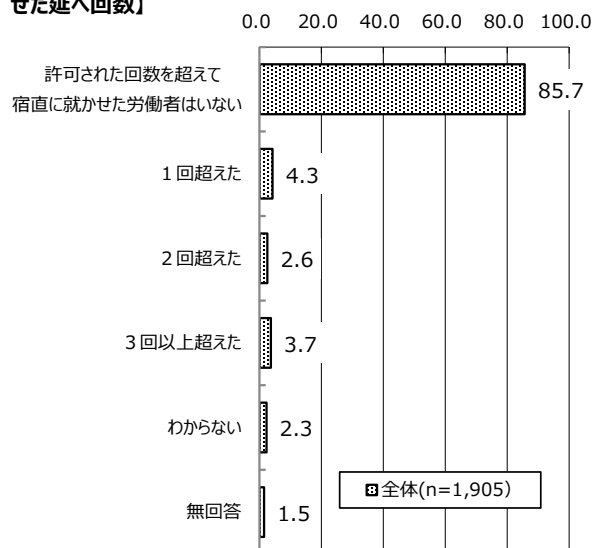
事業場調査では、宿直について、令和 6（2024）年 4 月に、1 週間のうちに就いた宿直の回数が、宿直許可で許可された回数を超えた労働者の有無とその頻度について尋ねている（調査票では、「労働者全体において、許可された回数を超えて宿直に就かせた延べ回数（4 月の 1 か月間でみた各週の超えた回数の合計）と記載）。それによれば、「許可された回数を超えて宿直に就かせた労働者はいない」が 85.7%で大半を占めており、超えた頻度の回答は、「1 回超えた」が 4.3%、「2 回超えた」が 2.6%、「3 回以上超えた」が 3.7%となっている（図表 3-12 ①）。

一方、日直についても、令和 6（2024）年 4 月に就いた日直の回数が、日直許可で許可された回数を超えた労働者の有無、及びその頻度について尋ねている（調査票では「労働者全体において、許可された回数を超えて日直に就かせた延べ回数」と記載）。それによれば、「許可された回数を超えて日直に就かせた労働者はいない」が 77.0%と大半を占めており、超えた頻

度の回答は、「1 回超えた」が 3.6%、「2 回超えた」が 1.1%、「3 回以上超えた」が 1.7%となっている（図表 3-12②）。

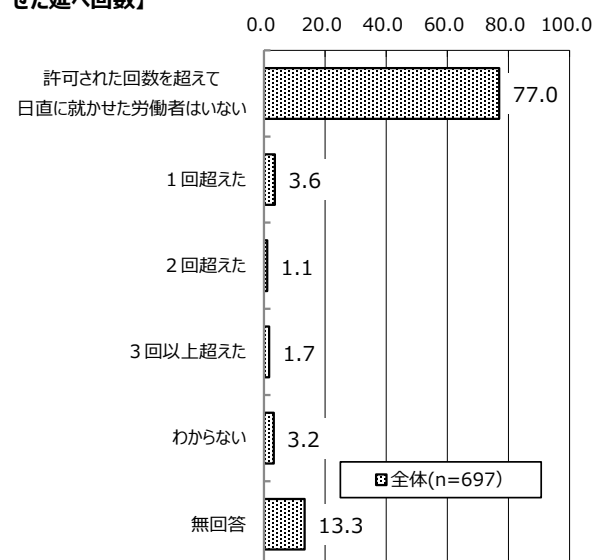
図表 3-12 令和6（2024）年4月における1週間のうちに就いた宿日直の回数が許可された回数を超えた労働者の有無、頻度（SA、単位＝％）【事業場調査】

【①宿直：労働者全体の許可された回数を超えて宿直に就かせた延べ回数】



※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、宿直がある事業場を対象に集計。

【②日直：労働者全体の許可された回数を超えて日直に就かせた延べ回数】



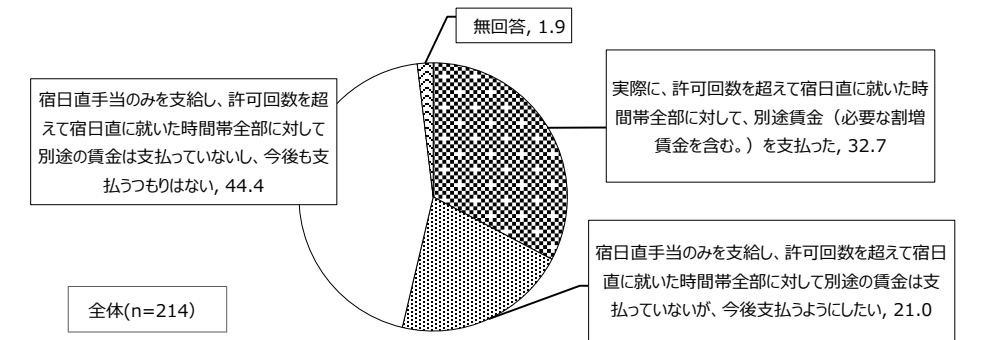
※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、日直がある事業場を対象に集計。

事業場調査では、宿直、日直において、許可された回数を「1 回超えた」「2 回超えた」「3 回以上超えた」と回答した事業場に対して、「宿日直許可の回数を超えた分の宿日直はどのように取り扱いましたか。又はどのように取り扱うことを考えていますか」と尋ねている。それによれば、「実際に、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して、別途賃金（必要な割増賃金を含む。）を支払った」（以下、「別途賃金を支払った」という）とする割合は 32.7%だった。一方、「宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい」は 21.0%であり、「宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない」が 44.4%だった（図表 3-13）。

これを企業全体の従業員規模別にみると、300 人以上の規模において、「別途賃金を支払った」割合が 4 割台となっており、他に比べて高くなっている。

宿直許可の許可回数を超えた頻度別にみると、「別途賃金を支払った」割合は、「3 回以上超えた」で 38.0%と最も割合が高い。日直許可の許可回数を超えた頻度別にみても同様の傾向である（n 数が少ないことに留意）（図表 3-14）。

図表 3-13 宿日直許可の回数を超えた分の宿日直の取り扱い(SA、単位＝%)【事業場調査】



※令和 6（2024）年 4 月に、宿直がある事業場、日直がある事業場それぞれにおいて、許可された回数を超えた（「1 回を超えた」「2 回を超えた」「3 回以上を超えた」と）回答した事業場を対象に集計。

図表 3-14 宿日直許可の回数を超えた分の宿日直の取り扱い(SA、単位＝%)〔企業全体の従業員規模別、宿直許可の許可回数を超えた頻度別、日直許可の許可回数を超えた頻度別〕【事業場調査】

	n	実際に、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して、別途賃金（必要な割増賃金を含む。）を支払った	宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい	宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない	無回答
全体	214	32.7	21.0	44.4	1.9
<企業全体の従業員規模別>					
100人未満	73	27.4	20.5	49.3	2.7
100～300人未満	53	24.5	28.3	45.3	1.9
300人以上	84	44.0	15.5	40.5	0.0
<宿直許可の許可回数を超えた頻度>					
1 回を超えた	81	32.1	24.7	40.7	2.5
2 回を超えた	49	22.4	26.5	49.0	2.0
3 回以上を超えた	71	38.0	12.7	47.9	1.4
<日直許可の許可回数を超えた頻度>					
1 回を超えた	25	44.0	16.0	40.0	0.0
2 回を超えた	8	37.5	25.0	37.5	0.0
3 回以上を超えた	12	66.7	8.3	25.0	0.0

※令和 6（2024）年 4 月に、宿直がある事業場、日直がある事業場それぞれにおいて、許可された回数を超えた（「1 回を超えた」「2 回を超えた」「3 回以上を超えた」と）回答した事業場を対象に集計。

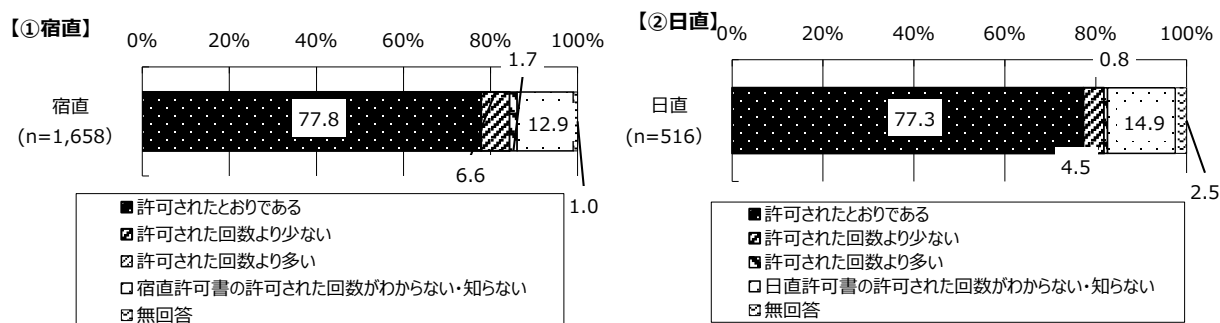
②宿日直に就いた回数が宿日直許可書の内容に沿っていたか(労働者調査)

労働者調査では、令和 6（2024）年 4 月に就いた宿日直について、宿直、日直の別に、「宿日直に就いた回数は、宿日直許可書の内容に沿っていたか」を尋ねている。それによれば、宿直では、「許可されたとおりである」が 77.8%と 8 割弱を占め、「許可された回数より少ない」が 6.6%、「許可された回数より多い」が 1.7%となっており、「宿日直許可書の許可された回数がわからない・知らない」は 12.9%となっている。

日直においても、「許可されたとおりである」が 77.3%と 8 割弱を占め、「許可された回数より少ない」が 4.5%、「許可された回数より多い」が 0.8%となっており、「宿日直許可書の許可された回数がわからない・知らない」は 14.9%となっている。

宿直、日直ともに不明が 1 割程度あるものの、8 割弱が許可された回数と同じとしており、「許可された回数より多い」とする者はほとんどいない（図表 3-15）。

図表 3-15 令和6(2024)年4月に就いた宿日直について、宿日直に就いた回数は、宿日直許可書の内容に沿っていましたか(SA、単位=%)【労働者調査】



※令和6(2024)年4月に宿直に就いている者を対象に集計。

※令和6(2024)年4月に日直に就いている者を対象に集計。

3-3. 宿日直中の通常業務・緊急対応

(1) 宿日直中の通常業務・緊急対応(事業場調査)

① 宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況

事業場調査では、令和6(2024)年4月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、突発的な事情で、通常業務(所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む)や、緊急事態への対応(単なる取次ぎを除く)を行うことがあったかを尋ねている(以下、「通常業務・緊急対応」という)。

それによれば、宿直については、「1. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」(以下、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」)が43.2%と最も高く、次いで、「4. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった(通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など)」(以下、「通常業務・緊急対応の実績なし」)も40.5%となっている。

「通常業務・緊急対応の実績あり(時間数の把握なし)」の割合は12.9%である(「2. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」(9.3%)と「3. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」(3.6%)の合計。以下同じ)。「通常業務・緊急対応を把握していない」とする割合は2.1%と少数である(「5. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい」(1.6%)と「6. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない」(0.5%)の合計。以下同じ)(図表3-16①)。

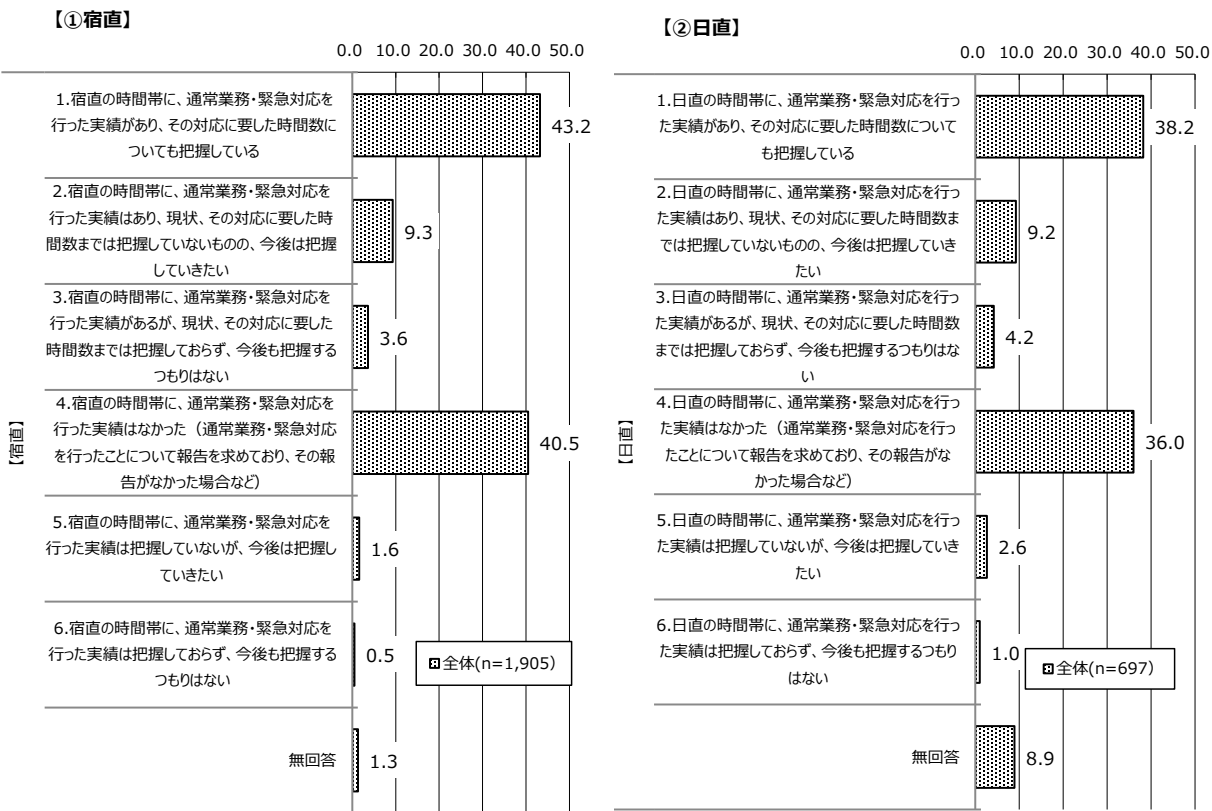
一方、日直についても、「日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」(以下、「1. 通常業務・緊急対応の時間数まで把握」)が38.2%と最も高く、次いで、「4. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実

績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めている、その報告がなかった場合など）」（以下、「通常業務・緊急対応の実績なし」）も 36.0%となっている。

「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」の割合は 13.4%である（「2. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」（9.2%）と「3. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（4.2%）の合計。以下同じ）。「通常業務・緊急対応を把握していない」とする割合は 3.6%と少数である（「5. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい」（2.6%）と「6. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（1.0%）の合計。以下同じ）（図表 3-16②）。

「実績あり・計」（「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」の合計。以下同じ）でみると、宿直が 56.1%、日直が 51.6%となっている。宿直、日直いずれも半数程度が、通常業務・緊急対応の実績があるとしている。

図表 3-16 宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況 (SA、単位＝%)【事業場調査】



※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、宿直がある事業場を対象に集計。

※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、日直がある事業場を対象に集計。

参考として、宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況について属性別にみたものが図表 3-17 である。先述のとおり、「通常業務・緊急対応を行った実績はなかった」の割合は宿直で 4 割、日直で 4 割弱あることから、以下では、「通常業務・緊急対応の実績なし」の属性別の特徴を把握したうえで、実績がある事業場の「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」の割合についてみる（以下では、日直の n 数が少ないことから、宿直（図表 3-17①）について記載する）。

宿直中の通常業務・緊急対応について業種別（n=20 以上）にみると、「通常業務・緊急対応の実績なし」の割合が高い業種は、「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「教育、学習支援業」「建設業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」など（いずれも 5 割以上）である。

逆に、「実績あり・計」の割合が高い業種は、「電気・ガス・熱供給・水道業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」「生活関連サービス業、娯楽業」（いずれも 5 割以上）である。これらの業種では、比較的、通常業務・緊急対応がみられるようである。

通常業務・緊急対応の実績があり「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」をしている業種としては、「電気・ガス・熱供給・水道業」（78.9%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（46.1%）、「医療、福祉」（41.1%）の割合が高い。

次に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「通常業務・緊急対応の実績なし」の割合が高い事業場形態は、「工場、作業所」「学校、保育所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」となっている。逆に、「実績あり・計」の割合が高い事業場形態は、「営業所」「事業所（事務所）」「病院、医療介護施設」である。通常業務・緊急対応の実績があり「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」をしている割合は、「営業所」（72.1%）、「事業所（事務所）」（54.3%）、「病院、医療介護施設」（43.1%）で高い。

さらに、宿日直中の業務別（「その他」除く）にみると、宿直において、「通常業務・緊急対応の実績なし」の割合は「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 75.0%と最も高い。一方、通常業務・緊急対応の「実績あり・計」の割合は、「非常事態に備えた待機」で 62.6%と最も高く、次いで、「緊急の文書や電話の収受」で 52.3%、「定時の事業場内の見回り」で 49.8%、「商品等の盗難の防止、火災の防止」で 20.0%となっている。「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」の割合は、「非常事態に備えた待機」で 48.3%と他に比べて高くなっている。

図表 3-17 宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況 (SA、単位＝%) [属性別] 【事業場調査】

	①宿直							②日直						
	n	応 握 の 時 間 数 ・ ま で 急 ぎ な い	通 常 業 務 の 実 績 ・ ま で 急 ぎ な い	間 接 的 に 緊 急 な 対 応 が あ る	通 常 業 務 の 実 績 ・ ま で 急 ぎ な い	通 常 業 務 の 実 績 ・ ま で 急 ぎ な い	実 績 あ り ・ 計	n	応 握 の 時 間 数 ・ ま で 急 ぎ な い	通 常 業 務 の 実 績 ・ ま で 急 ぎ な い	間 接 的 に 緊 急 な 対 応 が あ る	通 常 業 務 の 実 績 ・ ま で 急 ぎ な い	通 常 業 務 の 実 績 ・ ま で 急 ぎ な い	実 績 あ り ・ 計
全体	1,905	43.2	12.9	40.5	2.1	1.3	56.1	697	38.2	13.4	36.0	3.6	8.9	51.6
＜業種別＞														
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
建設業	72	31.9	6.9	54.2	4.2	2.8	38.9	49	24.5	12.2	59.2	4.1	0.0	36.7
製造業	57	19.3	7.0	71.9	1.8	0.0	26.3	32	28.1	6.3	59.4	3.1	3.1	34.4
電気・ガス・熱供給・水道業	175	78.9	5.1	15.4	0.0	0.6	84.0	94	61.7	9.6	18.1	1.1	9.6	71.3
情報通信業	11	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0	90.9	4	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0
運輸業、郵便業	53	39.6	0.0	58.5	0.0	1.9	39.6	29	20.7	0.0	75.9	0.0	3.4	20.7
卸売業、小売業	48	37.5	0.0	58.3	2.1	2.1	37.5	28	21.4	10.7	53.6	7.1	7.1	32.1
不動産業、物品賃貸業	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	16	37.5	0.0	50.0	12.5	0.0	37.5	6	16.7	0.0	83.3	0.0	0.0	16.7
宿泊業、飲食サービス業	62	21.0	22.6	50.0	3.2	3.2	43.5	6	33.3	16.7	0.0	16.7	33.3	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	22	40.9	9.1	50.0	0.0	0.0	50.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
教育、学習支援業	37	35.1	5.4	56.8	2.7	0.0	40.5	17	29.4	5.9	47.1	0.0	17.6	35.3
医療、福祉	1,222	41.1	16.0	39.7	2.0	1.2	57.0	386	36.8	16.8	30.8	4.7	10.9	53.6
複合サービス事業	8	37.5	12.5	37.5	0.0	12.5	50.0	4	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	25.0
サービス業（他に分類されないもの）	115	46.1	9.6	39.1	4.3	0.9	55.7	37	54.1	10.8	29.7	0.0	5.4	64.9
＜事業場形態別＞														
事業所（事務所）	324	54.3	5.9	36.1	1.9	1.9	60.2	156	44.9	12.2	34.6	2.6	5.8	57.1
営業所	86	72.1	3.5	23.3	1.2	0.0	75.6	43	60.5	7.0	20.9	2.3	9.3	67.4
店舗、飲食店	8	25.0	12.5	62.5	0.0	0.0	37.5	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
工場、作業所	88	27.3	5.7	65.9	1.1	0.0	33.0	60	23.3	5.0	66.7	1.7	3.3	28.3
輸送・配送センター	17	17.6	0.0	76.5	0.0	5.9	17.6	19	15.8	0.0	78.9	0.0	5.3	15.8
病院、医療介護施設	908	43.1	17.1	36.2	2.6	1.0	60.1	341	37.2	18.5	29.6	5.0	9.7	55.7
学校、保育所	32	34.4	0.0	65.6	0.0	0.0	34.4	13	38.5	0.0	53.8	0.0	7.7	38.5
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	23.0	23.0	47.5	3.3	3.3	45.9	7	42.9	28.6	14.3	0.0	14.3	71.4
工事現場の関連施設	12	16.7	8.3	66.7	8.3	0.0	25.0	5	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	60.0
その他	364	37.1	12.9	46.7	1.4	1.9	50.0	51	31.4	3.9	41.2	3.9	19.6	35.3
＜宿日直中の業務別＞														
定時の事業場内の見回り	614	37.9	11.9	47.1	1.5	1.6	49.8	163	34.4	9.2	40.5	0.6	15.3	43.6
緊急の文書や電話の収受	197	43.1	9.1	42.6	4.1	1.0	52.3	88	34.1	13.6	39.8	3.4	9.1	47.7
非常事態に備えた待機	812	48.3	14.3	34.4	2.2	0.9	62.6	335	41.8	17.0	30.1	4.5	6.6	58.8
商品等の盗難の防止、火災の防止	20	10.0	10.0	75.0	0.0	5.0	20.0	18	5.6	5.6	83.3	0.0	5.6	11.1
その他	137	48.2	10.2	40.1	1.5	0.0	58.4	56	42.9	7.1	41.1	3.6	5.4	50.0

※ 1：令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、①宿直については、宿直がある事業場を対象に、②日直については、日直がある事業場を対象に集計。

※ 2：表頭の「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」は、正確には「1.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」。「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数把握なし）」は、「2.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」と「3.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。「通常業務・緊急対応を行った実績なし」は、正確には「4.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）」。「通常業務・緊急対応を把握していない」は、「5.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい」と「6.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。「実績あり・計」は、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数把握なし）」の合計。

※ 3：表側の業種、事業場形態（n=20以上、「その他」除く）ごとに、最も割合が高い値に網。

②通常業務・緊急対応を行った日数

事業場調査では、宿直、日直において、通常業務・緊急対応の実績がある事業場²⁷⁾に対して、

²⁷⁾ 事業場調査の調査票問 12 において、宿直、日直それぞれにおいて、「1. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」「2. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」「3. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場（すなわち、通常業務・緊急

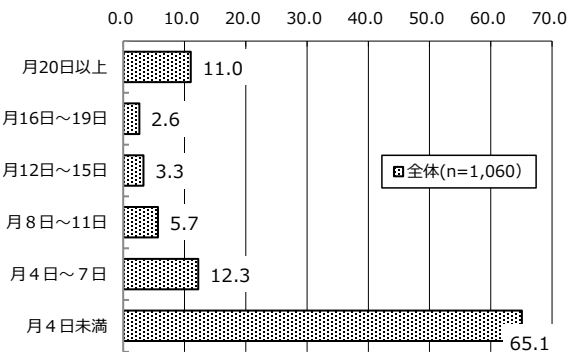
宿直、日直の別に、「令和6（2024）年4月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、通常業務・緊急対応を行ったのは何日程度ありましたか。宿日直に就く労働者全員の合計で、最も当てはまるものをお答えください。」²⁸と尋ねている。無回答を除き集計したものが図表3-18である。

宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数は、「月4日未満」が65.1%と最も割合が高く、次いで、「月4日～7日」が12.3%、「月20日以上」が11.0%などとなっている（図表3-18①）。

一方、日直中に通常業務・緊急対応を行った日数は、「月1日」が35.6%と最も割合が高く、次いで、「月3日～4日」が20.7%、「月9日以上」が17.0%などとなっている（図表3-18②）。

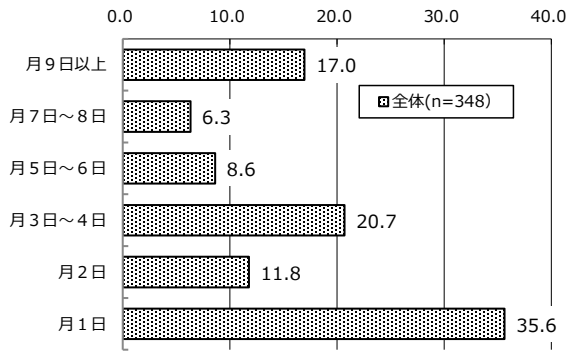
図表3-18 宿（日）直の時間帯に通常業務・緊急対応を行った実績がある事業場における、宿日直中の通常業務・緊急対応を行った日数（SA、単位＝％）【事業場調査】

【①宿直：宿直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数】



※宿直のある事業場において、令和6（2024）年4月に宿直中の通常業務・緊急対応の実績がある事業場（「1．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「2．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「3．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場）を対象に無回答を除き集計。

【②日直：日直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数】



※日直のある事業場において、令和6（2024）年4月に日直中の通常業務・緊急対応の実績がある事業場（「1．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「2．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「3．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場）を対象に無回答を除き集計。

宿（日）直中の通常業務・緊急対応を行った日数を事業場規模、宿日直中の業務別にみたものが図表3-19である。宿直中の通常業務・緊急対応を行った日数を事業場規模別にみると、「月4日以上・計」（「月20日以上」「月16日～19日」「月12日～15日」「月8日～11日」「月4日～7日」の合計）の割合は、事業場規模が大きくなるほど、おおむね高くなる傾向に

急対応の実績がある事業場）が設問の調査対象となっている。

²⁸ 調査票の設問文では、全員の延べ日数で当てはまるもの1つを選択するよう求めており、「1回の宿日直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生しても、1日として数える」と注記している。また例も記載されとり、「例：4月に、Dさんが2回（日）、Eさんが1回（日）、それぞれ宿直中に通常業務・緊急対応を行った場合、合計月3回（日）として、全員の延べ日数としてお答えください（日直についても同様です。）」と記載している。

ある。とくに「月4日以上・計」の割合が55.6%と高い100人以上規模でその内訳をみると、「月4～11日」が24.3%と最も高く、次いで、「月20日以上」が20.5%、「月12～19日」が10.8%となっている。規模の大きな事業場で、通常業務・緊急対応が多いことがうかがえる(図表3-19①)。

一方、日直中の通常業務・緊急対応を行った日数を事業場規模別にみると、「月2日以上・計」(「月9日以上」「月7日～8日」「月5日～6日」「月3日～4日」「月2日」の合計)の割合は、事業場規模が大きくなるほど、高くなる傾向にある。ただし、「月9日以上」の割合は、いずれの規模も1～2割で大きな違いはみられない(図表3-19②)。

宿日直中の業務別(「その他」除く)にみると、宿直について「月4日以上・計」の割合は、「非常事態に備えた待機」が42.5%と他の業務に比べて高い(図表3-19①)。日直でも「月2日以上・計」の割合は「非常事態に備えた待機」が68.3%と他の業務に比べて高くなっている(図表3-19②)。

図表3-19 宿(日)直の時間帯に通常業務・緊急対応を行った実績がある事業場における、宿日直中の通常業務・緊急対応を行った日数(SA、単位＝%)〔属性別〕【事業場調査】

	①宿直						②日直					
	n	月20 日以上	月12 ～19 日	月4～ 11日	月4日 未満	月4日 以上・計	n	月9日 以上	月5日 ～8日	月2日 ～4日	月1日	月2日 以上・計
全体	1,060	11.0	5.9	17.9	65.1	34.9	348	17.0	14.9	32.5	35.6	64.4
<事業場規模別>												
1～9人	159	5.7	1.9	17.0	75.5	24.5	31	16.1	6.5	25.8	51.6	48.4
10～29人	304	10.2	4.9	14.5	70.4	29.6	76	17.1	15.8	28.9	38.2	61.8
30～49人	156	5.8	4.5	16.7	73.1	26.9	36	22.2	19.4	22.2	36.1	63.9
50～99人	179	8.4	5.6	16.8	69.3	30.7	46	10.9	10.9	43.5	34.8	65.2
100人以上	259	20.5	10.8	24.3	44.4	55.6	159	17.6	16.4	34.6	31.4	68.6
<宿日直中の業務別>												
定時の事業場内の見回り	303	8.6	3.0	14.5	73.9	26.1	70	14.3	11.4	30.0	44.3	55.7
緊急の文書や電話の收受	103	10.7	2.9	20.4	66.0	34.0	42	14.3	21.4	28.6	35.7	64.3
非常事態に備えた待機	504	12.7	7.7	22.0	57.5	42.5	189	18.0	14.8	35.4	31.7	68.3
商品等の盗難の防止、火災の防止	4	0.0	0.0	25.0	75.0	25.0	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
その他	80	16.3	10.0	7.5	66.3	33.8	26	19.2	19.2	26.9	34.6	65.4

※1：宿直(日直)のある事業場において、令和6(2024)年4月に宿直(日直)中の通常業務・緊急対応の実績がある事業場(「1. 宿直(日直)の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「2. 宿直(日直)の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「3. 宿直(日直)の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場)を対象に無回答を除き集計。

※2：表頭における①宿直の「月12～19日」は「月16日～19日」「月12日～15日」の合計、「月4～11日」は「月8日～11日」「月4日～7日」の合計。また、「月4日以上・計」は「月20日以上」「月12～19日」「月4～11日」の合計。

※3：表頭における②日直の「月5～8日」は「月7日～8日」「月5日～6日」の合計、「月2～4日」は「月3日～4日」「月2日」の合計。また、「月2日以上・計」は「9日以上」「月5～8日」「月2～4日」の合計。

③通常業務・緊急対応を行った時間に対する措置

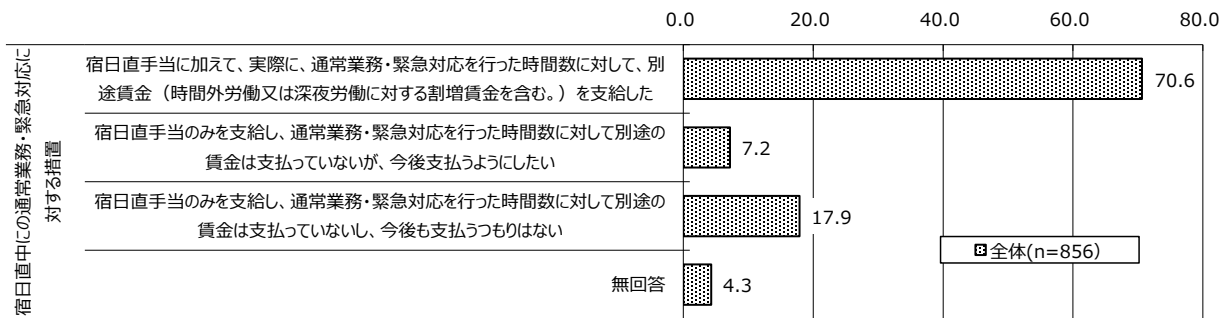
事業場調査では、宿直、日直において、「宿(日)直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場(すなわち、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」している事業場)に対して、「宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じましたか。又は講じていきたいと思っていますか」と尋ねている。

それによれば、「宿日直手当に加えて、実際に、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して、別途賃金（時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支給した」（以下、「別途賃金を支給」という）は 70.6%となっており、「宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい」が 7.2%、「宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない」が 17.9%だった（図表 3-20）。

これを企業全体の従業員規模別にみると、「別途賃金を支給」の割合は、300 人以上で 80.9%と他の規模に比べて高くなっている。

宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数別に「別途賃金を支給」の割合をみると、「月 4 日未満」（67.8%）に比べ、「月 20 日以上」「月 12～19 日」「月 4～11 日」は 7～8 割と高くなっている。日直中に通常業務・緊急対応を行った日数別では、「月 1 日」「月 2 日～4 日」が 6～7 割であるのに比べ、「月 9 日以上」「月 5 日～8 日」は 8 割台と高くなっている（図表 3-21）。

図表 3-20 宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、
どのような措置を講じたか（SA、単位＝％）【事業場調査】



※令和6（2024）年4月の宿日直中の通常業務・緊急対応について、「1．宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場を対象に集計。

図表 3-21 宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じたか(SA、単位＝%)〔企業全体の従業員規模別、宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数別、

日直中に通常業務・緊急対応を行った日数別〕【事業場調査】

	n	宿日直手当に加えて、実際に、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して、別途賃金（時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支給した	宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい	宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない	無回答
全体	856	70.6	7.2	17.9	4.3
<企業全体の従業員規模別>					
100人未満	287	63.4	10.1	22.0	4.5
100～300人未満	184	65.2	7.6	23.9	3.3
300人以上	361	80.9	3.9	11.1	4.2
<宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数>					
月20日以上	91	79.1	1.1	17.6	2.2
月12～19日	48	83.3	4.2	10.4	2.1
月4～11日	145	75.2	3.4	17.9	3.4
月4日未満	541	67.8	9.6	18.3	4.3
<日直中に通常業務・緊急対応を行った日数>					
月9日以上	50	86.0	0.0	10.0	4.0
月5日～8日	36	83.3	0.0	11.1	5.6
月2日～4日	78	64.1	3.8	25.6	6.4
月1日	100	71.0	8.0	18.0	3.0

※令和6（2024）年4月の宿日直中の通常業務・緊急対応について、「1. 宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場を対象に集計。

(2)宿日直中での通常業務・緊急対応の発生状況(労働者調査)

①宿日直中での通常業務・緊急対応の発生状況

労働者調査においても、宿直、日直に就いている者に対して、令和6（2024）年4月における通常業務・緊急対応²⁹の発生状況を尋ねている。

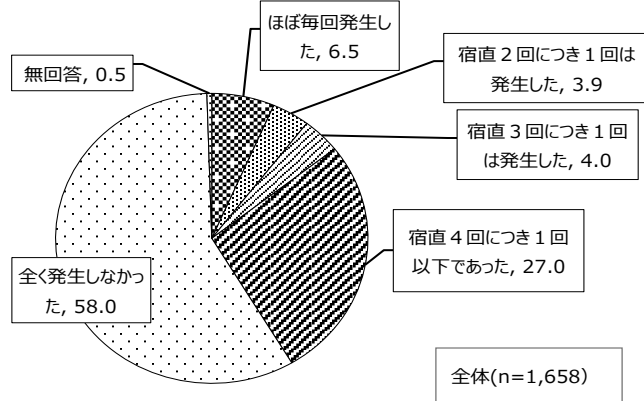
宿直中の通常業務・緊急対応の発生状況については、「全く発生しなかった」が58.0%と過半数を占めている。発生した場合を頻度別にみると、「宿直4回につき1回以下であった」が27.0%、「宿直3回につき1回は発生した」が4.0%、「宿直2回につき1回は発生した」が3.9%、「ほぼ毎回発生した」が6.5%となっている（図表3-22①）。

日直中の通常業務・緊急対応の発生状況においても、「発生しなかった」が64.1%と過半数を占め、「発生した」は33.7%となっている（図表3-22②）

²⁹ 調査票では、宿直、日直に就いている者に対して、宿（日）直中に、「通常業務（所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む）や、緊急事態への対応（単なる取次ぎを除く。）（以下、「通常業務・緊急対応」という）は発生したか」と尋ねている。「通常業務・緊急対応」の定義は、労働者調査、事業場調査でおおむね同じである。

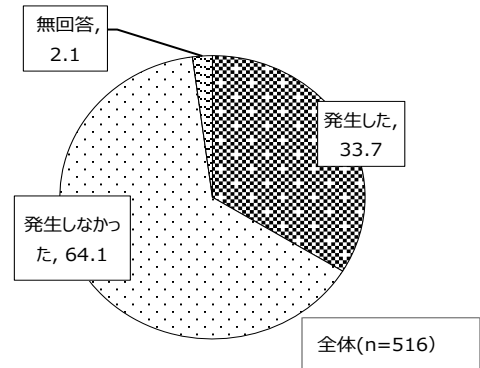
図表 3-22 令和6(2024)年4月における、宿日直中での通常業務・緊急対応の発生状況
(SA、単位=%)【労働者調査】

【①宿直中の通常業務・緊急対応の発生】



※令和6(2024)年4月に宿直に就いている者を対象に集計。

【②日直中の通常業務・緊急対応の発生】



※令和6(2024)年4月に日直に就いている者を対象に集計。

②宿日直中での通常業務・緊急対応が発生した場合の1日あたりの平均的な時間数

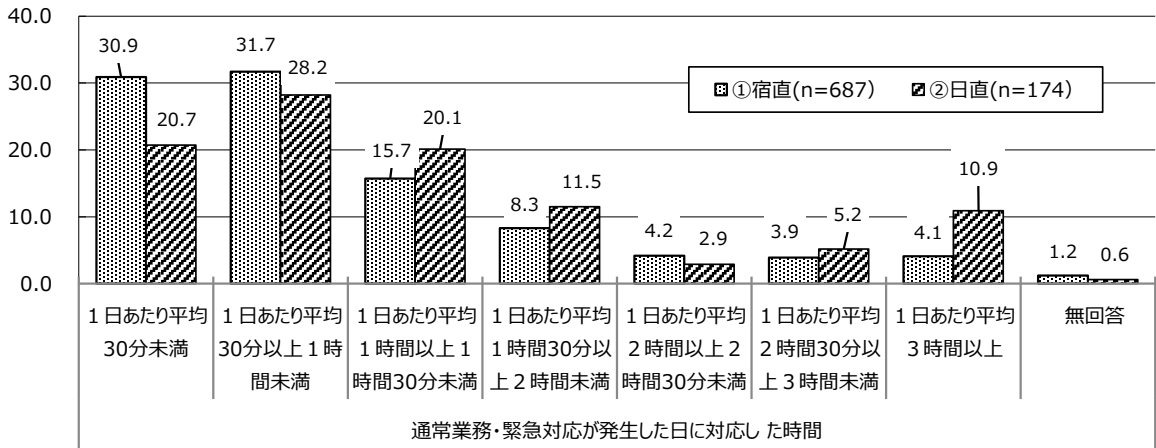
労働者調査では、宿直で通常業務・緊急対応が発生した者(「ほぼ毎回発生した」「宿直 2 回につき 1 回は発生した」「宿直 3 回につき 1 回は発生した」「宿直 4 回につき 1 回以下であった」と回答した者)及び、日直で通常業務・緊急対応が「発生した」者に対して、それぞれ、「令和 6(2024)年 4 月に就いた宿直(日直)について、通常業務・緊急対応が発生した日において、これらに対応した時間はどのくらいでしたか。1 日あたりの平均的な時間数を回答してください」と尋ねている。宿直と日直の通常業務・緊急対応の時間数をまとめたものが図表 3-23 である。

それによれば、宿直での通常業務・緊急対応の時間数は、「1 日あたり平均 30 分以上 1 時間未満」が 31.7%と最も割合が高く、次いで、「1 日あたり平均 30 分未満」が 30.9%となっており、1 時間未満で約 6 割を占めている。1 時間以上の時間数の分布をみると、「1 日あたり平均 1 時間以上 1 時間 30 分未満」が 15.7%、「1 日あたり平均 1 時間 30 分以上 2 時間未満」が 8.3%、「1 日あたり平均 2 時間以上 2 時間 30 分未満」が 4.2%、「1 日あたり平均 2 時間 30 分以上 3 時間未満」が 3.9%、「1 日あたり平均 3 時間以上」が 4.1%となっている。

日直での通常業務・緊急対応の時間数は、「1 日あたり平均 30 分以上 1 時間未満」が 28.2%と最も割合が高く、次いで、「1 日あたり平均 30 分未満」が 20.7%となっており、1 時間未満で約半数を占めている。1 時間以上の時間数の分布をみると、「1 日あたり平均 1 時間以上 1 時間 30 分未満」が 20.1%、「1 日あたり平均 1 時間 30 分以上 2 時間未満」が 11.5%、「1 日あたり平均 2 時間以上 2 時間 30 分未満」が 2.9%、「1 日あたり平均 2 時間 30 分以上 3 時間未満」が 5.2%、「1 日あたり平均 3 時間以上」が 10.9%となっている。

宿直と日直の時間数を比較すると、日直に比べ宿直の方が 1 時間未満の割合が 13.7 ポイント高い一方で、「1 日あたり平均 3 時間以上」の割合が 6.8 ポイント低くなっている。

図表 3-23 令和 6(2024) 年 4 月における、宿日直中での通常業務・緊急対応が発生した日における対応した時間
(SA、単位＝%)【労働者調査】



※①宿直については、令和6（2024）年4月に宿直に就いている者のうち、宿直で通常業務・緊急対応が発生した者（「ほぼ毎回発生した」、「宿直2回につき1回は発生した」、「宿直3回につき1回は発生した」又は「宿直4回につき1回以下であった」と回答した者）を対象に集計。②日直については、令和6（2024）年4月に日直に就いている者のうち、日直で通常業務・緊急対応が「発生した」と回答した者を対象に集計。

宿直と日直の通常業務・緊急対応の時間数について、宿日直中の業務別（「その他」除く）にみたものが図表 3-24 である。宿直について業務別にみると、「1 時間以上・計」（「1 日あたり平均 1 時間以上 1 時間 30 分未満」「1 日あたり平均 1 時間 30 分以上 2 時間未満」「1 日あたり平均 2 時間以上 2 時間 30 分未満」「1 日あたり平均 2 時間 30 分以上 3 時間未満」「1 日あたり平均 3 時間以上」の合計）の割合は、「非常事態に備えた待機」が 39.4%と他よりも高い。日直について業務別にみると、「1 時間以上・計」の割合は、「緊急の文書や電話の収受」が 65.2%、「非常事態に備えた待機」が 51.2%と高くなっている。

図表 3-24 令和 6(2024) 年 4 月における、宿直中(日直中)での通常業務・緊急対応が発生した日における
対応した時間(SA、単位＝%)〔宿日直中の業務別〕【労働者調査】

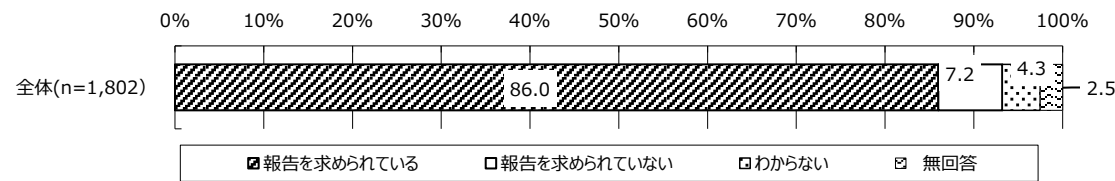
	①宿直							②日直						
	n	1日あたり平均1時間未満	1日あたり平均1時間以上2時間未満	1日あたり平均2時間以上3時間未満	1日あたり平均3時間以上	無回答	1時間以上・計	n	1日あたり平均1時間未満	1日あたり平均1時間以上2時間未満	1日あたり平均2時間以上3時間未満	1日あたり平均3時間以上	無回答	1時間以上・計
<宿日直中の業務別>														
定時の事業場内の見回り	190	70.5	18.4	7.9	1.6	1.6	27.9	30	60.0	30.0	6.7	3.3	0.0	40.0
緊急の文書や電話の収受	88	72.7	19.3	6.8	1.1	0.0	27.3	23	34.8	39.1	8.7	17.4	0.0	65.2
非常事態に備えた待機	317	59.6	26.8	8.2	4.4	0.9	39.4	86	47.7	32.6	9.3	9.3	1.2	51.2
商品等の盗難の防止、火災の防止	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	62	45.2	27.4	11.3	16.1	0.0	54.8	24	37.5	33.3	4.2	25.0	0.0	62.5

※①宿直については、令和6（2024）年4月に宿直に就いている者のうち、宿直で通常業務・緊急対応が発生した者（「ほぼ毎回発生した」、「宿直2回につき1回は発生した」、「宿直3回につき1回は発生した」又は「宿直4回につき1回以下であった」と回答した者）を対象に集計。②日直については、令和6（2024）年4月に日直に就いている者のうち、日直で通常業務・緊急対応が「発生した」と回答した者を対象に集計。表頭の「1日あたり平均1時間未満」は「1日あたり平均30分未満」「1日あたり平均30分以上1時間未満」の合計。「1日あたり平均1時間以上2時間未満」は「1日あたり平均1時間以上1時間30分未満」「1日あたり平均1時間30分以上2時間未満」の合計。「1日あたり平均2時間以上3時間未満」は「1日あたり平均2時間以上2時間30分未満」「1日あたり平均2時間30分以上3時間未満」の合計。「1時間以上・計」は、「1日あたり平均1時間以上2時間未満」「1日あたり平均2時間以上3時間未満」「1日あたり平均3時間以上」の合計。

③宿日直中での通常業務・緊急対応の報告状況

労働者調査では、宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合に、その実績や時間数について、会社側から報告を求められているかについて尋ねている。それによれば、「報告を求められている」が86.0%と大半を占めている。一方、「報告を求められていない」は7.2%、「わからない」は4.3%である（図表 3-25）。

図表 3-25 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した際、その実績や時間数について会社側から報告を求められているか(SA、単位＝%)【労働者調査】

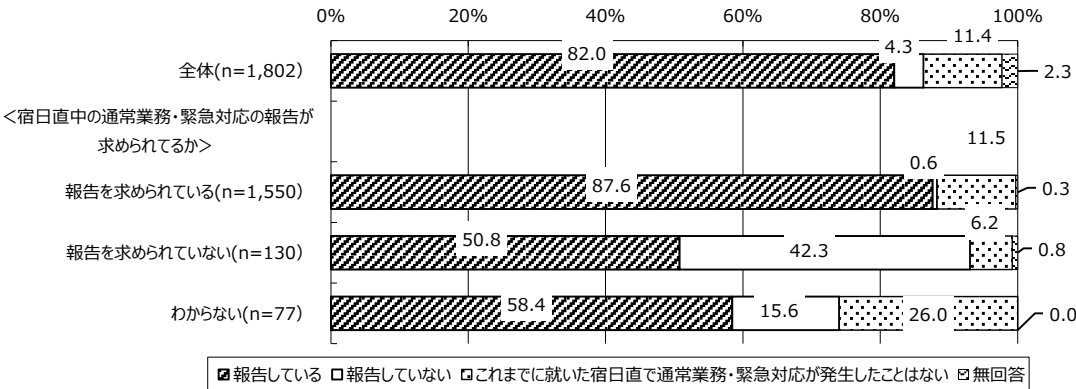


※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。

労働者調査では、「宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、会社側に報告していますか。（作業日報、作業日誌などに通常業務・緊急対応を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください）」と尋ねている。それによれば、「報告している」が82.0%と大半を占めている。「これまでに就いた宿日直で通常業務・緊急対応が発生したことはない」が11.4%であり、「報告していない」は4.3%である。

これを会社側から宿日直中の通常業務・緊急対応の報告が求められているかの別にみると、「報告している」割合は、報告を求められている場合、87.6%であるのに対して、報告を求められていない場合、50.8%となっている（図表 3-26）。

図表 3-26 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、会社側に報告していますか
(SA、単位＝%)【労働者調査】



※令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。

なお、事業場調査では、宿日直許可書の保存、周知の状況（以下、「許可書の保存・周知状況」という）や、宿日直時の通常業務・緊急対応の把握状況を尋ねている。参考として、これらを労働者調査に接続³⁰して、会社側から報告を求められているかの有無をみたものが図表3-27である。

許可書の保存・周知状況別にみると、許可書を周知している事業場ほど、労働者側の「報告を求められている」の割合が高くなる傾向にある。

また、宿直時の通常業務・緊急対応の把握状況別にみると、「報告を求められている」の割合は、「通常業務・緊急対応を把握していない」（65.6％）において最も低く、「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」（73.8％）、「通常業務・緊急対応の実績なし」（88.7％）、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」（91.5％）の順に高くなっていく。

同様に、日直時の通常業務・緊急対応の把握状況別にみると、「報告を求められている」の割合は、「通常業務・緊急対応を把握していない」（52.9％）において最も低く、次いで、「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」（74.3％）で低くなっており、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」「通常業務・緊急対応の実績なし」では9割弱と高くなっている（日直はn数が少ないことに留意）。

図表 3-27 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した際、その実績や時間数について会社側から報告を求められているか（SA、単位＝％）〔事業場調査：許可書の保存・周知状況別、通常業務・緊急対応の把握状況別〕【労働者調査】

		n	報告を求 められてい る	報告を求 められてい ない	わからない	無回答	
事業場 調査	<許可書の保存・周知状況別（※1）>						
	許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している		581	90.4	4.8	3.6	1.2
	許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している		800	87.5	7.5	3.5	1.5
	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない		218	82.6	9.6	7.3	0.5
	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない		53	66.0	24.5	7.5	1.9
	<（宿直）通常業務・緊急対応の把握状況別（※2）>						
	（宿直）通常業務・緊急対応の時間数まで把握		717	91.5	4.5	2.8	1.3
	（宿直）通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）		195	73.8	17.9	6.7	1.5
	（宿直）通常業務・緊急対応の実績なし		656	88.7	5.3	4.9	1.1
	（宿直）通常業務・緊急対応を把握していない		32	65.6	25.0	6.3	3.1
	<（日直）通常業務・緊急対応の把握状況別（※2）>						
	（日直）通常業務・緊急対応の時間数まで把握		221	89.1	7.2	2.7	0.9
	（日直）通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）		70	74.3	24.3	1.4	0.0
	（日直）通常業務・緊急対応の実績なし		205	89.8	5.4	3.9	1.0
	（日直）通常業務・緊急対応を把握していない		17	52.9	41.2	5.9	0.0

※1：表側の〈許可証の保存・周知状況別〉は、令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者のうち、事業場調査の許可書の保存・周知状況の回答（問9）と接続できた者を対象にクロス集計している。

※2：表側の〈（宿直）通常業務・緊急対応の状況別〉は、令和6（2024）年4月に宿直に就いている者のうち、事業場調査の宿直時の通常業務・緊急対応の状況の回答（問12から作成）と接続できた者を対象にクロス集計している。

※3：表側の〈（日直）通常業務・緊急対応の状況別〉は、令和6（2024）年4月に日直に就いている者のうち、事業場調査の日直時の通常業務・緊急対応の状況の回答（問12から作成）と接続できた者を対象にクロス集計している。

³⁰ 労働者調査票は、事業場調査票を配付した事業場を通じて各1通を労働者に対して配付している。労働者調査票の回答と事業場調査票の回答は対の関係にあることから、労働者調査の回答結果に、事業場調査の回答結果を接続して集計することができる（以下同じ）。

4. 宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置、労務管理

4-1. 宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置

(1) 宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置

事業場調査では、①労働者の健康・福祉を確保するための措置として、宿日直を行う労働者にのみ特別に行っている対応・考えを尋ねたうえで、「特別に行っている対応がある」事業場に対して、②宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応の内容についても尋ねている。これらをまとめたものが図表 4-1 である。

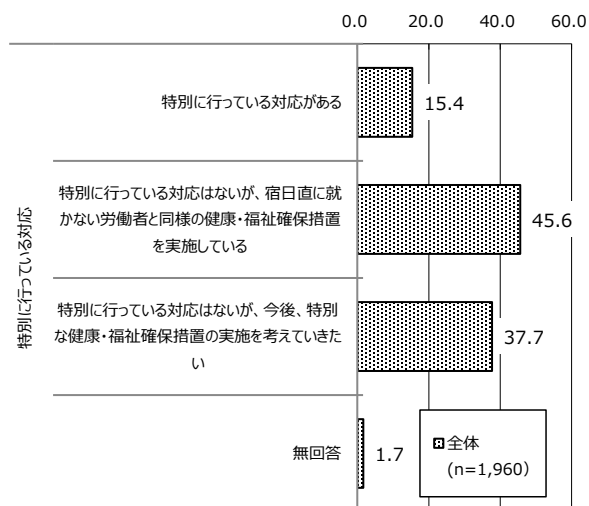
労働者の健康・福祉を確保するための措置（複数回答）として、宿日直を行う労働者にのみ「特別に行っている対応がある」とする割合は 15.4%となっている。「特別に行っている対応はないが、宿日直に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置を実施している」は 45.6%であり、「特別に行っている対応はないが、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい」は 37.7%となっている（図表 4-1①）。

宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応の内容（複数回答）については、「勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する」が 63.2%と突出して高く、次いで、「勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う」が 22.5%、「勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する」が 21.5%、「勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する」が 11.3%、「健康相談窓口を設置する」が 7.0%であり、「その他」³¹は 8.9%となっている（図表 4-1②）。

³¹ 調査票上、「特別の措置とは、宿日直に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます」と注記している。「その他」が 8.9%（27 件）あるが、「代休の付与」「原則宿直の翌日は午後の勤務免除」「インターバル、次の日は休日。宿直日出勤は 12 時とする」「残業をやらさない」などの休日、休暇関連等の記載のほか、「持病のある職員には勤務軽減」等の記載がみられた。

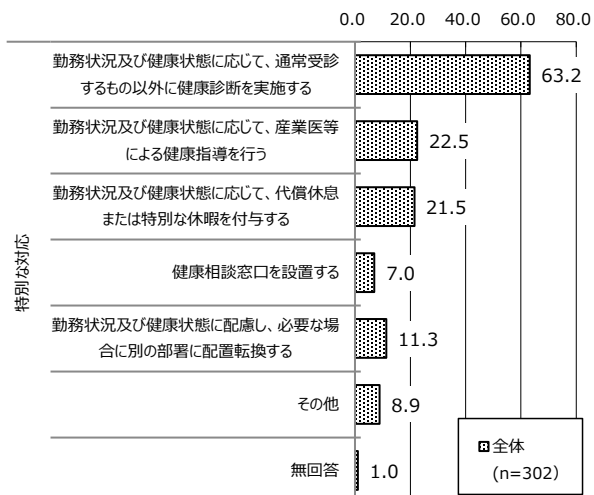
図表 4-1 ①労働者の健康・福祉を確保するための措置として、宿日直を行う労働者にのみ特別に行っている
対応・考え、及び、②宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応(単位＝%)【事業場調査】

【①労働者の健康・福祉を確保するための措置(MA)】



※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場（宿日直がある事業場）を対象に集計。

【②宿日直を行う労働者のみに行っている特別な対応(MA)】



※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場（宿日直がある事業場）のうち、宿日直を行う労働者にのみ「特別に行っている対応がある」と回答した事業場を対象に集計。

(2)宿日直に就いている者からみて、会社側への健康・福祉を確保するための特別の措置の要望

労働者調査では、宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思うか、と尋ねている。それによれば、「そう思う・計」（「非常にそう思う」「そう思う」の合計）は、42.4%となっている（図表 4-2）。

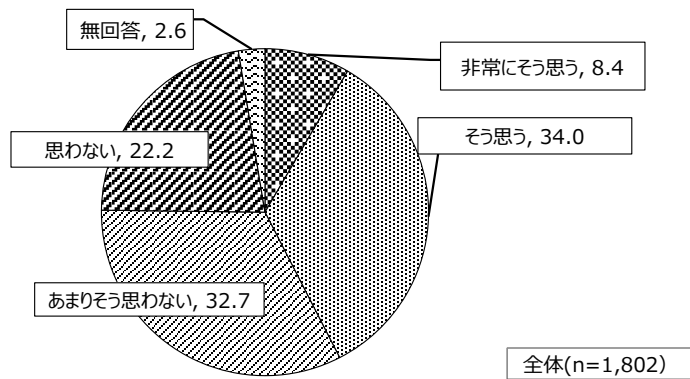
これを職種別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「そう思う・計」の割合が高いのは、「営業職（外回り等）」「建設・採掘関連の職」「保安職」「医療・福祉関連の職」などとなっている。

宿日直中の業務別（「その他」除く）にみると、「非常事態に備えた待機」で 44.9%と他に比べて高い（図表 4-3）。

宿直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、通常業務・緊急対応が「全く発生しなかった」に比べて、おおむね通常業務・緊急対応の発生頻度が多くなるほど、「そう思う・計」の割合が高くなる傾向にある。

次に、日直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、通常業務・緊急対応が「発生しなかった」に比べて、「発生した」の方が、「そう思う・計」の割合が高い（図表 4-4）。

図表 4-2 宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか
(SA、単位＝%)【労働者調査】



※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。

図表 4-3 宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか
(SA、単位＝%)【属性別】【労働者調査】

	n	非常にそ う思う	そう 思う	あまりそ う思わ ない	思わ ない	無回答	そう 思う・ 計
全体	1,802	8.4	34.0	32.7	22.2	2.6	42.4
<職種別>							
専門・技術・研究職	187	4.3	35.3	29.9	28.3	2.1	39.6
教員職	17	11.8	41.2	35.3	11.8	0.0	52.9
事務職	363	8.0	32.5	32.0	24.5	3.0	40.5
営業職（外回り等）	69	10.1	44.9	34.8	10.1	0.0	55.1
販売職	10	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	20.0
サービス職	97	6.2	28.9	35.1	28.9	1.0	35.1
医療・福祉関連の職	741	10.1	36.2	32.1	19.6	2.0	46.3
保安職	55	14.5	32.7	30.9	18.2	3.6	47.3
農林漁業関連の職	9	0.0	11.1	44.4	33.3	11.1	11.1
生産工程職	26	0.0	15.4	42.3	38.5	3.8	15.4
輸送・機械運転職	13	0.0	7.7	69.2	15.4	7.7	7.7
建設・採掘関連の職	40	10.0	40.0	30.0	12.5	7.5	50.0
運搬・清掃・包装の職	11	0.0	63.6	18.2	18.2	0.0	63.6
その他	136	5.9	30.9	32.4	25.7	5.1	36.8
<宿日直中の業務>							
定時の事業場内の見回り	615	7.3	34.5	34.3	23.3	0.7	41.8
緊急の文書や電話の収受	212	5.2	33.0	36.3	23.6	1.9	38.2
非常事態に備えた待機	695	9.5	35.4	32.7	21.2	1.3	44.9
商品等の盗難の防止、火災の防止	14	0.0	21.4	71.4	7.1	0.0	21.4
その他	149	10.1	32.2	24.8	28.2	4.7	42.3

※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。「そう思う・計」は、「非常にそう思う」「そう思う」の合計。

図表 4-4 宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか
(SA、単位＝%)〔通常業務・緊急対応の発生別〕【労働者調査】

	n	非常に そう 思う	そう 思う	あまり そう 思わない	思 わ な い	無 回 答	そう 思う・ 計
全体	1,802	8.4	34.0	32.7	22.2	2.6	42.4
<宿直中の通常業務・緊急対応の発生>							
ほぼ毎回発生した	107	15.9	42.1	28.0	13.1	0.9	57.9
宿直 2 回につき 1 回は発生した	65	13.8	35.4	27.7	21.5	1.5	49.2
宿直 3 回につき 1 回は発生した	67	9.0	44.8	28.4	14.9	3.0	53.7
宿直 4 回につき 1 回以下であった	448	9.2	39.3	33.0	17.4	1.1	48.4
全く発生しなかった	962	7.2	30.9	34.7	26.2	1.0	38.0
<日直中の通常業務・緊急対応の発生>							
発生した	174	17.2	33.3	30.5	18.4	0.6	50.6
発生しなかった	331	8.5	33.2	36.0	22.1	0.3	41.7

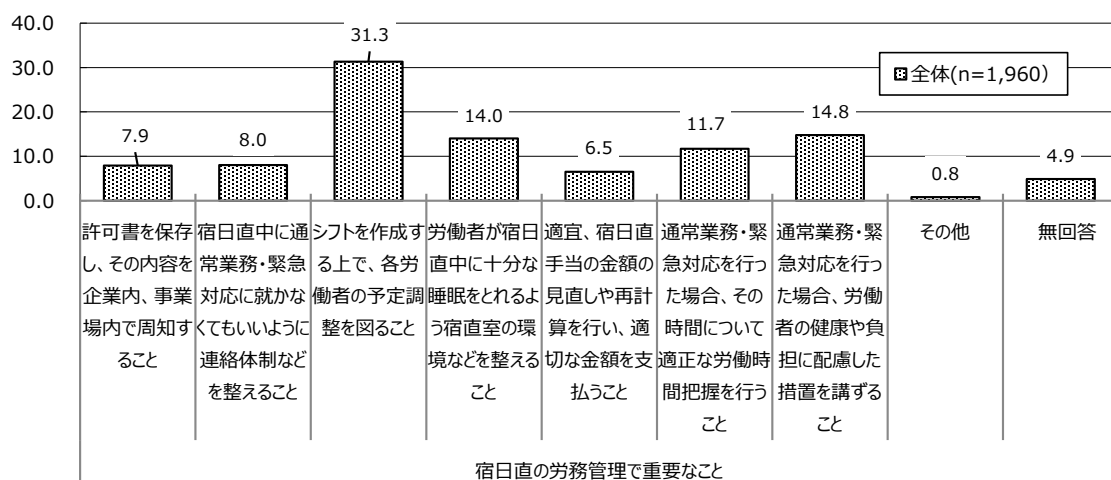
※令和 6（2024）年 4 月に宿日直に就いている者を対象に集計。「そう思う・計」は、「非常にそう思う」「そう思う」の合計。

4-2. 宿日直における労働者の労務管理

(1) 宿日直について労務管理をする上で重要なこと

事業場調査では、「宿日直について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください」と尋ねている。それによれば、「シフトを作成する上で、各労働者の予定調整を図ること」が 31.3%と最も高く、次いで、「通常業務・緊急対応を行った場合、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること」（14.8%）、「労働者が宿日直中に十分な睡眠をとれるよう宿直室の環境などを整えること」（14.0%）、「通常業務・緊急対応を行った場合、その時間について適正な労働時間把握を行うこと」（11.7%）などが続く（図表 4-5）。

図表 4-5 宿日直について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていること
(SA、単位＝%)【事業場調査】



※令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場（宿日直がある事業場）を対象に集計。

(2)宿日直について、労務管理を実現するために必要な制度

調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、「宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか」と尋ねている³²。両調査の結果をまとめたものが図表 4-6 である。

事業場調査では、必要な制度の具体的な項目としては、「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである」が 30.9%と最も割合が高く、次いで、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」が 28.2%、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」が 17.1%などとなっている。「特になし」は 27.3%である。

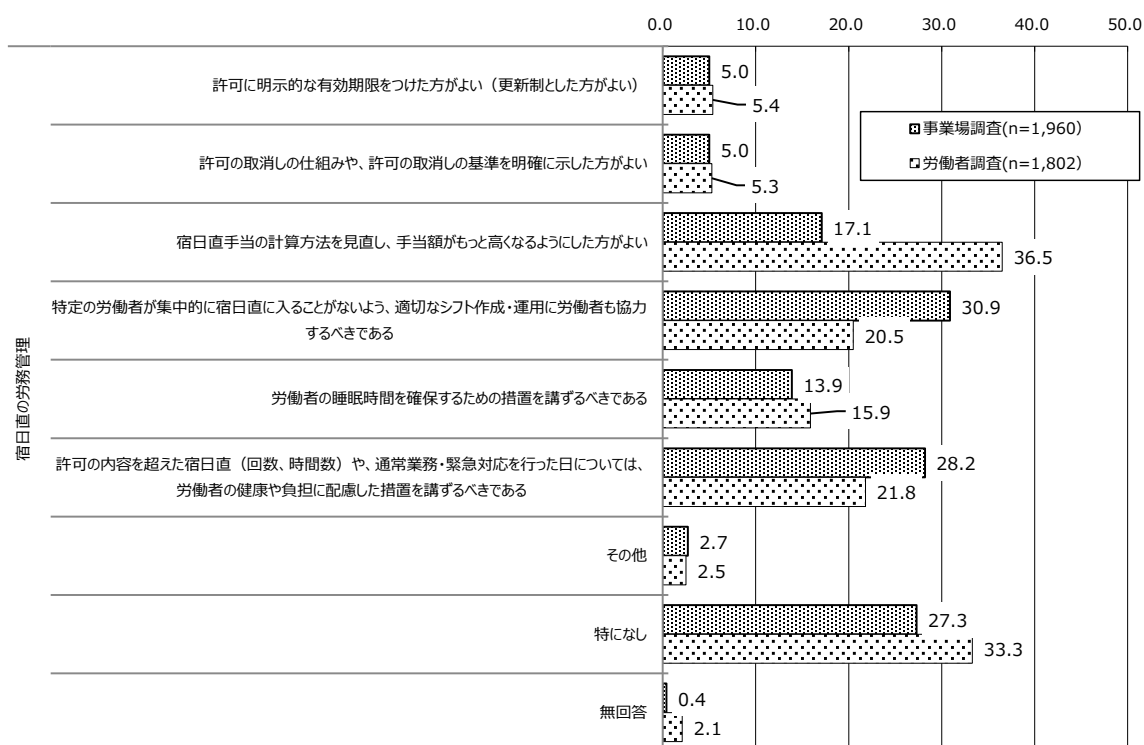
一方、労働者調査では、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」が 36.5%と最も高く、次いで、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」が 21.8%、「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである」が 20.5%、「労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである」が 15.9%などとなっている。「特になし」は 33.3%である。

両調査の割合を比較すると、労働者調査に比べ事業場調査の方が「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである」（10.4 ポイント）、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」（6.4 ポイント）で高くなっている。一方、事業場調査に比べ労働者調査の方が「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」（19.4 ポイント）で高くなっている。

³² 調査票では、事業場調査における選択肢「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、別途休暇を与えるなど長時間労働としないための措置を行い、労働者の健康や負担に配慮すべきである」に対応する選択肢が、労働者調査では、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」となっており、労働者調査には「別途休暇を与えるなど長時間労働としないための措置を行い、」の文言はないが、図表 4-6 では、同趣旨であることから、労働者調査票の選択肢の文言を表示している。

図表 4-6 宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度

(MA、単位＝%)【事業場調査・労働者調査】



※事業場調査は、令和6(2024)年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場(宿日直がある事業場)を対象に集計。労働者調査は、令和6(2024)年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。調査票では、事業場調査における選択肢「許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、別途休暇を与えるなど長時間労働とならないための措置を行い、労働者の健康や負担に配慮すべきである」に対応する選択肢が、労働者調査では「許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」となっているが、ここでは労働者調査の文言を表示している。

参考として、労働者調査の結果について、宿日直中の通常業務・緊急対応の発生別にみたものが図表 4-7 である。宿直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、「全く発生しなかった」に比べて通常業務・緊急対応の発生頻度が多くなるほど、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」「許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである」などの割合がおおむね高くなる傾向にある。

日直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、必要な制度のいずれの項目においても、通常業務・緊急対応が「発生しなかった」に比べて、「発生した」の方が高くなっている。とくに「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」「許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである」「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力すべきである」などで差が大きい。

図表 4-7 宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度(MA、単位＝%)

〔宿日直中の通常業務・緊急対応の発生別〕【労働者調査】

	n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい(更新制とした方がよい)	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい	特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである	労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである	許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
全体	1,802	5.4	5.3	36.5	20.5	15.9	21.8	2.5	33.3	2.1
＜宿日直中の通常業務・緊急対応の発生＞										
ほぼ毎回発生した	107	11.2	13.1	50.5	19.6	29.0	38.3	3.7	20.6	0.9
宿直2回につき1回は発生した	65	7.7	4.6	49.2	20.0	13.8	21.5	10.8	27.7	1.5
宿直3回につき1回は発生した	67	6.0	3.0	41.8	17.9	23.9	29.9	4.5	22.4	1.5
宿直4回につき1回以下であった	448	6.5	6.0	40.0	21.0	15.8	27.5	2.9	31.9	0.7
全く発生しなかった	962	4.7	4.8	33.3	20.8	15.1	17.7	1.6	37.0	0.5
＜日直中の通常業務・緊急対応の発生＞										
発生した	174	6.9	8.0	50.0	24.1	24.1	32.8	5.2	20.7	0.0
発生しなかった	331	4.5	5.7	39.3	19.0	14.2	21.5	1.2	36.0	0.3

※令和6(2024)年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。

労働者調査の結果について、健康・福祉を確保するための特別措置の要望別にみると、特別措置の要望で「思わない」に比べ「非常にそう思う」とする者ほど、いずれの項目の割合も高くなっている。とくに、「非常にそう思う」では、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」(65.8%)、「許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」(50.7%)の割合が高い(図表 4-8)。

図表 4-8 宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度(MA、単位＝%)

〔健康・福祉を確保するための特別措置の要望別〕【労働者調査】

	n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい(更新制とした方がよい)	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい	特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである	労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである	許可の内容を超えた宿日直(回数、時間数)や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
全体	1,802	5.4	5.3	36.5	20.5	15.9	21.8	2.5	33.3	2.1
＜健康・福祉を確保するための特別措置の要望別＞										
非常にそう思う	152	12.5	11.8	65.8	31.6	35.5	50.7	7.2	9.9	0.0
そう思う	613	8.0	7.7	46.8	25.4	23.3	31.5	2.6	16.6	0.3
あまりそう思わない	590	3.2	4.2	31.7	20.7	11.7	15.3	1.7	38.0	0.2
思わない	400	2.5	1.3	20.8	10.0	5.0	7.5	2.0	63.5	0.0

※令和6(2024)年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。